

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害応急対策活動計画

災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害活動体制の万全を期し、応急対策を強力かつ迅速に推進する。特に、風水害については、ある程度予測可能な災害であることから、気象予警報等の気象情報をいち早く入手し、迅速かつ適切な防災体制を整備することにより災害を未然に防止し、住民の生命及び財産の保護に努める。

第1 風水害発生時の災害応急対策活動体制

市域内において風水害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市及び防災関係機関は迅速かつ的確に災害応急対策活動体制を確立し、応急対策を実施する。

風水害時の配備体制と配備基準

本部	配備	配備基準		主な活動	配備職員	市民がとるべき行動
		気象情報等	警戒、被害の目安			
—	注意配備 (レベルA)	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨等に関する警報(注1)が発表される可能性があるとき ●台風接近に伴い強風注意報が発表され暴風域に入る可能性が高いとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●降雨、河川の水位の状況により、河川・がけ地の警戒が必要になったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 ●巡視 ●河川、ハザード地域の警戒 	注意配備職員 (約10名) ※気象・警戒の状況から危機管理課長が配備を判断	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動の確認が必要とされ、ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する
—	警戒配備 (レベルB)	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨等に関する警報(注1)が発表されたとき ●台風接近により暴風域に入る可能性が高いとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●暴風、降雨、河川の水位の状況により、河川・がけ地の警戒が必要になったとき ●局地的に軽微な災害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 ●巡視 ●河川、ハザード地域の警戒 ●水防活動 	警戒配備職員 (全職員の1/10程) ※気象・警戒・被害の状況から危機管理監が配備を判断	<ul style="list-style-type: none"> ●避難行動の確認が必要とされ、ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認する

本部	配備	配備基準		主な活動	配備職員	市民がとるべき行動		
		気象情報等	警戒、被害の目安					
災害警戒本部	警戒本部体制 (レベルC)	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨等に関する警報(注1)が発表されたとき ●台風接近により暴風域に入る可能性が高いとき ●土砂災害警戒情報が発表されたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●全庁的な警戒体制が必要になったとき ●高齢者等避難及び避難指示を発令するとき ●局地的な災害(家屋浸水、がけ崩れ等)が発生したとき ●記録的短時間大雨情報が発表されたとき ●重大な災害の起こるおそれが著しく大きくなったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 ●被害状況の把握 ●災害の警戒 ●応急復旧 	警戒本部体制職員 (全職員の1/3程度) ※気象・警戒・被害の状況から副市長が配備を判断	<ul style="list-style-type: none"> ●市が危険度分布や河川の水位情報等を用いて高齢者や要配慮者等の自らの避難判断の目安となる「高齢者等避難」や避難が必要とされる目安となる「避難指示」を発令する情報。災害が想定されている区域等では、避難情報の発令に留意する。 		
		災害対策本部	第1配備 (レベルD)	<ul style="list-style-type: none"> ●大雨等に関する警報(注2)が発表されたとき ●広範囲にわたる災害が発生すると予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●市民生活に影響のある(ライフライン等)施設に被害が発生したとき ●避難指示を発令するとき ●人的被害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 ●被害状況の把握 ●救出、救護 ●被災者、避難者救援 ●応急復旧 	第1 配備職員 (全職員の1/2程度) ※気象・警戒・被害の状況から市長が配備を判断	<ul style="list-style-type: none"> ●市が「避難指示」を発令する目安となる情報。避難が必要とされるレベルに相当し、災害が想定されている区域では、市からの避難情報に留意するとともに、避難情報が発令されていなくても危険度分布や河川の水位情報等を用いて自ら判断を行う。
			第2配備 (レベルE)	<ul style="list-style-type: none"> ●市全域に災害が発生すると予想されるとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●土砂災害等によって重大な災害が発生したとき ●広範囲に大規模な災害が発生したとき 	<ul style="list-style-type: none"> ●全活動 	第2 配備職員 (全職員) ※気象・警戒・被害の状況から市長が配備を判断	<ul style="list-style-type: none"> ●災害がすでに発生していることを示すレベルに相当し、何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっており、命を守るための最善の行動をとる。

(注1)大雨警報(浸水害、土砂災害)、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報をいう。

(注2)大雨特別警報(浸水害、土砂災害)、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報をいう。

※1：風水害等における注意配備職員は、「危機管理課長」が、警戒配備職員は、気象・警戒の状況から「危機管理監」が判断

※2：風水害等における警戒本部体制配備職員は、「副市長」が、災害対策本部体制配備職員は、気象・警戒・被害の状況から「市長」が判断

※3：高齢者等避難及び避難指示等を発令する場合は、市長の指示により行う。

第2 地震災害発生時の災害応急対策活動体制

地震により、市域において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は、県及び防災関係機関とともに迅速かつ確に災害応急対策活動体制を確立し、応急対策を実施する。

地震災害時の配備体制と配備基準

本部	配備	配備基準		主な活動	配備職員
		震度情報	警戒、被害の目安		
	警戒配備 (レベルB)	震度4	<ul style="list-style-type: none"> ●震度4の地震が発生したとき ●避難者が発生したとき ●市内公共施設(建物・ライフライン等)の被害を確認したとき ●関係機関との連絡調整 ※被害状況の把握完了し、自主避難者や市民からの問合せ等が減少した場合は注意配備体制へ縮小。	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 ●被害状況把握 	警戒配備職員 (全職員の1/10程度) ※気象・警戒・被害の状況から危機管理監が判断
災害警戒本部	災害警戒本部 (レベルC)	震度5弱	<ul style="list-style-type: none"> ●震度5弱の地震が発生したとき ●公共施設に被害が生じる可能性があるとき ●避難者多数発生のおそれがあるとき ●警戒配備体制では、対応困難と副市長が判断したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 ●被害状況把握 ●二次災害の警戒 ●応急復旧 	災害警戒本部職員 (全職員の1/3程度) ※気象・警戒・被害の状況から副市長が配備を判断
災害対策本部	第1配備 (レベルD)	震度5強	<ul style="list-style-type: none"> ●震度5強の地震が発生したとき ●公共施設に被害が生じる可能性があるとき ●避難者が多数発生したとき ●全庁的な対応の必要性があるとき ●災害警戒本部体制では、対応困難と市長が判断したとき	<ul style="list-style-type: none"> ●情報収集 ●被害状況把握 ●二次災害の警戒 ●応急復旧 	第1配備職員 (全職員の1/2程度) ※自動配備
	第2配備 (レベルE)	震度6弱以上	<ul style="list-style-type: none"> ●震度6弱以上の地震が発生したとき ●公共施設に被害が生じる可能性があるとき ●避難者が多数発生したとき ●全庁的な対応の必要性があるとき ●災害対策本部(第1配備体制)では、対応困難と市長が判断したとき	●全活動	第2配備職員 (全職員) ※自動配備
※自動配備 職員は上司からの指示を待つことなく配備につくものとする。また、勤務時間外に市内で震度5強以上の地震が発生した場合には、指定する職員が自主的かつ速やかに参集するものとする。同時に職員メールで配信される安否確認に必ず回答すること。					

第3 非常配備体制の決定

気象情報等により災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、若しくは地震災害が発生した場合、防災担当者は直ちに災害情報の収集を行い、状況を判断した上で、指揮権者の判断及び配備体制決定を受け、関連する職員に対し早期の参集を伝達する。動員体制の基準は「風水害、地震災害時の配備体制と配備基準表」による。

- (1) 注意配備体制
- (2) 警戒配備体制
- (3) 災害警戒本部体制
- (4) 災害対策本部第1配備体制・第2配備体制

第4 勤務時間内における緊急動員体制

平常の勤務時間内において配備体制がとられた場合、防災担当者は危機管理監の指示により庁内放送及び携帯電話メールによって配備の伝達を行う。参集場所は原則として各所属課及び室とするが、特に危機管理監に指定された職員については指定された場所に参集する。

第5 勤務時間外における緊急動員体制

勤務時間外又は休日等において配備体制がとられた場合、危機管理監より連絡を受けた防災担当者は、携帯電話メールを使用して早期の動員伝達を図る。

全ての職員は、市域において何らかの気象警報が発令された場合は、連絡がとれるよう自宅に待機し、待機できない場合は所属長に所在を連絡する。

第6 非常時の活動体制

本市における非常時の防災活動体制は、気象予警報及び発生した災害の規模、被害状況に応じて、「注意配備体制」、「警戒配備体制」、「災害警戒本部体制」、「災害対策本部第1配備体制・第2配備体制」の5通りとする。また、一部地区において大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は各地区に「現地災害対策本部」を設置する。なお、局所的な防災活動の必要が生じた場合は、「地区連絡所」を設置する。

1 注意配備体制

(1) 注意配備体制の設置

注意配備体制の配備基準に達した場合、危機管理課長は、注意配備体制の配備を決定する。

(2) 職員の指定

危機管理課長は、注意配備体制において参集する職員を予め指定する。

(3) 配備体制の伝達

ア 勤務時間中における伝達

危機管理課長は、注意配備体制をとったときは、防災担当者を通じ、職員の参集が必要な所属の長に伝達する。また、所属長は該当職員に伝達する。

イ 勤務時間外又は休日等における伝達

・危機管理課長は、注意配備体制をとったときは、防災担当者を通じ、携帯電話メー

ルを使用して早期の動員伝達を図る。又、予め定める緊急連絡網により参集が必要な所属の長に伝達する。

- ・伝達を受けた所属長は、予め定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。

(4) 業務内容

参集した職員は、情報の収集連絡等を行う。

(5) 注意配備体制の組織

■宇陀市災害対応組織図（風水害）		注意配備 【レベルA】	
注意配備		課名	以下の状況に該当する場合に設置
責任者	副責任者		
危機管理課長	—	危機管理課	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨等に関する警報が発表される可能性があるとき ・台風接近に伴い強風注意報が発表され、暴風域に入る可能性が高い場合 ・降雨、河川の水位の状況により、河川・がけ地の警戒が必要になった場合 ・県から原子力施設における警戒事象発生の情報連絡を受けた場合
	農林課長	農林課	
	建設課長	建設課	

(6) 配備体制の解除等

危機管理課長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、注意配備体制を解除する。また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、災害警戒本部体制へ移行する。

2 警戒配備体制

(1) 警戒配備体制の設置

警戒配備体制の配備基準に達した場合、危機管理監は、警戒配備体制の配備を決定する。

(2) 職員の指定

危機管理監は、警戒配備体制において参集する職員を予め指定する。

(3) 配備体制の伝達

ア 勤務時間中における伝達

危機管理監は、警戒配備体制をとったときは、防災担当者を通じ、職員の参集が必要な所属の長に伝達する。また、所属長は該当職員に伝達する。

イ 勤務時間外又は休日等における伝達

- ・危機管理監は、警戒配備体制をとったときは、防災担当者を通じ、携帯電話メールを使用して早期の動員伝達を図る。又、予め定める緊急連絡網により参集が必要な所属の長に伝達する。
- ・伝達を受けた所属長は、予め定める緊急連絡網により参集すべき所属職員に伝達する。

(4) 業務内容

参集した職員は、情報の収集連絡、水防活動等を行う。

(5) 警戒配備体制の組織

警戒配備		部	班	事務分掌
責任者	副責任者			
危機管理監	危機管理課長 大宇陀地域事務所長 菟田野地域事務所長 室生地域事務所長	本部事務局 財務調整部 広報物資部	総括班 地域市民班 財務管財班 広報管理班	<ul style="list-style-type: none"> ◆警戒配備設置について職員への周知 ◆気象情報・河川水位情報等の収集・伝達・記録 ◆県、消防署、自衛隊等の各関係機関への連絡 ◆車両、無線、住宅地区等の必要備品の確保 ◆各情報(市民等からの通報、各警戒活動状況、その他)の記録、収集、整理、伝達 ◆各地域事務所への連絡・情報収集 ◆災害警戒本部への移行準備 ◆消防団との連絡調整に関する事
	—	福祉救護部	福祉班 医療救護班	<ul style="list-style-type: none"> ◆要配慮者の避難支援に関する事 ◆市立病院、さんとぴあ榛原等との連絡調整に関する事 ◆災害警戒状況を踏まえた、災害警戒本部への移行準備 ◆他班への協力
	農林商工部長	農林商工部	農林商工班	<ul style="list-style-type: none"> ◆農林物及び農林業被害施設の災害応急対策に関する事 ◆治山、林道その他林業用施設の被害調査に関する事 ◆林道・農業用施設等の被害調査及び応急対策に関する事 ◆宮奥ダムの管理に関する事 ◆災害警戒状況を踏まえた、災害警戒本部への移行準備
	建設部長	建設対策部	土木班	<ul style="list-style-type: none"> ◆がけ崩れ(急傾斜地)・土砂崩れの災害危険箇所の警戒巡視 ◆市民からの連絡通報箇所の対応 ◆道路冠水・損壊等に伴う交通規制の緊急措置 ◆協力企業等への協力依頼 ◆災害警戒状況を踏まえた、災害警戒本部への移行準備
	—	教育・避難所対策部	教育班 避難所対策班 市民保健班 環境対策班	<ul style="list-style-type: none"> ◆避難所の開設、運営、閉鎖に関する事 ◆災害警戒状況を踏まえた、災害警戒本部への移行準備 ◆他班への協力
	—	上下水道部		<ul style="list-style-type: none"> ◆災害警戒状況を踏まえた、災害警戒本部への移行準備

※責任者が不在の場合は、対象部内の管理職が代理を務める

(6) 警戒配備体制の解除等

危機管理監は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、警戒配備体制を

解除する。また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、災害警戒本部体制へ移行する。

3 災害警戒本部体制

(1) 災害警戒本部体制の設置

災害警戒本部体制の配備基準に達した場合、副市長は、災害警戒本部体制の配備を決定する。

(2) 職員の指定

副市長は、災害警戒本部体制において参集する職員を予め指定する。

(3) 配備体制の伝達

ア 勤務時間中における伝達

副市長は、災害警戒本部体制をとったときは、防災担当者を通じ、携帯電話メールを使用して早期の動員伝達を図る。又、職員の参集が必要な所属の長に伝達する。また、所属長は該当職員に伝達する。

イ 勤務時間外又は休日等における伝達

- ・副市長は、災害警戒本部体制をとったときは、防災担当者を通じ、携帯電話メールを使用して早期の動員伝達を図る。又、予め定める緊急連絡網により参集が必要な所属の長に伝達する。
- ・伝達を受けた所属長は、予め定める緊急連絡網により参集すべき職員に伝達する。

(4) 業務内容

参集した職員は、災害警戒本部体制において以下の業務を実施する。

- ア 気象に関する情報、地震情報の収集
- イ 被害情報の収集
- ウ 防災関係機関との連絡
- エ 災害対策本部体制の準備
- オ その他災害警戒本部体制において必要な業務

(5) 災害警戒本部体制の組織

■宇陀市災害対応組織図（風水害・地震）			災害警戒本部		【レベルC】	
災害警戒本部			部	班	平常時 構成組織	正副班長
本部長	副本部長	本部員（部長・参勤）				
副市長	危機管理監 市長公室長 建設部長	危機管理監 各地域事務所長	本部事務局	総括班	危機管理課 総務課	①危機管理課長 ②危機管理課管理職又は総務課長
				地域市民班	地域市民課	①地域事務所長 ②地域市民課長補佐
				受援調整班	危機管理課 総務課	①危機管理課管理職又は課長補佐 ②総務課長
		総務部長	財務調整部	財務管財班	財政課 出納室	①財政課長 ②行政経営課長 ③出納室長
				税務調査班	税務課	①税務課長 ②税務課の管理職
		市長公室長 議会事務局長	広報物流部	広報管理班	秘書広報情報課	①秘書広報情報課長
					自主放送スタジオ	②人事課長
					人事課	③議会事務局総務課長
		物流班	企画課	①企画課長		
			政策推進課	②政策推進課長		
市民協働課						

■宇陀市災害対応組織図（風水害・地震）			災害警戒本部 【レベルC】				
災害警戒本部			部	班	平常時 構成組織	正副班長	
本部長	副本部長	本部員（部長・参事）					
		市民環境部長	市民環境部	市民保健班	市民課 保険年金課	①市民課長 ②保険年金課長	
				環境対策班	環境対策課 宇陀クリーンセンター 護美センター	①環境対策課長 ②環境対策課管理職又は課長補佐 ③宇陀クリーンセンター所長	
		健康福祉部長	福祉救護部	福祉班	介護福祉課	介護福祉課	①介護福祉課長
					厚生保護課	厚生保護課	②厚生保護課長
					医療介護あんしんセンター	医療介護あんしんセンター	③医療介護あんしんセンター所長
					社会福祉協議会	社会福祉協議会	
		農林商工部長	農林商工部	農林商工班	健康増進課	健康増進課	①健康増進課長
					中央保健センター	中央保健センター	②中央保健センター所長
					東里・田口診療所	東里・田口診療所	
					宇陀市立病院 さんとび榛原	宇陀市立病院 さんとび榛原	
建設部長	建設対策部	土木班	商工産業課	商工産業課	①農林課長		
			観光課	観光課	②商工産業課長		
			農林課	農林課	③観光課長		
			建設課	建設課	①建設課長		
教育委員会事務局長	教育・避難所対策部	教育班	公営住宅課	公営住宅課	②公園課長		
			まちづくり推進課	まちづくり推進課	③まちづくり推進課長		
			公園課	公園課	④公営住宅課長		
			教育総務課	教育総務課	①教育総務課長		
			文化財課	文化財課	②こども未来課長		
			学校給食センター	学校給食センター	③文化財課長		
			こども未来課	こども未来課			
			各幼稚園	各幼稚園			
		各こども園	各こども園				
		榛原北保育園	榛原北保育園				
		子育て支援センター	子育て支援センター				
		避難所対策班	生涯学習課	生涯学習課	①生涯学習課長		
			総合体育館	総合体育館	②人権推進課長		
			中央公民館	中央公民館			
中央図書館	中央図書館						
人権推進課	人権推進課						
人権交流センター	人権交流センター						
市民課・保険年金課	市民課・保険年金課						
環境対策課・宇陀クリーンセンター	環境対策課・宇陀クリーンセンター						
<u>建設部長</u>	上下水道部	上下水道対策班	建設部下水道課	<u>①下水道課長</u>			
			<u>※建設部と奈良県広域水道企業団宇陀事務所が連携</u>				
消防団長		本部事務局	消防団	①上席副団長			

※本部員補佐の次長級が不在の場合は、部内の班長が代理を務める

※避難所対策班の市民課・保険年金課・環境対策課・宇陀クリーンセンターは、災害業務が発生した時点で応援業務を解く

(6) 災害警戒本部の廃止等

副市長は、予想された災害の危険が解消したと認められるとき、災害警戒本部を廃止または注意配備体制へ移行する。

また、災害が拡大したとき、もしくは拡大のおそれがあるとき、市長の判断により災害対策本部へ移行する。

4 災害対策本部体制

災害対策本部は、市において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市の地域に係る災害応急対策を実施するため、市長が市防災会議と緊密な連携のもとに設置する。なお、災害対策本部の運営に関しては、宇陀市災害対策本部条例に基づくものとする。

(1) 実施責任者

災害対策本部の実施責任者（本部長）は市長とする。市長に事故ある場合は、以下の権限委譲順位に準じて、次順位の者がこれにあたる。

■ 災害対策本部の実施権限委譲順位

第1順位	第2順位	第3順位
副市長	教育長	危機管理監

(2) 災害対策本部体制の設置

災害対策本部体制の配備基準に達した場合、市長は、災害対策本部体制の配備を決定する。

(3) 設置場所

災害対策本部は宇陀市庁舎 312 会議室または大会議室に設置する。なお、庁舎が何らかの事情で使用できない場合は、市長の判断により、菟田野地域事務所に設置する。

(4) 組織、事務分掌等

本部会議は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議するものとする。

災害対策本部の組織は、次のとおりとする。

ア 本部長（市長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副市長、教育長）

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故あるときはその職務を代理する。

ウ 本部員（部長職）

本部員は、本部長の命を受け本部の事務に従事する。

エ 本部会議

本部会議は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議する。

オ 事務局長（危機管理監）

災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合に、災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関して市長を補佐するとともに、災害対策本部の運営及び取りまとめ、各部への指示を行う。

カ 部及び班

- ・本部に部（本部事務局を含む。）及び班を設け、部には部長、班には班長をそれぞれ置く。
- ・部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理し、所属班長を指揮監督する。
- ・班長は、部長の命を受け、班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- ・各部、各班の所掌事務は、別表「宇陀市災害対策本部の事務分掌」とする。なお、災害の状況等によりこの所掌事務に基づかず、部、班の応援を求める場合がある。

■宇陀市災害対応組織図（風水害・地震）				災害対策本部 【レベルD・E】			
災害対策本部				部	班	平常時 構成組織	正副班長
本部長	副本部長	本部員（部長・参事）	本部員補佐（次長）				
市長	副市長 教育長	危機管理監 各地域事務 所長	総務部 次長	本部事務局	総括班	危機管理課	①危機管理課長 ②危機管理課管理職 又は総務課長
						総務課	
					地域市民班	地域市民課	①地域事務所長 ②地域市民課長補佐
		総務部長	総務部 次長	財務調整部	財務管財班	危機管理課	①危機管理課管理職 又は課長補佐 ②総務課長
						総務課	
		市長公室長 議会事務局 長	市長公室 次長	広報物流部	広報管理班	財政課	①財政課長 ②行政経営課長 ③出納室長
						行政経営課	
		出納室					
		市民環境部 長	市民環境 部 次長	市民環境部	市民保健班	税務課	①税務課長 ②税務課の管理職
						税務調査班	
健康福祉部 長	健康福祉 部 次長	福祉救護部	福祉班	秘書広報情報課	①秘書広報情報課長 ②人事課長 ③議会事務局総務課長		
				自主放送スタジオ			
人事課							
健康福祉部 長	健康福祉 部 次長	福祉救護部	福祉班	議会事務局	①企画課長 ②政策推進課長		
				物流班			
企画課	①市民課長 ②保険年金課長						
政策推進課							
市民協働課	①環境対策課長 ②環境対策課管理職 又は課長補佐 ③宇陀クリーンセン ター所長						
市民課							
保険年金課							
健康福祉部 長	健康福祉 部 次長	福祉救護部	福祉班	環境対策課	①介護福祉課長 ②厚生保護課長 ③医療介護あんしん センター所長		
				宇陀クリーンセンター			
				護美センター			
				介護福祉課			
健康福祉部 長	健康福祉 部 次長	福祉救護部	福祉班	厚生保護課	①健康増進課長 ②中央保健センター所長		
				医療介護あんしんセンター			
				社会福祉協議会			
				医療救護班			
健康増進課	①健康増進課長 ②中央保健センター所長						
中央保健センター							
東里・田口診療所 宇陀市立病院							

■宇陀市災害対応組織図（風水害・地震）				災害対策本部 【レベルD・E】			
災害対策本部				部	班	平常時 構成組織	正副班長
本部長	副本部長	本部員（部 長・参事）	本部員補 佐（次 長）				
						さんとは榎原	
		農林商工部 長	農林商工 部 次長	農林商工部	農林商工班	商工産業課 観光課 農林課	①農林課長 ②商工産業課長 ③観光課長
		建設部長	建設部 次長	建設対策部	土木班	建設課 公営住宅課 まちづくり推 進課 公園課	①建設課長 ②公園課長 ③まちづくり推進課 長 ④公営住宅課長
		教育委員会 事務局長	教育委員 会事務局 次長	教育・避難 所対策部	教育班	教育総務課 文化財課 学校給食セン ター こども未来課 各幼稚園 各こども園 榎原北保育園 子育て支援セ ンター	①教育総務課長 ②こども未来課長 ③文化財課長
		建設部長	建設部 次長	上下水道部	上下水道対 策班	生涯学習課 総合体育館 中央公民館 中央図書館 人権推進課 人権交流セン ター	①生涯学習課長 ②人権推進課長
						建設部下水道課 ※建設部と奈良県広域水道企業団 宇陀事務所が連携。	①建設部下水道課長
本部長付		消防団長			本部事務局	消防団	①上席副団長

※本部員補佐の次長級が不在の場合は、部内の班長が代理を務める

(5) 本部の運営

災害対策本部の運営については、本部会議において災害対策の方針決定を行い、本部事務局が運営事務にあたる。本部会議における決定事項は本部長の指示として、各本部員から各班長を通じて速やかに全職員に周知する。

総務部長は各部の間での調整を図るため、必要に応じて各部長・班長会議を開催する。

(6) 職員の参集

ア 全職員の参集

全職員は、大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがあることを覚知したとき若しくは災害対策本部設置の伝達があったときは直ちに参集するものとする。

イ 参集場所

原則として、本部員及び本部事務局職員は市役所内災害対策本部設置場所に、その他の職員は各所属に参集する。

ただし、交通機関等が途絶し、上記の場所への参集が困難な場合は、各地域事務所及び最寄りの出先機関に参集する。

ウ 参集時の心構え

職員は、参集途中において周囲の被害状況を確認し、所属長等に報告する。また、参集途中において重大な被害が生じている状況を確認したときは、各自の判断で住民の救出を優先し、救出の状況等について所属等へ連絡するものとする。

エ 参集状況等の報告

各部の連絡責任者は職員の参集状況を速やかに把握し、本部事務局へ報告するものとする。

(7) 災害対策本部の廃止等

ア 災害対策本部の廃止

市長は、予想された災害の危険が解消したと認められたとき、もしくは災害発生後における応急措置が完了したと認められたとき、災害対策本部を廃止する。

イ 災害対策本部の設置及び廃止の通知等

総括班、広報班は、災害対策本部を設置または廃止したとき、市民、関係機関、報道機関等へ通知・公表を行なう。

5 現地災害対策本部

本部長は、被災地における災害応急対策を推進する上で必要があると認める場合には、災害現場付近の地域事務所に現地災害対策本部を設置することができる。

(1) 設置及び廃止基準

市長は、以下の場合に現地災害対策本部を設置又は廃止する。

ア 設置基準

- ・市内の地区において大規模かつ広範囲にわたる災害が発生し、又は発生するおそれがある場合
- ・その他現地災害対策本部の設置が必要と認められる場合

イ 廃止基準

- ・被災地区における災害応急対策がおおむね完了した場合
- ・被災地区において災害の発生するおそれがなくなった場合

(2) 設置場所

現地災害対策本部は各地区の地域事務所内に設置する。なお、地域事務所が何らかの事情で使用できない場合は、別途検討する。

(3) 組織、事務分掌等

ア 現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地本部員には、本部長が指名する職員をもって充てる。

(4) 本部の運営

現地災害対策本部の運営については、災害対策本部の方針決定を受け、現地災害対策本部長が運営事務にあたる。決定事項は現地災害対策本部長の指示を受け職員に周知

する。

(5) 職員の参集

職員の参集については、前項「災害対策本部」の規定に準ずる。

■宇陀市災害対策本部の事務分掌

部名	班名	所掌事務
	各班共通	<ol style="list-style-type: none"> 1 班内職員の動員、配備に関する事 2 所管施設の被害防止又は軽減（避難誘導を含む）、被害調査に関する事 3 所管事項に関する被害調査及び応急対策に関する事 4 所管事項に関する業者、民間団体等への協力要請及び連絡調整に関する事 5 他班への応援に関する事
本部事務局 (危機管理監)	総括班 危機管理課 総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部、現地災害対策本部の設置・廃止に関する事 2 配備体制その他、本部長命令の伝達に関する事 3 災害対策本部会議の庶務に関する事 4 総合的な応急対策の立案及び各部間の調整に関する事 5 各種被害情報の分析・予測に関する事 6 奈良県への被害報告に関する事（県防災情報システム等） 7 防災行政無線の統制、活用に関する事 8 防災会議委員その他関係機関との連絡調整に関する事 9 広域消防応援に関する事 10 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令及び警戒区域の設定に関する事 11 復旧・復興計画の総合企画及び調整に関する事 12 各種制限措置の解除・指示等に関する事 13 各種被害情報の収集・取りまとめ・報告に関する事 14 被害状況の収集の総括に関する事 15 各種気象情報の記録に関する事 16 各部各班の活動状況の把握に関する事 17 情報総括担当者会議の開催に関する事 18 市民からの通報受付に関する事 19 他の部・班に属さない事
	地域市民班 地域市民課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部と地域事務所との連絡調整に関する事 2 地域事務所管内の災害危険箇所の巡視に関する事 3 地域事務所管内の被害状況調査、収集、報告に関する事 4 地域事務所管内の避難者の食糧、必要物資の確保・調達に関する事 5 資機材・備蓄品の管理に関する事 6 地域消防団との連絡調整に関する事 7 自治会、まちづくり協議会、自主防災組織等との連絡調整に関する事 8 現地災害対策本部の運営に関する事 9 避難行動要支援者台帳の管理に関する事

部名	班名	所掌事務
	受援調整班 危機管理課 総務課 (設置していない場合は本部事務局が対応)	1 災害対策本部全体の受援に関する状況把握・とりまとめに関する こと 2 受援に関する各部各班の調整に関する こと 3 受援調整会議の開催に関する こと 4 自衛隊の派遣要請並びに派遣部隊の受け入れに関する こと 5 国、県及び他自治体等への応援要請並びに連絡調整に関する こと 6 他市からの応援職員の受入れ及び支援に関する こと 7 応援機関の宿泊、食料に関する こと
財務調整部 (総務部長)	財務管財班 財政課 行政経営課 出納室	1 災害救助法関係事務のとりまとめに関する こと 2 災害救助法の適用申請に関する こと 3 災害対策関係予算並びに資金の運用に関する こと 4 災害対策に必要な金銭の出納及び保管に関する こと 5 車両その他輸送手段の確保、配車に関する こと 6 庁舎会議室等の利用調整に関する こと 7 災害対策本部全体の資源の調達・管理に関する こと 8 不足する資機材の確保に関する こと 9 応急対策活動に係る物品の調達に関する こと 10 義援金の募集に関する こと 11 義援金の受領及び保管、配分に関する こと 12 義援金の礼状に関する こと 13 他班への応援に関する こと
	税務調査班 税務課	1 建物及び宅地等の被害調査(各區別集計表及び箇所図作成)に関する こと 2 災証明書・被害届出証明書の発行に関する こと 3 市税の減免に関する こと 4 他班への応援に関する こと

部名	班名	所掌事務
広報物流部 (市長公室長) (議会事務局長)	広報管理班 秘書広報情報課 自主放送スタジオ 人事課 議会事務局	1 市民への広報に関すること 2 報道機関への対応に関すること 3 被災者に対する情報提供に関すること 4 情報通信機器の運用及び管理支援に関すること 5 被害写真・記録・対応記録に関すること 6 災害対策従事職員等の安全管理に関すること 7 災害対策従事職員等の把握に関すること 8 各部各班の活動状況の把握、状況に応じた活動体制の掌握に関すること 9 災害対策従事職員等の食糧、必要物資の確保・調達に関すること 10 災害対策本部と地域事務所との連絡調整に関すること 11 災害視察、見舞者の接遇に関すること 12 議会・議員との連絡に関すること 13 自治会、まちづくり協議会、自主防災組織等との連絡調整に関すること 14 災害対策本部と地域事務所との連絡調整に関すること 15 他班への応援に関すること
	物流班 企画課 政策推進課	1 物資搬送の計画に関すること 2 物資集配拠点の開設及び救援物資の受け入れ・管理に関すること 3 応急対策活動における緊急輸送に関すること 4 避難者用物資の調達に関すること 5 備蓄物資の入出庫管理に関すること 6 義援品の募集に関すること 7 義援品の受領及び保管、配分に関すること 8 義援品の礼状に関すること 9 他班への応援に関すること
市民環境部 (市民環境部長)	市民保健班 市民課 保険年金課	1 被災者相談窓口の開設・運営に関すること 2 被災者台帳の整備に関すること 3 行方不明者名簿の作成に関すること 4 安否情報の収集、報告及び照会に対する回答に関すること 5 国民年金、国民健康保険税の減免等に関すること 6 避難所の開設、運営、閉鎖等避難所班の応援に関すること 7 他班への応援に関すること

部名	班名	所掌事務
	環境対策班 環境対策課 宇陀クリーン・ 護美センター	1 動物の保護・収容及び環境対策に関すること 2 仮設トイレの設置及びし尿・ごみ・災害廃棄物の処理に関する こと 3 災害廃棄物の処理計画の立案、実施に関すること 4 避難所ごみの処理計画に関すること 5 遺体の収容、火葬等に関すること 6 緊急時環境放射線モニタリング実施への協力に関すること 7 放射線物質による汚染の除去、放射性物質の付着した廃棄物 の処理に関すること 8 仮置き場等の空地利用の調整に関すること 9 避難所の開設、運営、閉鎖等避難所班の応援に関すること 10 他班への応援に関すること
福祉救護部 (健康福祉部長)	福祉班 介護福祉課 厚生保護課 医療介護あん しんセンター 社会福祉協議会	1 要支援者の避難支援に関すること（避難行動要支援者対策） 2 社会福祉協議会、ボランティア団体等との連絡調整に関する こと 3 ボランティアセンターの開設、運営に関すること 4 福祉避難所、福祉仮設住宅の確保に関すること 5 災害弔慰金・見舞金・被災者生活再生支援金の支給、災害援 護資金等貸付に関すること 6 他班への応援に関すること
	医療救護班 健康増進課 中央保健センター 東里・田口診療所 宇陀市立病院 さんとびあ榛原	1 災害対策本部と市立病院、さんとびあ榛原等との連絡調整に 関すること 2 救護所の設置・運営管理に関すること 3 医師会等医療関係団体との連絡調整に関すること 4 被災者の健康管理に関すること 5 感染症発生状況の把握に関すること 6 食品衛生の確保に関すること 7 医薬品・応急用医療資機材等の調達に関すること 8 後方支援病院の確保に関すること 9 避難所での健康管理に関すること 10 被災者の健康管理に関すること 11 医療ボランティアの受け入れに関すること 12 入所者の安全確保に関すること 13 入所者の避難誘導に関すること 14 災害時の要配慮者の受け入れに関すること 15 他班への応援に関すること
農林商工部 (農林商工部長)	農林商工班 商工産業課 農林課 観光課	1 商工会等関係団体との連絡調整に関すること 2 農協等関係団体との連絡調整に関すること 3 中小企業への融資対策に関すること

部名	班名	所掌事務
		4 被災者への職業あっせんの協力に関する事 5 農林産物及び農林業被害施設の災害応急対策に関する事 6 治山、林道その他林業用施設の被害調査に関する事 7 家畜伝染病予防に関する事 8 林道・農業用施設等の被害調査及び応急対策に関する事 (東部農林振興事務所との連携) 9 宮奥ダムの管理に関する事
建設対策部 (建設部長)	土木班 建設課 公営住宅課 まちづくり推進課 公園課	1 道路、河川等関係の被害調査及び応急復旧対策に関する事 (宇陀土木事務所との連携) 2 通行不能箇所の調査及び対策に関する事 (宇陀土木事務所、警察との連携) 3 建設業団体等との連絡調整に関する事 4 緊急輸送路の確保に関する事 5 緊急建設資材等の調達に関する事 6 復興計画に関する事 7 応急危険度判定・要請に関する事 8 住宅応急対策に関する事 9 応急仮設住宅の設置に関する事 10 応急仮設住宅の用地確保、建設及び管理に関する事 11 その他被災者向住宅供給に関する事 12 所管施設の被害調査に関する事 13 所管施設の災害復旧に関する事
教育・避難 所対策部 (教育委員会 事務局長)	教育班 教育総務課 文化財課 学校給食センター こども未来課 各幼稚園 各こども園 榛原北保育園 子育て支援 センター	1 園児、児童、生徒の安全確保及び避難誘導に関する事(小中学校等との連携) 2 園児、児童、生徒の安否確認に関する事 3 教育施設の被害状況及び応急復旧対策に関する事 4 応急教育に関する事(小中学校等との連携) 5 被災児童・生徒への学用品の供与に関する事 6 被災した園児、児童及び生徒への対策に関する事 7 給食センターにおける炊き出しに関する事 8 社会教育施設の被害調査及び応急復旧対策に関する事 9 教育施設が避難所になった場合の避難所開設、運営の協力に関する事 10 保育施設が避難所になった場合の避難所開設、運営の協力に関する事 11 避難所対策班への協力

部名	班名	所掌事務
	避難所班 生涯学習課 総合体育館 文化会館 中央公民館 中央図書館 人権推進課 人権交流センター 市民保健班 環境対策班	1 避難所の開設、運営、管理、閉鎖に関すること 2 避難者名簿の作成に関すること 3 広域避難者及び帰宅困難者の受け入れに関すること 4 避難所からの要望取りまとめ及び調整に関すること 5 避難所における救援物資の受け入れ・管理・配布に関すること 6 避難者の食糧、必要物資の確保・調達に関すること 7 社会教育施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 8 教育班への協力 ※市民対策班及び環境対策班は、災害業務が発生した時点で担当業務に就く
上下水道部 (建設部長)	水道総務班 水道局総務課	1 部の総務に関すること 2 応急給水活動に関すること 3 関係部局及び関係機関への連絡調整に関すること 4 情報の収集及び記録に関すること 5 上下水道対策班への協力
	上下水道班 建設部 下水道課 ※奈良県広域水道企業団宇陀事務所と連携	1 飲料水の確保に関すること（県営水道との連携） 2 水道施設・下水道施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること 3 水道組合、建設業者への応援依頼・作業指導に関すること 4 原水、応急給水の水質検査、保全及び薬品管理に関すること 5 （県営水道との連携） 6 応急給水活動の協力に関すること 7 水道総務班への協力
本部事務局 (消防団長)	宇陀市消防団 大宇陀分団 菟田野分団 榛原分団 室生分団	1 防災活動に関すること 2 災害危険箇所の巡視に関すること 3 避難者の誘導に関すること 4 被災者の救出・救護に関すること 5 行方不明者の捜索に関すること

第2節 気象情報伝達計画

気象予警報その他の災害情報を、各機関の綿密な連携のもとに迅速かつ的確に収集・伝達し、災害による被害の防止と円滑な災害応急対策活動の実施を図る。

第1 気象情報の種類

1 宇陀市に関する気象注意報・警報（奈良地方気象台ホームページより）

令和7年5月29日現在 発表官署 奈良地方気象台

宇陀市	府県予報区		奈良県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		北東部	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	14
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	130
	洪水	流域雨量指数基準		宇陀川流域=7.5, 室生川流域=14.2, 内牧川流域=11.4, 芳野川流域=10.5, 四郷川流域=7.6
		複合基準 ^{※1}		宇陀川流域=(6, 5.4), 芳野川流域=(10, 8.1)
		指定河川洪水予報による基準		名張川 [名張]
	暴風	平均風速		20m/s
	暴風雪	平均風速		20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 30cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		8
		土壌雨量指数基準		97
	洪水	流域雨量指数基準		宇陀川流域=6, 室生川流域=11.3, 内牧川流域=9.1, 芳野川流域=8.4, 四郷川流域=6
		複合基準 ^{※1}		宇陀川流域=(5, 4.9), 芳野川流域=(6, 6.7), 四郷川流域=(5, 5.7)
		指定河川洪水予報による基準		名張川 [名張]
	強風	平均風速		12m/s
	風雪	平均風速		12m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 10cm
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 40%で、実効湿度 65%		
	なだれ	積雪の深さが 50cm 以上あり最高気温 10℃以上又はかなりの降雨 ^{※2}		
	低温	最低気温 - 5℃以下 ^{※3}		
	霜	4月以降の晩霜		
着氷				
着雪	24時間降雪の深さ：平地 20cm 以上、気温：- 2℃～2℃			
記録的短時大雨情報		1時間雨量	100mm	

※1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

※2 気温は奈良地方気象台の値。

※3 気温は奈良地方気象台の値。

奈良県の子警報区域区分図



2 その他の気象情報

注意報・警報の発表中にその本文で説明できない事項や、その後の変化等を補足あるいは警報・注意報の発表前に予め注意を喚起するため、必要に応じて具体的かつ速やかに発表されるものである。例えば、台風や梅雨前線による大雨等のとき、その位置や強さ、各地の雨量等は刻々に変化するので、その状況を具体的に説明したりする。

特に、記録的な短時間雨量を観測したときは、その観測値を直ちに発表し、警戒を呼び掛ける。

3 土砂災害警戒情報

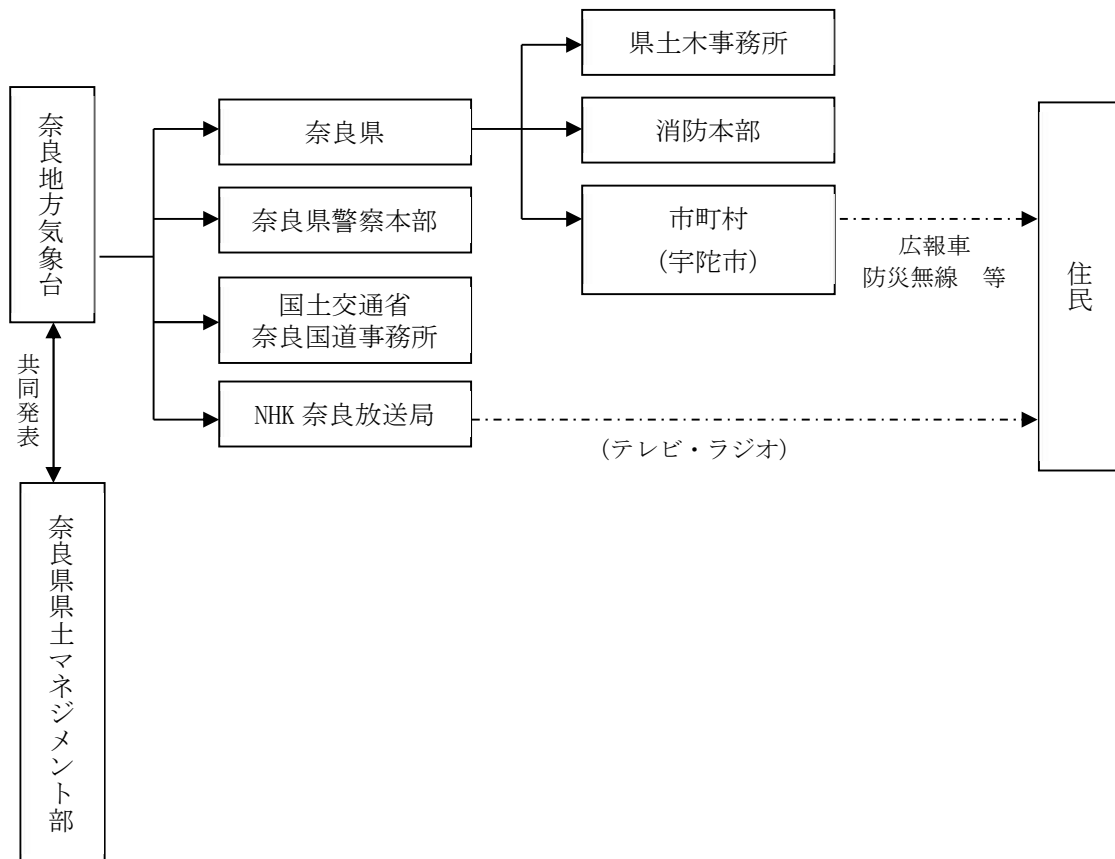
大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度が非常に高まったときに、市町村長が避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう、また、住民の自主避難の判断の参考となるよう、対象となる市町村を特定して都道府県と気象庁が共同で発表する防災情報である。

対象市町村内で土砂災害発生の危険度が高まっている領域については、土砂災害の危険度分布等で確認できる。

<利用上の留意点>

発表対象とする土砂災害は、土石流及び集中的に発生する急傾斜地の崩壊であり、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、地すべりなどについては発表対象としていない。そのため、防災活動に当たっては、周辺の溪流・斜面の状況なども合わせて、総合的に判断する必要がある。

○土砂災害警戒情報の伝達体制



○土砂災害警戒情報の暫定基準での運用

暫定基準は、次の事象が発生した場合、奈良県県土マネジメント部と奈良地方気象台が協議の上、土砂災害警戒情報の暫定基準を決定する。

- ・県内で震度5強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象（土石流や泥流の発生が想定される林野火災、風倒木等）が発生した場合

4 特別警報（警報の発表基準をはるかに超える現象に対して発表）

○気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		
波浪		
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

5 記録的短時間大雨情報

県内で、数年に一度程度しか発生しないような激しい短時間の大雨を観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）したときに、府県気象情報の一種として発表する。

6 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバーストなどの激しい突風（以下「竜巻等」）に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報を補足する情報として、各地の気象台等が担当地域を対象に発表する。対象地域内で竜巻等の発生する可能性が高まっている領域については、竜巻発生確度ナウキャストで確認できる。

7 指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫などに対する水防活動のため、予め指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行う。

8 消防法による火災に関する情報

（1）火災気象通報

県全域又は北部地域を対象に、当日の気象が以下の条件を満たしたとき、消防法の規定により、奈良地方気象台が県にその状況を通報するものをいう。

- ・実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になる見込みのとき
- ・平均風速7m/S以上の風が1時間以上つづいて吹く見込みのとき

（2）火災警報

市が、県から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況を火災の予防上危険であると認めるときは、奈良県広域消防組合火災予防規則に準じて発表するものをいう。

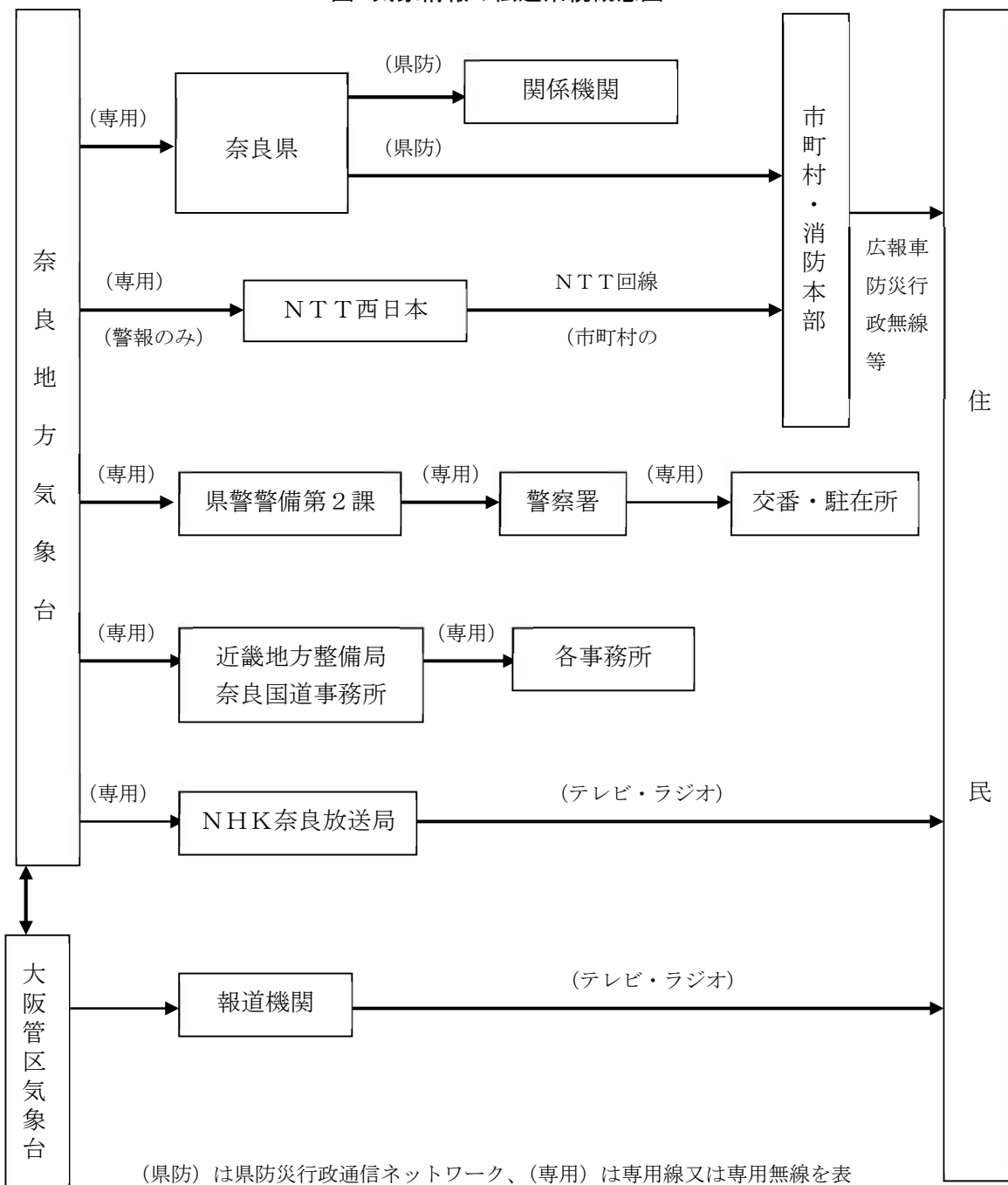
9 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき国土交通大臣又は知事が指定する河川について、洪水により重大な損害を生ずるおそれがあると認められるときに警告を発するもので、この措置については「宇陀市水防計画」で定める。

第2 気象情報の収集伝達

奈良地方気象台が発表した気象警報及び注意報は、奈良県（防災統括室）から県防災行政通信ネットワークを通じて、市へ伝達される。市は、速やかに住民へ伝達するものとする。なお、特別警報が発表された場合、市は可能な限り多くの手段を用いて直ちに住民に周知する。

図 気象情報の伝達系統概念図



第3節 地震情報伝達計画

地震に関する情報を、各機関の綿密な連携のもとに迅速かつ的確に収集・伝達し、災害による被害の防止と円滑な災害応急対策活動の実施を図る。

第1 実施体制

市は、関係機関と連携を図り、予め定めた警報等の伝達系統により、迅速・確実に受信し、その内容を把握し、住民及び関係機関等に伝達する。

第2 地震情報の種類

1 地震に関する情報の種類

種 類	内 容
震源・震度に関する情報 (気象庁)	震度3以上が観測された場合、震源要素、その地域名と市町村名を公表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。
各地の震度に関する情報 (気象庁)	震度1以上が観測された場合、震源要素、その観測点名を公表する。なお、震度5弱以上になった可能性がある観測点の震度情報が得られていない場合、その事実を含めて発表する。
地震回数に関する情報 (気象庁)	大きな地震が発生するなど、地震が多発した場合、1時間当たりの震度1以上の地震発生回数を震度ごとにまとめて発表する。
奈良県震度情報ネットワークシステムの震度 (奈良県)	奈良県震度情報ネットワークシステムの各震度計は震度1以上で各市町村の庁舎に表示するとともに、県庁へ送信する。観測した情報は、全てオンライン回線で気象庁へ送られ、気象庁が速やかに精査した上で発表される。

2 地震に関する情報の通知基準

奈良地方気象台は、県内で震度3以上を観測したときに「震源・震度に関する情報」を、県内で震度1以上を観測したときに「各地の震度に関する情報」を、県及び日本放送協会奈良放送局に通知する。また、その他、地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるときに同機関に通知する。

3 地震活動に関する解説資料等

地震情報以外に、地震活動の状況等を周知するために奈良地方気象台が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。

解説資料等の種類	発表基準	内容
地震解説資料 (速報版) ※	以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表 ・奈良県で震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	地震発生後 30 分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、奈良県の情報等、及び地震の凶情報を取りまとめた資料。
地震解説資料 (詳細版)	以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表 ・奈良県で震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	地震発生後 1～2 時間を目途に第1号を発表し、地震の特徴を解説するため、地震解説資料(速報版)の内容に加えて、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。
奈良県の地震	・定期(毎月初旬から中旬)	地震防災に係る活動を支援するために、毎月の奈良県の地震活動の状況を取りまとめた地震活動の傾向等を示す資料。

※地震解説資料(速報版)はホームページでの発表をしていない。

4 南海トラフ地震に関連する情報

- ・「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名称で発表。
- ・「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記。
- ・「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等を発表。また、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果もこの情報で発表。

詳細は下表のとおり。

■ 「南海トラフ地震に関連する情報」の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震 臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ・南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 ・観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震 関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ・観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ・「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調

	査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある
--	--

南海トラフ地震臨時情報に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

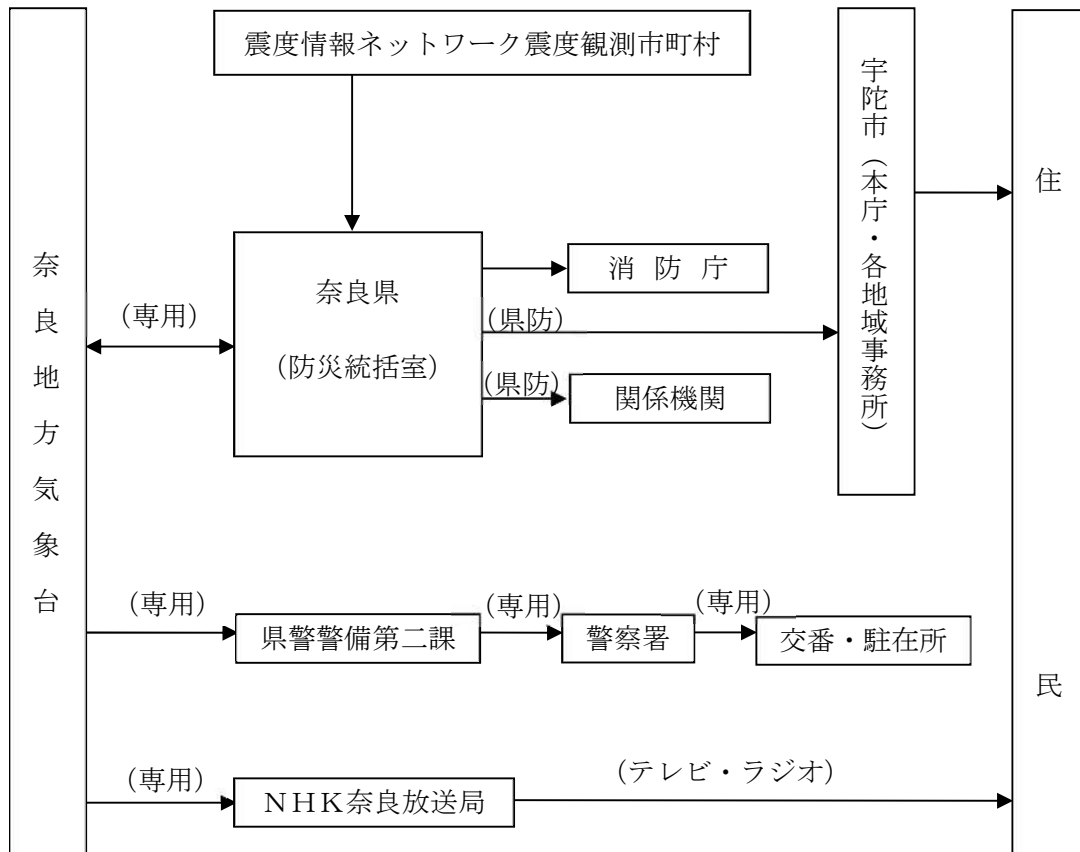
発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分程度	調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ・ 監視領域内 ^{※1} でマグニチュード6.8以上 ^{※2} の地震 ^{※3} が発生 ・ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間程度	巨大地震警戒	・ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード ^{※4} 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	・ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震 ^{※3} が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ・ 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	・ (巨大地震警戒)、(巨大地震注意)のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

- ※1：南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲。
- ※2：モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。
- ※3：太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。
- ※4：断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

第3 地震情報の受理、伝達

具体的な受理、伝達方法については、基本計画編第3章第2節「気象情報伝達計画」に準ずる。ただし、地震に対する情報の伝達系統図は次のとおりである。

図 気象注意報、警報等の伝達先及び伝達系統



(県防) は県防災行政無線、(専用) は専用線又は専用無線を表す。

第4 気象庁による震度階級関連解説表

震度は、地震動の強さの程度を表すもので震度計を用いて観測する。「気象庁震度階級関連解説表」は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すものである。

※資料編9-10 気象庁による震度階級解説参照

第4節 早期災害情報収集計画

災害時において、被害状況の迅速・的確な把握は、災害対策に係る対応要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項であり、的確に実施する。

ただし、市内域で震度4以上を記録した場合は、被害状況及び応急措置の実施状況を県に報告する。

また、市域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない）には、原則として覚知後30分以内に可能な限り早く、消防庁にも直接第一報する。消防庁から要請があった場合には、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対しても行う。

第1 早期災害情報収集体制の確立

市は、災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、災害対策本部等を設置し、早期に災害情報を収集する体制を確立する。また、報告・公表等に用いる人的被害の数が統一的に扱われるよう、関係機関との緊密な連携を図り、人的被害の数の一元的な集約・調整等を行うよう留意する。

第2 情報収集の内容

市は、災害応急対策を的確に進めるため以下の情報を収集する。

- ア 気象情報
- イ 市域における被害情報
- ウ 交通状況に関する情報
- エ 県をはじめ防災関係機関の実施する応急対策に関する情報

第3 異常現象発見者の通報等

1 発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常現象を発見した者は、災害対策基本法第54条に基づき、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報する。

2 警察官の処置

異常気象の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に通報する。

3 市長が奈良地方気象台等に通報すべき事項

下記の異常現象の発見について通報を受けた場合、市長は速やかに県、奈良地方気象台及びその他の関係機関に通報する。

- ア 異常な出水、山崩れ、地すべり、堤防決壊等で大きな災害となるおそれがあるとき
- イ 竜巻、強いひょうがあったとき
- ウ 異常な河川水位等があったとき
- エ その他の異常現象

第5節 災害情報の調査・報告計画

市は、所掌する事務又は業務に関して、積極的に職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するために必要な情報及び被害状況等を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

なお、人命被害に関する情報については、被災者の安否情報として収集・整理する。

第1 被害状況の調査

1 調査方法

被害状況の調査は、以下の点に留意して正確・迅速に実施する。

ア 被害状況の調査は、次表に基づき関係機関、団体が協力して実施する。

イ 被害状況等の調査に当たっては関係機関が相互に連絡を密にし、脱漏、重複のないように十分留意し、正確を期す。

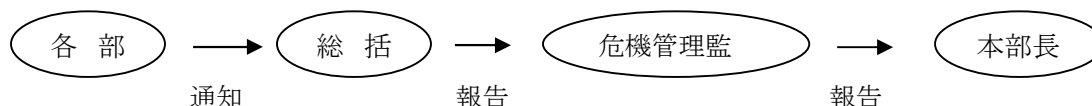
ウ 被害世帯数については現地調査のほか住民登録と照合するなどの確を期す。

エ 日常的に介護を必要とする要配慮者の被害状況については特に配慮する。

調査事項	調査担当	主たる関係機関
①人・住家の被害	税務課・まちづくり推進課	
②福祉関係施設被害	介護福祉課・厚生保護課 ・こども未来課	
③医療、環境衛生施設、廃棄物処理施設被害	健康増進課・環境対策課 ・市立病院	中和保健所
④水道施設被害	水道局	
⑤農業生産用施設、農作物等被害	農林課	東部農林振興事務所
⑥畜産被害	農林課	家畜保健衛生所
⑦農地、農業用施設被害	農林課	東部農林振興事務所
⑧林地、造林地、苗畑、林道、作業道被害	農林課	東部農林振興事務所
⑨林産物、林産施設被害	農林課	東部農林振興事務所
⑩商工関係被害	商工産業課	
⑪公共土木施設被害	建設課・下水道課	宇陀土木事務所
⑫都市施設被害	建設課・まちづくり推進課 ・下水道課	宇陀土木事務所
⑬市有建築物、公営住宅の被害	行政経営課・公営住宅課 ・まちづくり推進課	
⑭公園緑地等の被害	公園課	
⑮文教関係施設被害	教育委員会事務局	
⑯文化財被害	教育委員会事務局	
⑰生活関連施設等被害	指定公共機関等	宇陀市

2 収集の要領

- ア 災害対策本部各部別の被害状況は、それぞれの所管事項に関し、各部において掌握するものとする。
- イ 各部長は、それぞれの所管事項に関し、掌握した被害状況を本部事務局総括班に通知しなければならない。
- ウ 本部事務局総括班は、各部被害状況を検討のうえとりまとめ、危機管理監を通じ、本部長に報告するものとする。



第2 被災情報の収集

市は、風水害が発生し災害対策本部を設置した場合で市長が必要と認めたときは、市内各地の被害概況を速やかに把握するため、地区連絡員を編成して、情報収集を行う。

1 地区連絡員の指定

危機管理監は、勤務時間外の災害発生にも対応できるよう、職員の居住地等を考慮の上、予め地区連絡員の指定を行っておき、これを周知徹底しておくものとする。

2 災害情報の収集

(1) 防災関係機関からの情報収集

地区連絡員のほか各防災関係機関から被災状況等の情報を収集する

(2) 情報連絡責任者による情報収集

消防団にあっては、各地区の分団長、自治会にあっては自治会長を各地区の情報連絡責任者と定め、消防団及び自治会は、初期消火や救出活動とともに各地区の被害状況を把握し電話等により市本部に報告する。電話が輻輳し連絡がつかない場合には、最寄りの公共施設に報告する。

(3) 参集職員からの情報収集

休日、勤務時間外に地震が発生した場合は、参集職員から参集途上における交通障害、災害状況等の重要な情報を収集する。

(4) アマチュア無線による情報収集

災害時の被害状況を早期に把握するため、市内のアマチュア無線局に協力を求めて各地域の災害情報を収集する。

■ 災害情報の収集体制

情報の種類	災害情報収集先
① 気象に関する情報	奈良地方气象台、県、放送局
② 火災の発生状況	奈良県広域消防組合消防本部、桜井警察署
③ 死者、負傷者の状況及び被災者の状況	奈良県広域消防組合消防本部、桜井警察署、市内医療機関、 県（県内の被災者の状況）
④ ライフライン施設の被災状況及び応急復旧状況	<u>NTT 西日本株式会社奈良支店</u> 、関西電力送配電株式会社高田配電営業所、 <u>奈良県広域水道企業団（市下水道課を含む）</u> 、県

情報の種類	災害情報収集先
⑤ 主要道路、鉄道等の交通施設の被害状況及び交通状況	奈良国道事務所、宇陀土木事務所、近畿日本鉄道株式会社、奈良交通株式会社榛原営業所、桜井警察署
⑥ 堤防の被災状況	宇陀土木事務所、桜井警察署
⑦ 住民等の避難状況	奈良県広域消防組合消防本部、桜井警察署、施設管理者、自治会長、自主防災組織
⑧ 学校、医療機関等の重要な公共施設の被害状況	市・県教育委員会、施設管理者、宇陀地区医師会、桜井警察署、県
⑨ 治安状況	桜井警察署

3 情報のとりまとめ

被災情報をもとに「被害認定基準」に基づき被害程度の認定を行う。また、被災情報を地図上に表現した被災マップを作成し、防災活動に役立てる。

※資料編 9-3 被害認定基準参照

4 情報の優先順位

情報収集及び通報は、人的被害及び住家被害に関連するものを優先する。

第3 地震発生時における被害概況の調査

市は、震度4以上の地震が発生したときには、市内各地の被害概況を速やかに把握するため、地区連絡員を編成して、情報収集を行う。

1 地区連絡員の指定

危機管理監は、勤務時間外の災害発生にも対応できるよう、職員の居住地を考慮した上、予め地区連絡員の指定を行っておき、これを周知徹底しておくものとする。

2 地区連絡員の活動

震度4以上の地震が発生したときは、市長からの配備命令がなくとも、直ちに担当する場所に参集する。また、地区連絡員の参集が完了した時点で、本部に第一報を報告するとともに、次の対応をとるものとする。

(1) 調査事項

ア 自治会長と連絡をとり、地区の情報収集を行い、市本部に報告する。その後は、管轄地区の自治会長と行動を共にし、関係機関との連絡調整に努めるものとする。

イ 次の事項について地区の被害概況を調査する。その際、管轄地区の自治会長及び消防団との情報交換を行うものとする。

項目	調査内容
道路の状況	道路、橋りょう等の被害
建物被害状況	建物の倒壊・損傷の状況
火災の状況	火災の発生箇所、消火活動の状況
救助者	救助を必要としている者の状況
避難者	避難場所への避難状況

(2) 現場での対応

現地において、火災発生・人身事故等の現場等に遭遇したときは、奈良県広域消防組合消防本部及び市災害対策本部へ通報するとともに、付近住民の協力を得て、消火・救急・救助活動を行うものとする。

(3) 市本部への報告等

- ア 地区連絡員による調査目的は、あくまでも地区の概況を把握することであり、詳細な被害数値の調査ではない。このため、地区連絡員は、地区のおおまかな状況を把握し、第一報を速やかに市本部に報告しなければならない。
- イ 市本部は、第一報を受領した場合は、その内容を勘案し、調査の続行又は当該地区連絡員の解散（本部事務への移行）等について指示するものとする。

第4 被災情報の報告基準

1 報告すべき災害

被災情報を報告すべき災害は、暴風、洪水、地震、その他の異常な自然現象、又は大規模な事故等災害対策基本法第2条第1号に規定する原因により生ずる被害である。

2 報告の基準

おおむね次に掲げる事項に該当する場合は、速やかに被災情報を報告する。なお、報告基準の詳細な内容については資料編に示す。

(即報基準の一般基準)

- ア 災害救助法の適用基準に合致する場合
- イ 市災害対策本部を設置した場合
- ウ 災害が2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的にみた場合、同一災害で大きな被害が生じているもの
- エ 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要する場合
- オ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～エに該当する災害に発展するおそれのある場合
- カ 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じた場合
- キ 洪水、浸水、河川の越水、堤防の決壊等により、人的被害又は住家被害を生じた場合
- ク 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じた場合
- ケ 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じた場合
- コ 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じた場合
- サ 地震が発生し、区域内で震度5弱以上を記録した場合
- シ 地震が発生し、人的被害又は住家被害を生じた場合
- ス その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められる場合

※資料編9-4 報告の基準参照

3 直接報告の基準

火災・災害等で次の基準に該当するものについては、県防災統括室に加え、直接消防庁に対しても報告する。

- ・第4の2のカ及びカ、キのうち、死者又は行方不明者が生じた場合

- ・市区域内で震度 5 強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）

第 5 被害状況報告

1 報告系統

災害発生後に調査し収集した被災情報は、県（防災統括室）に報告する。報告は、災害概況即報、被害状況即報、災害確定報告及び災害年報とする。

2 報告の種類と報告様式

（1）災害概況即報

即報基準に該当する災害が発生したときは、覚知後 30 分以内に可能な限り早く、分かる範囲で災害に関する第 1 報を災害概況報告（第 1 号様式）により、県防災行政通信ネットワーク等で報告する。

（2）被害状況即報

即報基準に該当する災害が発生したときは、区域内の被害状況及び応急措置の実施状況をとりまとめ、速やかに被害状況即報（第 2 号様式）により、県防災行政通信ネットワーク等で報告する。ただし、定時の被害状況即報等、知事（災害対策本部長）が必要と認めた場合はその指示に従って報告する。

（3）災害確定報告

応急対策終了後 14 日以内に被害状況即報（第 2 号様式）と同様式で報告する。

（4）災害年報

毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年 3 月 10 日までに災害年報（第 3 号様式）により報告する。

※資料編 10－1 被害状況報告様式参照

第 6 事業担当課による報告

市の事業担当課は、災害が発生したときは担当する調査事項について、被害状況をとりまとめ、遅滞なく調査事項ごとに県の事業担当課に報告する。

第 7 被災者の安否情報

1 安否情報の提供

市は、次に掲げる者より被災者の安否に関する情報について照会があったときは、それぞれの場合に応じた情報を提供することができる。その際、当該安否情報に係る被災者または第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮する。

（1）被災者の同居の親族の場合

- ・被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況または連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

（2）被災者の同居でない親族または職場等の関係者の場合

- ・被災者の負傷または疾病の状況

（3）被災者の知人等被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者の場合

- ・市が保有している安否情報の有無

上記のほか、被災者が提供について同意している安否情報については、その同意の範囲内で、または公益上特に必要があると認めるときは、必要と認める限度において、当該被災者にかかる安否情報を提供することができる。なお、市は、照会に対する回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

2 安否情報の照会

安否情報について照会しようとする者は、市に対し、次の事項を明らかにして行わなければならない。

- (1) 氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項
- (2) 照会にかかる被災者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (3) 照会をする理由

3 被災者に関する情報の利用

県及び市は、安否情報の回答を適切に行い、または回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

第6節 広報計画

市は、防災関係機関と相互に情報を交換して緊密な連絡を図り、住民に対して適切かつ迅速な情報の提供を行い、住民生活の混乱防止を図る。

震災の同時性、広域性、多発性という特殊性を考慮した広報体制を確立するとともに、報道機関及び防災関係機関との連携を密にして、地域住民等のニーズに応じた適切かつ迅速な広報を行う。広報活動は、原則として市長（災害対策本部）等が承認した内容を広報責任者が実施する。

第1 実施体制

住民に対し、災害情報、被害情報、応急措置の状況及び支援活動の情報等について、適切な方法・手段による広報活動を速やかに実施する。ただし、災害の状況によっては、その他の部・班においても広報活動を実施する。

第2 広報の内容

被災後の状況及び時間経過に伴い、必要な災害情報の広報を系統的に実施する。

1 災害発生前の広報

風水害等による災害はある程度予測可能であることから、災害の規模や動向のほか、必要な注意事項を加えて住民への広報を実施し、被害の防止対策を講じる。

- ア 災害の予測（予警報、気象情報等の伝達）
- イ パニック防止の呼びかけ
- ウ 避難準備の呼びかけ
- エ 出火防止の呼びかけ

2 災害発生直後の広報

災害が発生した場合は、被災状況を迅速かつ的確に判断し、避難、人命救助、二次災害防止及びその他必要事項について、住民に広報する。

- ア 避難指示等
- イ 避難情報（避難場所、避難ルート、通行止め箇所等）
- ウ 人命救助の協力呼びかけ
- エ 市内被害状況の概要
- オ 市の応急対策実施状況

3 被災者支援・災害復旧に関する広報

被災者支援及び災害復旧に関する情報は、その期日、期間、活動場所等具体的な情報を迅速かつ確実に伝達し、住民が一日も早く平常の生活に復帰できるよう努める。

- ア 災害情報及び被害状況
- イ 市の応急対策実施情報
- ウ 安否情報
- エ ライフラインの復旧情報（電気、水道等）
- オ 飲料水、食料、生活必需品等の供給情報
- カ 通信施設の復旧状況

- キ 道路交通状況（道路の通行規制、交通機関の運行状況等）
- ク 医療機関の活動情報（健康診断、カウンセリングの実施状況等）
- ケ その他必要な事項

4 地震発生時における広報

地震が発生した場合は、被災状況を迅速かつ的確に判断し、火災の発生状況、避難の必要性、人命救助、二次災害防止及びその他必要事項について、住民に広報する。

- ア 災害対策本部設置に関する事項
- イ 災害の概況（火災状況等）
- ウ 余震等に関する地震情報及び注意の喚起
- エ 地震発生時の注意事項（特に出火防止）
- オ 避難の指示、避難場所の指示
- カ 電気、水道、電話等（ライフライン）の被害状況
- キ 食料及び生活必需品の供給に関する事項
- ク 防疫に関する事項
- ケ 医療救護所の開設状況
- コ 被災者等の安否情報
- サ 不安解消のため、住民に対する呼びかけ
- シ 自主防災組織に対する活動実施要請
- ス 生活再建、応急仮設住宅、教育、復旧計画に関する情報
- セ その他、被災住民の避難行動や生活に密接な関係がある情報

5 被災者の安否情報に関する広報

情報収集した被災者の安否情報については、次の方法で住民に広報し、住民の不安解消に努める。

- ア 市の相談窓口における掲示や相談
- イ 避難所における掲示や相談
- ウ 電話サービスを活用した安否情報の伝達
- エ マスメディアを活用した安否情報の伝達

第3 広報手段

1 交通・通信手段が利用できる場合

(1) 広報車

原則として市保有の広報車を使用する。また、必要に応じて、警察署その他防災関係機関の広報車の使用について協力を得る。

(2) マスメディア

「災害時における放送要請に関する協定」に基づき、新聞、ラジオ、テレビ等のマスメディアに対し、県を通じて放送要請を行う。

(3) 印刷物

チラシ等の印刷物を各避難所、防災拠点、公共施設等に週1回程度配布する。また、広報掲示板への掲載や新聞折込みの実施等についても検討する。

(4) 住民相談窓口の開設

避難所や市役所等に住民相談窓口を開設し、住民要求に対応する。

- (5) 防災行政無線等による広報
防災行政無線同報系による一斉放送を活用して広報する。
- (6) C A T Vによる広報
C A T Vの専用チャンネルを活用して広報する。

2 交通・通信手段が途絶した場合

交通手段及び通信手段が途絶し、上記の方法で広報活動を実施することができない場合は、以下に示すほか、あらゆる手段を用いて広報活動を実施する。

- ア オートバイ、自転車、徒歩等による巡回広報
- イ 自主防災組織、自治会等を通じた連絡、チラシ配布、回覧等
- ウ 市内アマチュア無線局への協力依頼
- エ 市防災行政無線同報系による一斉放送

3 インターネットの活用

インターネットを活用し災害情報を発信する。

第4 その他の広報対策

1 報道機関への情報発表

住民に対する迅速かつ正確な情報提供を行うため、広報班は災害対策本部の決定事項や被害状況等について、報道機関への情報発表を系統的に実施し、効果的な広報活動に努める。

2 要配慮者及び外国人への広報

災害時に迅速かつ的確な行動がとりにくい要配慮者及び言葉の面でハンディキャップのある外国人等に対する広報については、必要に応じ、拡大文字、手話、点字、録音、外国語など十分配慮して行うものとする。

3 職員に対する広報

職員に対しては、正確かつ最新の情報伝達と情報内容の統一化を図るため、災害対策本部の指示のもと、庁内放送等を実施する。

4 住民からの公聴

被災者からの生活相談、問い合わせ、要望、苦情等に対応するために、住民相談窓口を設置し、応急対策活動及び復旧活動の実施に反映させる。

第7節 通信施設運用計画

市は、災害に関する予報、警報及び情報その他災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の重要通信の疎通を確保するため通信施設の適切な運用を図る。

第1 通信手段の確保

1 災害時の通信連絡手段

本市及び防災関係機関が行う災害情報の伝達及び被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示・命令等は、一般加入電話により速やかに行う。

2 被災後の機能確認と応急措置

本市において災害が発生した場合、総括班は直ちに市の通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたる。

3 有線通信途絶時の対策

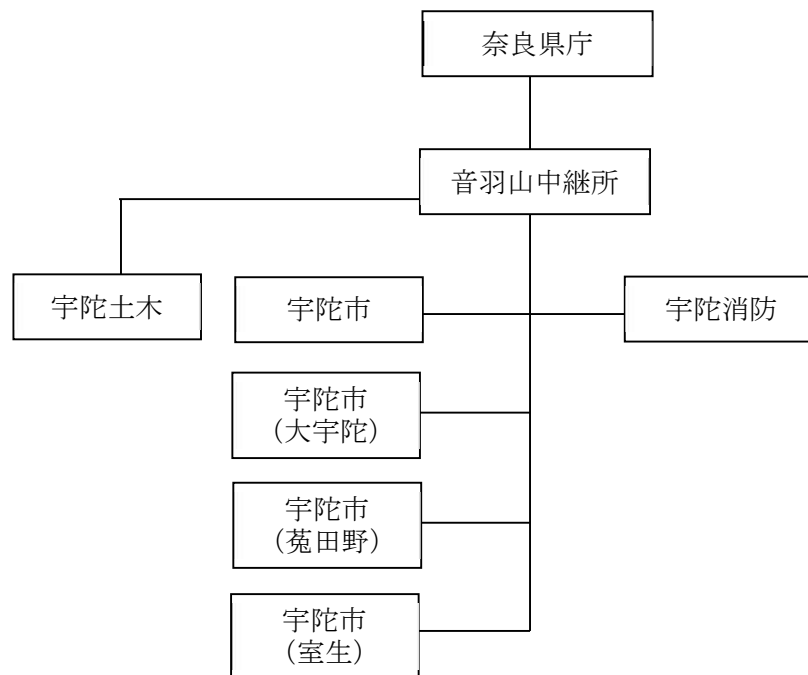
被災により有線通信が途絶した場合、市防災行政無線を活用するほか、災害対策基本法第57条又は第79条等の規定により、警察電話、消防無線、衛星携帯電話その他無線通信設備等を利用する。また、携帯電話等の確保やアマチュア無線等の協力要請を行う。なお、あらゆる通信手段が途絶した場合には使者を派遣する。

第2 県防災行政通信ネットワークシステムの運用

県をはじめ他市町村や消防本部、関西電力送配電(株)などの防災関係機関への通信手段として県防災行政通信ネットワークシステムを使用する。

防災行政無線は、防災用の無線通信設備で、衛星系と有線系の2ルートがあり、信頼性が高く、被害情報の報告や応援要請等にも使用するものとする。

奈良県防災行政通信ネットワークシステム 回線系統図



第3 市防災行政無線の活用

住民への警報等の伝達、避難指示等については、市防災行政無線を有効に活用する。

※資料編3-1 宇陀市防災行政無線配備一覧参照

第4 電気通信設備の利用

1 災害時優先電話の利用

市は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、災害時に優先的に通話を行うために、予めNTT西日本株式会社と協議し指定した災害時優先電話を利用する。

なお、災害時優先電話については受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

2 特設公衆電話の利用

災害により通信手段が途絶した場合、通信確保のためにNTT西日本株式会社が設置する特設公衆電話の利用を住民に周知するものとする。

3 災害用伝言ダイヤルの活用

災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため「災害用伝言ダイヤル(171)」及びインターネットによる「災害用伝言板(web171)」が提供されるので、活用方法を広報紙への掲載、市役所・避難所等への掲示等により住民に周知するものとする。

災害用伝言ダイヤルの利用方法	
○ 録音:	1 7 1 + 1 + 被災者の電話番号 + 伝言内容(被災地エリアの顧客)
○ 再生:	1 7 1 + 2 + 被災者の電話番号

第5 放送法に基づく放送局の利用

市長は、災害対策基本法第57条の規定に基づき、放送法第2条第3項に規定する放送局に対して災害対策基本法第56条に規定する災害に関する伝達、通知又は警告について、放送法第2条第1号に基づく放送を行うことができる。

市長は、これら放送局を利用することが適当と考えられるときは、県を通じて、以下の事項を明示した上で放送を要請するものとする。

- ア 放送要請の理由
- イ 放送事項
- ウ 希望する放送日時及び送信系統
- エ その他必要な事項

第6 防災相互通信用無線局

災害の現地等において、人命の救助・救援等、災害対策のため他の無線局と相互に連絡が必要な場合には、平常時における無線局の通信の相手方の範囲を超えて通信ができる防災相互通信用無線を活用する。

第7 非常の場合の通信

災害が発生した場合、人命救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序のために必要

な通信を非常通信経路により行う。

第8 その他の連絡手段

1 孤立地区の空中偵察に対する合図

孤立地区の空中偵察に対する合図について、住民に周知を図る。

ア 赤旗（病人あり）

イ 青旗（食料不足）

2 アマチュア無線の活用

市内のアマチュア無線局や運送事業所等の業務用無線局等を把握しておき、災害時には必要に応じて協力を要請する。

3 インターネット

インターネットを活用し、市内のみならず広域からの効果的かつ迅速な情報収集を行う。

第8節 支援体制整備計画

東日本大震災における対応及び教訓を踏まえて、被災地への人的支援、被災地からの避難者の受入れを円滑に実施するため、市は、県と連携して、支援体制を整備する。

第1 被災地への人的支援

- (1) 市は、県と連携し、災害時における応援協定や県を通じた要請に基づき、被災地に迅速に職員を派遣する。
- (2) 市は、市内のNPOや企業、民間団体などのボランティア団体等による被災地における活動を支援する。

第2 避難者の受入れ

- (1) 市は、県及び社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、相談窓口を設置し、被災者のニーズを把握と住居の確保や学校の手続きなど、生活全般について対応する。
- (2) 市は、市内に避難してきた被災者に関する情報を県と連携して把握し、被災自治体と被災者情報を共有する。

第3 被災者への物的支援

市は、県と連携し、被災者に対する物資等の送付、市内に受け入れた被災者に対する物資等の支援を積極的に実施する。

第4 ボランティア活動の支援

市は、県及び社会福祉法人、NPO団体、ボランティア等と連携して、被災地で必要なボランティア活動について、派遣等の活動を積極的に支援する。

第5 市災害支援対策本部の設置

市は、被災者支援に関し、被災状況から市長が必要と認めた場合、市災害支援対策本部を設置する。災害支援対策本部の体制については、本計画の災害警戒本部で対応する。

なお、事務分掌については、災害対策本部の事務分掌に準ずる。

第9節 受援体制整備計画

大規模災害発生時には、本市のみでは十分対応できない事態が想定されるので、他の自治体及び関係機関に対し応援要請を実施する。

第1 広域応援の要請

災害が発生し、本市のみで応急対策活動の実施が困難であると判断した場合は、市長は法律及び協定に基づき、近隣市町村、県に対して応援要請を行う。

また、災害応急対策を実施するに当たって、行政機関の協力が必要と判断される場合は、必要事項を明確にしたうえで、所定の手続きによって応援協力を要請する。

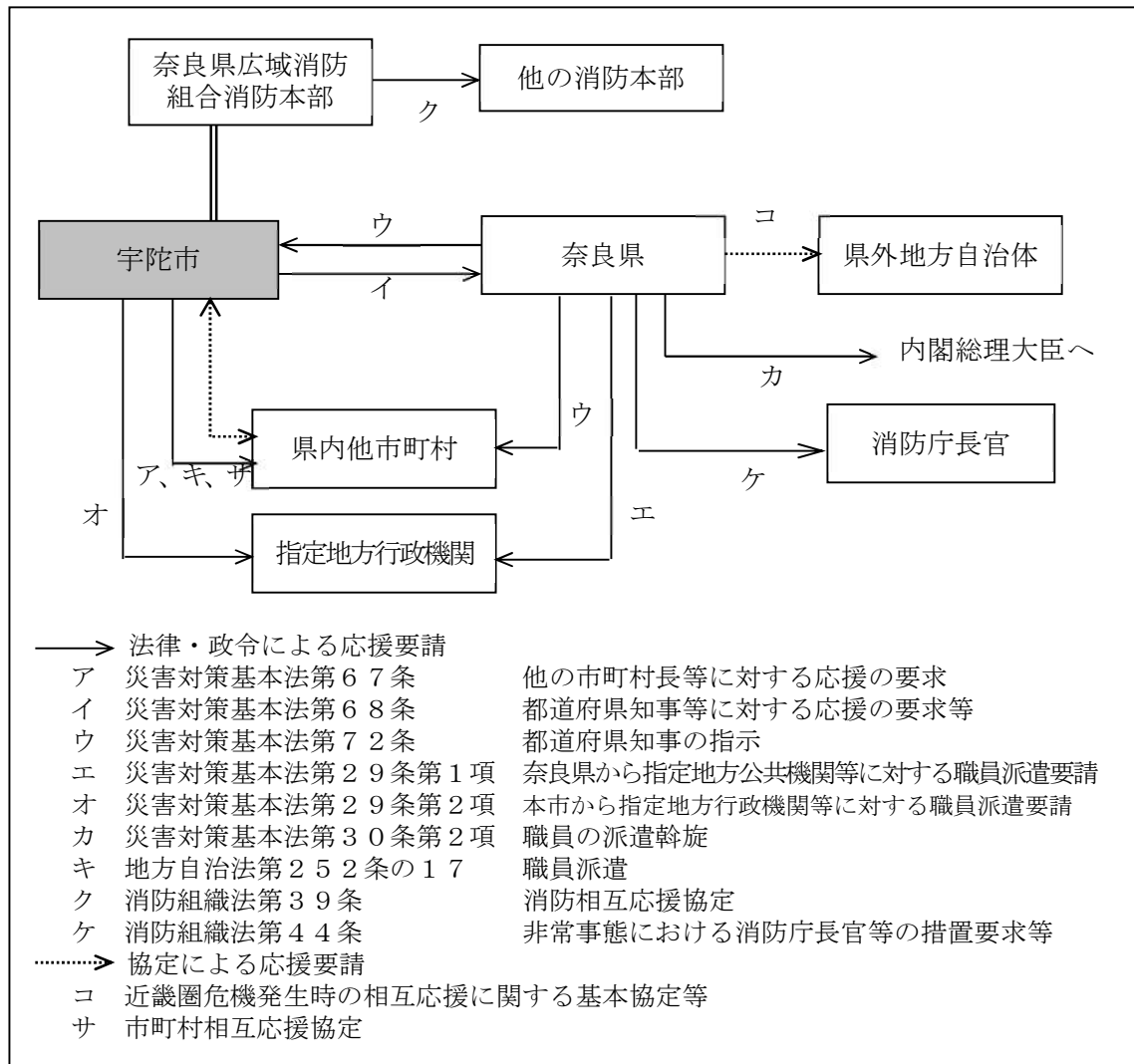
※資料編 11-2 近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定参照

※資料編 11-3 紀伊半島三県災害等相互応援に関する協定参照

※資料編 11-4 奈良県消防防災ヘリコプター支援協定参照

※資料編 11-5 奈良県水道災害相互応援に関する協定参照

図 法律、協定に基づく広域応援要請系統



1 県への応援要請

本市の体制では災害応急対策を十分に実施できないと判断した場合、市長は知事（防災統括室）に対して下記に示す事項を明示したうえで、応援又は応援の斡旋あるいは応急対策の実施を文書によって要請する。なお、事態が急迫し文書によることができない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

■ 県に応援要請又は応援の斡旋を要請する際の必要連絡事項

要請内容	要請に際しての必要連絡事項
1 被災者の他地区への移送要請	①被災者の他地区への移送要請 ②移送を必要とする被災者の数 ③希望する移送先 ④被災者を収容する期間
2 災害対策基本法第68条に基づく 応援要請又は応急措置の実施要請	①災害の状況及び応援（応急措置の実施）を要請する理由 ②応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ③応援（応急措置の実施）を必要とする場所 ④応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） ⑤その他必要な事項
3 自衛隊災害派遣要請の斡旋	①災害の状況及び派遣を要請する理由 ②派遣を希望する期間 ③派遣を希望する区域及び活動内容 ④その他参考となるべき事項
4 他市町村、指定地方行政機関又は他 府県の応援要請の斡旋	①災害の状況及び応援の斡旋を求める理由 ②応援を希望する機関名 ③応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量 ④応援を必要とする場所 ⑤応援を必要とする活動内容 ⑥その他必要な事項
5 災害対策基本法第30条に基づく 指定地方行政機関又は他府県の職員 の派遣斡旋	①派遣の斡旋を求める理由 ②派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 ③派遣を必要とする期間 ④派遣される職員の給与その他の条件 ⑤その他参考となるべき事項

2 県内市町村に対する応援要請

市長は、「災害時における奈良県市町村相互応援に関する協定書」及び災害対策基本法第67条に基づき、県内市町村に対し応援を求める。

(1) 応援の内容

- ・食料、飲料水、生活必需品、その他供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- ・被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材、物資の提供及び斡旋

- ・救援及び救助活動に必要な車両等の提供及び斡旋
- ・救援、医療、防疫、応急復旧活動に必要な職員の派遣
- ・ボランティアの斡旋
- ・児童生徒の受入れ
- ・被災者に対する住宅の斡旋
- ・その他特に要請があった事項

(2) 必要連絡事項

- ・被害の状況
- ・応援を希望する物資等の品名及び数量等
- ・応援を希望する職員の職種及び人員
- ・応援場所及び応援場所への経路
- ・応援の期間
- ・その他必要な事項

3 指定地方行政機関に対する応援要請

市長は、市域内における応急対策又は災害復旧のために必要であると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、必要な事項を明示して当該機関の職員の派遣を要請する。

4 民間団体等に対する要請

市長は、市域内における応急対策又は災害復旧のために必要であると認めるときは、民間団体等に協力を要請する。

5 消防の応援要請

奈良県広域消防組合消防本部は、単独では対処不可能な火災が発生した場合、災害の規模に応じて以下の消防相互応援を要請する。

- ア 「奈良県消防広域相互応援協定」に基づく県内消防機関に対する応援要請
- イ 名張市、奈良県広域消防組合消防相互応援協定に基づく応援要請
- ウ 消防組織法第44条の規定に基づいて消防庁長官が行う、他都道府県消防機関による緊急消防援助隊の出動要請（本節第4参照）

6 自衛隊の災害派遣

市長は、災害発生時において住民の生命又は財産の保護のため、必要があると認めるときは、知事に対し自衛隊の派遣要請を要求する。ただし、災害状況から事態が切迫し、知事との連絡がとれないなどやむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、知事に対して速やかに所定の手続きを取る。（本節第3参照）

第2 広域応援の受入れ

1 応援受入れ機関

応援隊の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確にする。

- ア 警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。
- イ 自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。
- ウ 自治体の受入れは、県又は市が行う。

2 防災拠点の設置

大規模災害時における広域応援の受入れに際しては、物資の集積拠点、各種応援部

隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救援の活動拠点等、防災拠点を設置する。

3 感染症対策

市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣・受入れに当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、市は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第3 自衛隊災害派遣要請計画

災害に際して住民の人命又は財産保護のため、特に必要であると認める場合は、知事に対し自衛隊の災害派遣要請を要求し、必要な応急活動の実施を要請する。

1 災害派遣の適用範囲

ア 人命又は財産の保護のため知事等災害派遣要請権者からの要請があった場合

イ 被害がまさに発生しようとしているとき、知事等からの要請があった場合

ウ その事態に照らし特に緊急を要し、知事等災害派遣要請権者からの要請を待つ暇がないと認められる場合

エ 自衛隊の庁舎、営舎その他の施設又はその近傍に災害が発生し、自衛隊の自主的判断に基づき出動する場合

2 災害発生後の活動内容

自衛隊災害派遣による支援内容は、おおむね以下の内容である。

種 類	活 動 内 容
① 被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
② 避難の援助	避難命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難援助する。
③ 遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索活動を行う。
④ 水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
⑤ 消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる。
⑥ 道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が破壊し又は障害がある場合、それらの啓開又は除去に当たる。
⑦ 応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。）
⑧ 人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救助活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
⑨ 炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
⑩ 救助物資の無償貸付又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸与又は譲与する。
⑪ 危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
⑫ その他臨機の措置	主として自衛隊車両の交通が輻輳する地点において、自衛隊車両

	<p>を対象として交通規制の支援を行う。 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。</p>
--	--

3 災害派遣要請の手続き

(1) 知事への派遣要請の要求

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、自衛隊による応急措置の実施が必要であると認められるときは、知事に対して部隊等の派遣を要請するよう求める。

(2) 自衛隊への直接要請

市長は、災害の状況において事態が切迫し、知事との連絡がとれないなど、知事に要請するいとまがなくやむを得ない場合は、直接自衛隊に災害派遣の通知することができる。

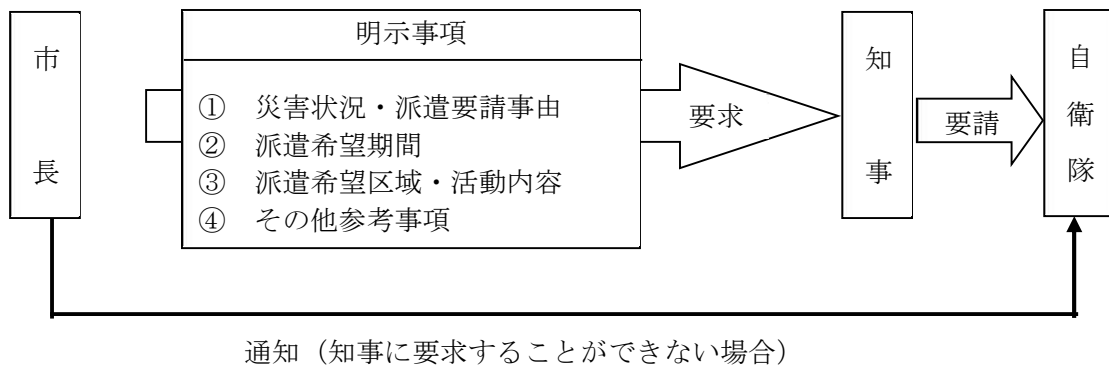
なお、この通知をしたときは、市長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

※資料編 12-1 自衛隊の派遣要請先参照

(3) 自主的派遣

知事は、市長からの派遣要請及び被害状況に応じて、自衛隊の関係部隊に派遣を要請するが、災害の発生が突発的で、救援に急を要し、知事の要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく一定の基準により部隊等が派遣される。

図 派遣要請の要求フロー



4 派遣部隊の受入れ

(1) 派遣部隊の受入れ体制

知事が自衛隊の災害派遣を決定し、市長にその旨が通報されたときは、以下の受入れ体制を整備する。なお、市長は予め受入れ体制に係る計画を定めるものとする。

- ・ 派遣部隊と関係機関との連絡窓口の設置及び責任者の決定
- ・ 作業計画及び資機材の準備
- ・ 宿泊施設及びヘリコプター臨時離着陸場、自衛隊が集結できる空地等の確保
- ・ 住民の協力
- ・ 派遣部隊の誘導

(2) 災害派遣部隊到着時の措置

市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関の作業と競合重複することのないよう効率的な作業分担に配慮する。また、派遣部隊と作業計画等について速やかに協議を行う。

なお、自衛隊は市災害対策本部に連絡幹部を派遣し、災害対策本部や消防、警察との調整・連絡に当たる。

また、派遣部隊到着時の協議内容については、知事に速やかに報告する。

5 派遣部隊の撤収要請

派遣部隊が派遣目的を達成したとき、又は派遣の必要がなくなったときは、市長は直ちに知事に対し、「自衛隊撤収依頼書」を提出し、派遣部隊の撤収を依頼する。

6 経費の負担区分

本市における自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

ア 派遣部隊の宿泊施設等の借上料、光熱水費、電話料及び付帯設備料

イ 活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、運搬料、修理費

ウ アに規定するもののほか必要経費で協議の整ったもの

第4 緊急消防援助隊の応援要請計画

被害の状況及び消防力の状況を考慮して、消防組織法第44条の規定に基づく緊急消防援助隊の応援要請に係る計画を定める。

1 緊急消防援助隊の応援要請

知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力では十分な対応が困難と判断した場合は、直ちに消防組織法第44条の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊の応援要請を行う。

(1) 応援要請

ア 知事への応援要請

市長は、被害の状況、地元の消防力及び県内応援消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したときは、奈良県広域消防組合と協議し、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の応援が必要である連絡を行う。この場合において、知事と連絡がとれない場合は、直接消防庁長官に対して要請を行う。

イ 消防庁長官への応援要請

知事は、被災地の市長から緊急消防援助隊の応援が必要であるとの連絡を受け、災害の状況、県内の消防力に照らして緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは速やかに消防庁長官に対して緊急消防援助隊の出動の要請を行う。また、知事は市長からの応援要請の連絡がなくても、県内で広域な災害が発生している状況下など、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合、消防庁長官に対して応援要請を行う。なお、この判断に当たって、必要に応じて代表消防機関（奈良県広域消防組合）の意見を聞くものとする。

ウ 被災地の市長等への連絡

知事は、消防庁長官に対して出動要請を行ったとき及び消防庁長官から応援決定の連絡を受けた時は、その旨を代表消防機関（奈良県広域消防組合）及び市長に連絡する。

(2) 消防応援活動調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊の応援決定がされたときは、緊急消防援助隊が迅速かつ的確な活動ができるように県庁内に消防応援活動調整本部を設置する。

(3) 応援出動都道府県大隊等

奈良県への応援出動体制は次のとおり。

ア 第一出動体制（第一次出動都道府県大隊）

三重・京都・大阪・和歌山

イ 第二次出動体制（出動準備都道府県大隊）

富山・石川・福井・岐阜・静岡・岐阜・滋賀・兵庫・鳥取・岡山・徳島・香川

ウ 航空小隊の第一次出動体制（第一次出動航空小隊）

京都市・滋賀県・和歌山県・岐阜県・名古屋市・三重県・大阪市・兵庫県・神戸市・徳島県

エ 航空小隊の第二次出動体制（出動準備航空小隊）

東京消防庁・富山県・石川県・福井県・静岡県・静岡市・浜松市・鳥取県・岡山県・岡山市・香川県・高知県

(4) 受入体制の整備

応援要請を行う際には、次による受入体制を奈良県広域消防組合と協力し整備する。

ア 応援部隊の集結場所の確保及び誘導員

イ 必要資機材等の手配

ウ 燃料、食料の手配

エ 応援部隊の宿営場所の確保

オ ヘリポートの確保

2 広域航空消防の応援要請

大規模特殊災害時に広域航空消防による応援を求める計画は次による。

(1) 対象となる災害

広域航空消防の応援の対象とする大規模特殊災害は、次に掲げる災害でヘリコプターを使用することが防災上きわめて有効と考えられるものとする。

ア 大規模な地震、風水害等の自然災害

イ 山林等、陸上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等

ウ 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が著しく困難なもの

エ 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故

オ その他前期各号に掲げる災害に準ずる災害等

(2) 広域航空応援の要請先の決定

奈良県広域消防組合は、広域航空消防応援が必要となったときは、奈良県防災航空隊と協議し応援側都道府県又は応援側市町村（以下「応援側都道府県等」という）を決定するものとする。

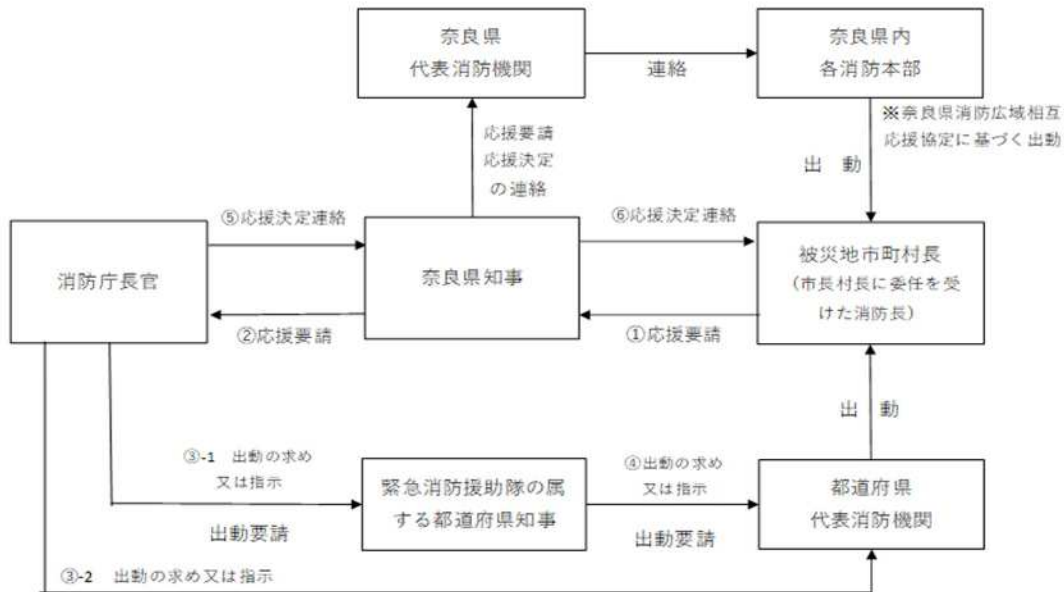
(3) 広域航空消防の要請手続き

奈良県広域消防組合は広域航空消防応援の応援側都道府県等を決定したとき

は、直ちに市町村長に報告の上、その指示に従って知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合において、同時に応援側知事又は応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。

- ア 応援側市町村
- イ 要請者・要請日時
- ウ 災害の発生日時・場所・概要
- エ 必要な応援の概要

図 応援要請の要求フロー



【消防組織法根拠法例】

- ①②……44条第1項
- ③-1求め……44条第1、2項
指示……44条第5項
- ③-2求め……44条第4項
指示……44条第5項
- ④ 求め……44条第3項
指示……44条第6項

第10節 ヘリコプター等の派遣要請及び受入れ計画

災害時において、地域住民の生命、身体、財産等を保護するうえで、ヘリコプターの必要性が認められる場合には、県防災ヘリコプターの応援を要請し、災害による被害を最小限に止めるものとする。

第1 ヘリコプターの派遣要請

1 ヘリコプター派遣要請の要件

県防災ヘリコプターは、次に掲げる活動等で、地域並びに地域住民の生命、身体、財産等を災害から保護することを目的とし、緊急で差し迫った必要性が認められる場合で、かつ、県防災ヘリコプター以外に適切な手段がない場合に運行される。

- ア 救急活動
- イ 救助活動
- ウ 災害応急対策活動
- エ 火災防御活動
- オ 広域航空消防防災応援活動

※資料編12-2 奈良県防災ヘリコプター緊急応援要請参照

2 ヘリコプターの派遣要請先

緊急運行が必要な場合、「奈良県防災ヘリコプター応援協定」に基づき、下記を通じて防災ヘリコプターの派遣要請を行う。

(1) 勤務時間内の要請窓口

県防災航空隊（奈良市矢田原町2450）
 直通電話 0742-81-0399
 F A X 0742-81-5119

(2) 勤務時間外の要請窓口

県防災統括室 電 話 0742-27-8944
 F A X 0742-23-9244
 防災行政無線 111-9011
 防災行政無線 F A X 111-9210

第2 ヘリコプターの受入れ計画

緊急運行を要請した場合、防災航空隊と緊密な連絡を図るとともに、必要な受け入れ体制を整える。

1 ヘリコプターの受入体制

- ア 離着陸場所の確保及び安全対策
- イ 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- ウ 空中消火用器材、空中消火基地の確保
- エ その他必要な事項

2 ヘリコプターの受入れ準備

市は、ヘリコプターの派遣等の連絡を受けた場合、緊急に次の措置を講ずる。また、市及び災害活動用ヘリコプター臨時離着陸場の施設管理者はヘリコプター臨時離着陸場の被災状況を調査し、県災害対策本部（防災統括室、総務情報班）に報告する。

- ア ヘリコプター臨時離着陸場に紅白の吹流し又は国旗等を掲揚して、地上の風向を知らせる。
- イ 離着陸地点にⓂ記号を石灰、墨汁、絵具等を用いて表示する。
- ウ ヘリコプター臨時離着陸場周辺への一般人の立ち入りを禁止し、事故防止に努める。
- エ ヘリコプター臨時離着陸場の発着に障害となる物体については、除去又は物件所在地の表示をする。表示方法は、上空からよく判断できるように白布又は赤布等を縛りつける。
- オ 離着陸周辺の木片、小石等は吹き飛ばされるので、できるだけ取り除く。
- カ 離着陸の際には砂塵が発生するので、その防止対策として消防車等による散水を行う。

3 ヘリコプターの離着陸不能の条件

- ア 雨天又は霧等が発生し、視界が不良の場合
- イ 前線通過等のため突風や乱気流のある場合
- ウ 日没後
- エ 着陸地の傾斜及び障害物が規定以上である場合

4 離着陸地点等の基準

- ア 地盤は堅固な平坦地のこと（コンクリート、芝生が最適）
- イ 地面斜度が6度以内のこと
- ウ 2方向以上からの離着陸が可能であること
- エ 離着陸時に、支障となる障害物が周辺にないこと
- オ 車両等の進入路があること
- カ 離着陸（発着）のための必要最小限度の地積が確保できること

[必要最小限度の地積]

- ・大型ヘリコプター：100m四方の地積
- ・中型ヘリコプター：50m四方の地積
- ・小型ヘリコプター：30m四方の地積

※資料編9-9 ヘリコプター臨時離着陸場の設置基準参照

第11節 救出対策計画

市において災害が発生した場合、防災関係機関は相互に連携して救助体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第1 実施体制

- ア 消防機関（奈良県広域消防組合消防本部・消防団）を主体として救出班を編成し、救出作業を実施するものとする。
- イ 要救助の通報を受けた場合、消防機関は直ちに救出活動を開始するとともに、警察等関係機関に連絡し協力を要請するものとする。

第2 救助体制の確立

災害発生時の救出活動を円滑に実施するため、日頃から以下に掲げる体制の整備に努める。

- ア 医療救護体制の整備
- イ 傷病者搬送体制の整備
- ウ 要配慮者への救護体制の確立
- エ 自主防災組織の育成
救出班が到着するまでの初期段階における救助活動を充実したものとするため、市内の自主防災組織を育成するとともに、必要資機材の確保を援助する。
- オ 救出資機材の整備
市は、救出のために必要となる最低限の資機材について、防災拠点となる公共施設において整備するとともに、特殊な機材については、奈良県広域消防組合消防本部との十分な調整のもと調達を図る。

第3 救出対策

1 陸上における救出対策

被災者の救出は、災害の状況と被災者の疾病、傷病等の程度を勘案し、関係機関との緊密な連携のもとで実施する。

- (1) 被災者が少数の場合
消防本部の指揮により救出作業に当たり、負傷者を直ちに救護所又は病院へ搬送し、その他の被災者を最寄りの避難所へ誘導する。
- (2) 被災者が多数の場合
地区連絡所を中心に被災者救出本部を設置し、救出班の指揮により救出作業を実施する。医療救護班及び医師の応援協力のもと、トリアージ（傷病者の重傷度判定）を行うとともに、応急処置を実施する。二次救護等の必要な重症患者については、後方医療施設に移送する。

2 空からの救出対策

山間部や交通の途絶等で目的地への到達が困難な場合、市及び防災関係機関は、県、県警及び自衛隊のヘリコプターの出動を要請するなど、迅速かつ確かな空からの救出対

策を講じる。

市において災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場として指定されている場所においては、予め情報収集伝達体制等の整備を図る。

3 自主防災組織による救出

災害発生直後においては、消防機関単独での対応は困難であると考えられるので、市内の自主防災組織は地域住民と協力して、救助機関が到着するまでの間、可能な限り初期救出活動に努める。

4 救出活動の応援要請

市による救出が困難と思われるときは、状況に応じて県又は隣接市町村の消防機関あるいは応援協定消防機関に協力を要請し、更に自衛隊派遣要請についても考慮する。

第4 災害救助法が適用された場合の救出対策

災害救助法が適用され、知事から救出を委任された場合、市長が対策を実施するものとするが、費用の対象者等については以下のとおりである。

1 対象者

- (1) 災害のために現に生命身体が危険な状態にある者
 - ・火災の際に火中に取り残されたような場合
 - ・地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
 - ・水害の際に流失家屋とともに流され、孤立した地点に取り残されたような場合
 - ・地すべり、崖崩れ等により生き埋めになったような場合
- (2) 災害のため生死不明の状態にある者

2 救出期間

災害の場合、行方不明者が生存していると推定される日数から救出の実施期間は3日と定められているが、災害が続いて発生しているとき等現実に救出を要するときは、この期間を延長することができる。

3 救出のための費用

- ア 借上費（船舶、その他救出のための機械器具の借上費）
- イ 修繕費（使用した機械器具の修繕費）
- ウ 燃料費（機械器具を使用するために必要な燃料費）

第5 地震発生時における救出活動

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。

これらの人々について一刻も早い救出・救助活動が必要であるため、市は、住民、県、及び防災機関と相互に連携し、生命、身体が危険となった者を早急に救出・救助し、また負傷者を医療機関に搬送するなど、被災者の救護を図るものとする。

1 住民の初期における救出・救護活動

(1) 救出活動

市は、地震発生後速やかに消防本部、消防団を主体として、救出・救助活動を行うものとするが、大規模地震が発生した場合は、道路の通行障害、通信の途絶等により各防災関係機関の初動に遅れが生じることが予想され、建物の倒壊からの救出には近隣住

民の手による救出が不可欠であり、住民自ら救出活動に当たる。

(2) 救急活動

救出した負傷者等に対して、救急関係機関が到着するまでの間、心肺蘇生法等の応急手当を行い、被害の軽減に当たる。

2 市の救出活動

(1) 救出活動

ア 二次災害が広域的にわたるため、消防職員、消防団員を主体とした救助のみでは、困難をきたすことがあるため、次によるものとする。

- ・警察と連携して、救助隊員、救護者、救助工作車等の機能を有効に利用して被災者の救出を迅速に行う。
- ・市職員は、市対策本部の業務分担に基づいて現場の救出活動を支援し、かつ周囲の地域住民の協力を要請する。

イ 救急資機材の確保

救助が必要な生存者の情報に努めるとともに、資機材等を使用して迅速、的確かつ計画的に救出活動を行う。

市が保有する資機材だけでは対応が困難な場合には、民間業者の協力を得て重機等の資機材を確保し、迅速な救出活動を行う。

(2) 救急活動

ア 迅速な医療救護活動を行うため、医療機関と連携をとり、災害現場に救護所を設置し、トリアージ、応急手当を実施する。

イ 医療機関の受入状況を確認のうえ、トリアージの結果、救命処置を必要とする重症患者から優先して搬送を実施する。

ウ 道路の損壊等による交通の途絶により車両を使用できない場合や遠方の高次医療機関への搬送が必要な場合などには、県に対して防災ヘリコプターの派遣要請又は自衛隊派遣要請を求めるなど、ヘリコプターによる救急搬送を実施する。

(注) トリアージ：災害発生時などに多数の負傷者が発生した場合に、傷病者にタグを貼り適切な搬送、治療を行うため傷病の緊急度や程度の判定を行うこと。

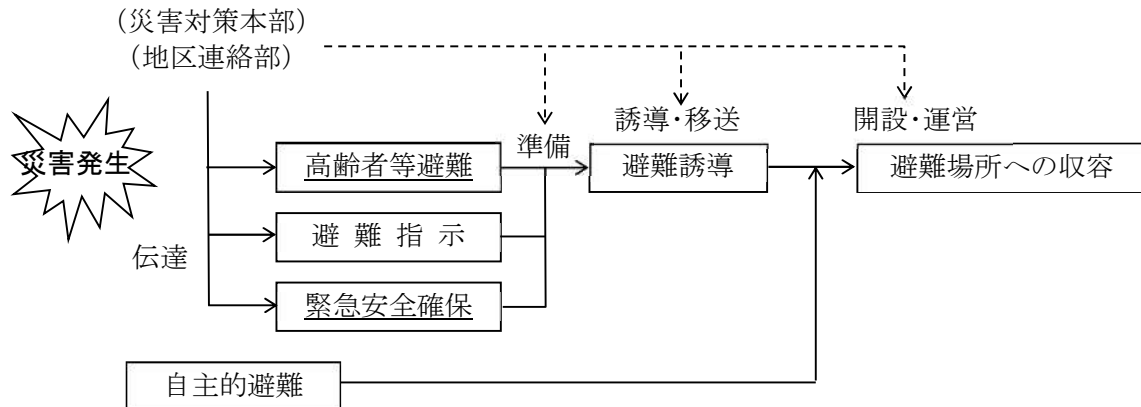
(3) 各関係機関の相互協力

救出活動等を行うに当たって、各防災関係機関と相互に情報を提供するとともに、効率的に作業分担するための連絡調整窓口を設け、救出活動を相互協力して実施できるようにする。

第12節 避難行動計画

災害発生時における人的被害を回避、軽減するため、市は、防災関係機関と連絡調整を密にし、避難指示等の発令、住民に対する情報伝達等、適切な避難誘導を行う。

図 住民の避難誘導の流れ



第1 避難指示等の発令

1 避難情報の種類

区分	発令時の状況	住民の避難行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況 災害の発生が切迫しつつあり、災害の態様によっては安全な避難ができない地域が発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動要支援者は、指定緊急避難場所への避難を開始する。 避難に時間を要しない者は避難の準備を行う。 避難に時間を要し、避難行動中に被災するおそれが高い地区、あるいは避難が日没後になるなど避難時に危険が及ぶと考えられる地区等は事前に避難を行う。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難中の住民は、直ちに避難を完了する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象や現在の切迫した状況から、災害の発生する危険性が非常に高いと判断される状況 人的被害が発生し、更に被害が拡大することが予想される状況 	<ul style="list-style-type: none"> 未だ避難していない住民は、直ちに避難する。そのいとまがない場合及び外への避難が危険な場合は、自宅の2階以上に上がるなど生命を守るため可能な行動をとる。

2 避難指示等の実施責任者及び基準

【警戒レベル3】 高齢者等避難の情報提供、【警戒レベル4】 避難指示、【警戒レベル

5】緊急安全確保の実施責任者は次のとおりである。市長は法第60条に基づき、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認められるときは、危険地域の住民に対し、避難指示等を発令する。

■ 避難指示等の実施区分

区分	事項	実施責任者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
	【警戒レベル3】高齢者等避難	市長	人的被害の発生する可能性が高まった場合において、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始する必要があると認められるとき	・住民に対する避難準備 ・要配慮者等に対する避難行動の開始	災害対策基本法第56条	災害全般
【警戒レベル4】避難指示		市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するために特に必要があると認めるとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での退避等（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
		知事	災害の発生により、市町村がその全部分又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での退避等（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第60条	災害全般
		警察官	市町村長が避難のための立退きを指示することができないと認めるとき、又は、市町村長から要求があったとき	・立退きの指示（必要があると認めるときは立退き先の指示） ・屋内での退避等（垂直避難等）の勧告	災害対策基本法第61条	災害全般
			人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある天災、事変、工作物の損壊、交通事故、危険物の爆発、狂犬、奔馬の類の出現、極端な雑踏等危険がある場合で特に急を要するとき、	・避難等の措置	警察官職務執行法第4条	災害全般
		自衛官	災害により、特に急を要する場合において、警察官がその場にいらないとき	・避難等の措置	自衛隊法第94条	災害全般
		知事又はその命を受けた職員	地すべりにより、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	地すべり防止法第25条	地すべり
		知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水により、著しい危険が切迫していると認められるとき	・立退きの指示	水防法第29条	洪水
	【警戒レベル5】緊急安全確保	市長	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認める災害が発生した状況	・高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示	災害対策基本法第60条	災害全般

3 避難指示等の発令

市長は、積極的な災害情報の収集に努め、気象情報や河川情報、土砂災害警戒情報等を基に、発令基準に則って、避難指示等を発令する。その際、避難時間等を考慮した早

めの発令を心がけ、躊躇なく発令し、速やかに居住者等に伝えなければならない。また、台風による大雨発生など事前に予測可能な場合は、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達するよう努める。

夜間等避難に危険を伴うような時間の発令を避けるようにする。

市は、必要な場合、県及び気象台に対し、河川水位情報や土砂災害警戒情報、気象予警報等、避難指示等の判断に際して参照すべき情報の提供及び避難指示等に関する助言を求めるものとする。

(1) 避難指示等の内容及び住民への周知

市長は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保を発令する場合、次の事項を明示する。市本部は、自ら避難指示等を行った場合、あるいは他の機関からその連絡を受けた場合は、速やかに広報活動を実施し、その内容を住民に対し周知する。なお、避難の必要が無くなった場合も同様とする。

- ・避難対象地域
- ・避難所の場所
- ・避難経路
- ・避難の理由
- ・避難時の注意事項
- ・その他必要事項

(2) 住民への伝達方法

避難指示等を実施したときは、市長は、災害時における情報伝達手段を活用して、その内容を住民に伝達する。

伝達の際は要配慮者及び避難支援関係者を考慮し、迅速かつ確実に伝達する。高齢者等避難の伝達にあたっては、避難に時間のかかる要配慮者とその支援関係者は避難を開始することを確実に伝達する。

また、伝達にあたっては、事前に例文を作成し、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして、わかりやすくその意味を伝えるなど、住民の立場に立った情報提供に努める。

避難指示等が発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」を恐れず、判断基準に基づき避難指示等が発令する。

事態が急変し、災害が切迫した場合には、必ずしも【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の順に発令する必要はなく、状況に応じ、段階を踏まずに避難指示等が発令する等、臨機応変に対応する。

(3) 屋内での退避等の安全確保措置

市は、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、近隣のより安全な建物への緊急的退避や屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下、「緊急安全確保」という。）を指示することができる。

4 関係機関への報告

(1) 県への報告

市は、【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】

緊急安全確保を発令し、又は屋内安全確保を指示したときは、その旨を速やかに県（県防災統括室）に報告する。警察官が避難の指示や屋内での退避等の安全確保措置の指示を行い、その旨を市長に報告した場合も同様に扱う。その際、可能な限り次の事項について報告する。

また、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに速やかにその旨を知事に報告する。

- ・【警戒レベル3】高齢者等避難、【警戒レベル4】避難指示、【警戒レベル5】緊急安全確保の種類
- ・発令時刻
- ・対象地域
- ・対象世帯数及び人員
- ・その他必要事項

(2) 関係機関相互の連絡

市は、県、警察本部及び自衛隊との間で、避難指示等をしたときはその内容を相互に連絡する。

第2 住民に望まれる避難行動

1 土砂災害

ア 防災気象情報等について積極的に情報収集し、自らの意思で行動するようにする。

特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。

イ 避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

エ 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断した場合は、近隣のより安全な建物等への避難等の安全確保措置をとる。小規模な斜面崩壊（崖崩れ）が想定される区域では、屋内安全確保が有効な場合もあるが、土石流が想定される区域においては、自宅の2階以上に移動しても土石流によって家屋が全壊するおそれもあることから、屋内安全確保をとらないようにする。

オ 雨が収まってもすぐに帰宅しないようにする。

カ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には声をかけるようにする。

キ 土砂災害警戒区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

2 水害

ア 防災気象情報等について積極的に情報収集し、自らの意思で行動するようにする。

特に、自分だけは大丈夫といった思い込みや正常性バイアスによる避難の遅れが生じることのないよう留意する。

イ 洪水・内水氾濫時の指定緊急避難場所への移動時間も考慮して早めのタイミングで避難する。

ウ 豪雨等が予想される場合は、遠方であっても安全な避難場所に早めに避難する。

エ 指定避難所や指定緊急避難場所への立ち退き避難がかえって危険であると判断し

た場合は、近隣のより安全な建物等への避難や、やむを得ない場合には屋内でもより安全な上階へ移動する屋内安全確保をとる。

オ 避難の際は、隣近所に声を掛け合い共に避難するようにする。特に新しい地区住民や観光客等には声をかけるようにする。

カ 浸水想定区域外でも災害が発生するおそれがあることを忘れず、十分注意するようにする。

第3 避難誘導

避難誘導は、警察官、消防職員、消防団員及び市職員が行うものとするが、自治会においても責任者及び誘導員を予め定めておく。

1 住民の避難における注意事項

ア 避難に際しては、必ず火気及び危険物等の始末を完全に行うこと。

イ 避難者は、3食程度の食料、水、最小限の着替え、肌着及び照明具等を携行すること。

ウ 服装は基本的に軽装とするが、必要に応じて防寒雨具等を携行すること。できれば身分証明書等を携行すること。(住所、氏名、年齢及び血液型を記入したもので水に濡れてもよいもの。)

エ 上記のものを平常時から「非常袋」にいれ、準備しておく。

2 住民の避難手順

ア 避難は、まず家庭、職場及びその他の場所から各地区内の集合場所に集合する。集合後、被害の状況、近隣住民の安否等を確認・把握する。

イ 地区単位の集団で避難所へ避難する。

ウ 避難生活が長期に渡ることが予想される場合には、避難所へ移動する。

3 避難順位

避難の順位は、高齢者、乳幼児、障がい者、傷病者、妊産婦及び介助者を優先する。

また、自力で避難できない場合、又は避難途中危険がある場合、その他病人、高齢者、乳幼児等の避難に備え必要に応じて車両等を利用する。

4 避難者誘導方法及び輸送方法

ア 最も安全な避難経路を予め指示する。

イ 避難経路中に危険箇所があるときは、明確に示しておく。

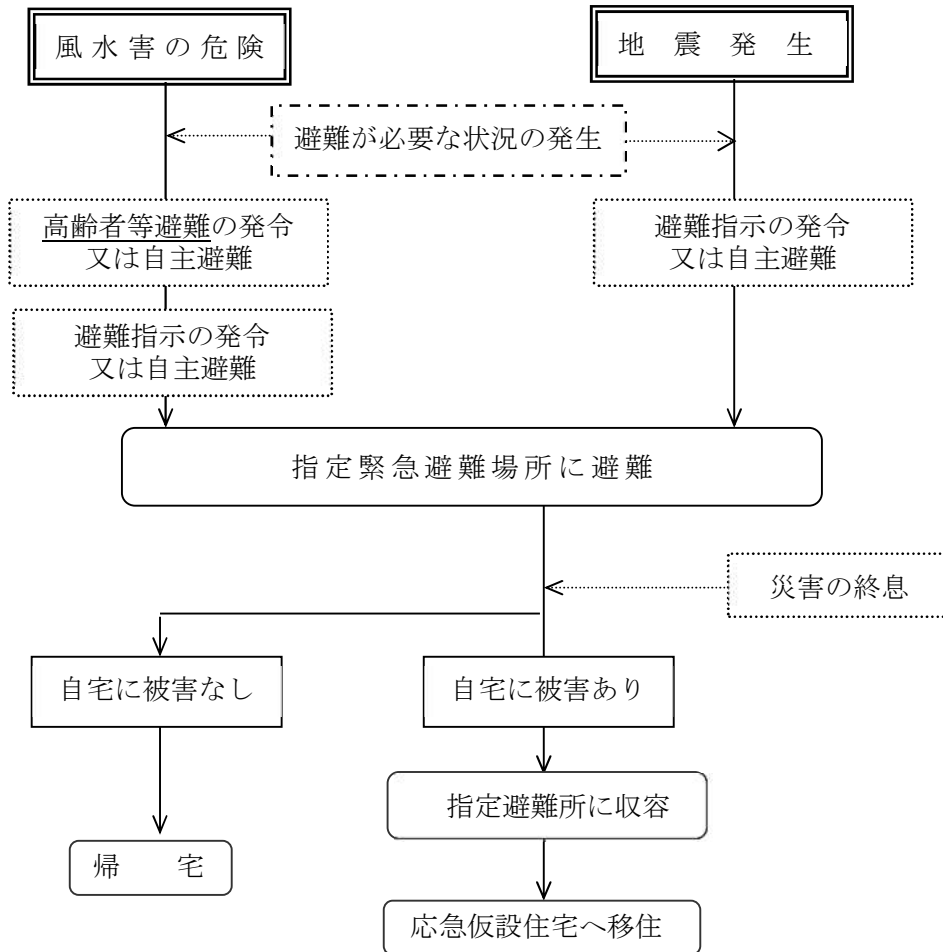
ウ 必要に応じ、誘導ロープ等により安全を確保する。

エ 誘導員は出発及び到着の際、人員点検をする。

オ 避難開始とともに警察官、消防団員等による現場警戒区域を設け、危険防止その他警戒連絡を行う。

カ 避難所が遠い場合は、適宜車両輸送を行う。

図 避難行動の流れ



第4 警戒区域の設定

1 実施機関

警戒区域の設定権者は次のとおりである。

なお、知事は、市町村が災害により全部又は大部分の事務を行うことができないときは、法第63条第1項の規定により実施すべき応急措置の全部又は一部を代わりに実施する。

■ 警戒区域の設定権者

設定権者	要件	措置	根拠規定	災害の種類
市長又はその委任を受けて市長の職権を行う市の職員	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第 63 条	災害全般
知事	災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき		災害対策基本法第 63 条	災害全般
警察官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第 63 条	災害全般
	消防職員又は消防団員が火災の現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第 28 条、	水害を除く災害全般
	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者から要求があったとき	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第 21 条	水害
自衛官	市町村長若しくは市町村長の委任を受けた職員及び警察官が現場にいないとき	災害応急対策に従事する者以外の者に対する警戒区域への立入制限、立入禁止、警戒区域からの退去を命ずる	災害対策基本法第 63 条	災害全般
消防職員 又は 消防団員	円滑な消火活動等の確保のため	消防警戒区域からの退去 消防警戒区域への出入り禁止、制限	消防法第 28 条、	水害を除く災害全般
水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者	円滑な水防活動等の確保のため	水防警戒区域からの退去 水防警戒区域への出入り禁止、制限	水防法第 21 条	水害

2 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限、若しくは禁止し、又は退去を命ずる。

警戒区域は、住民の生活に大きな負担を強いるばかりでなく、警戒区域内に道路が通っている場合などは、関係機関や周辺住民にも多大な影響を与える。そのため、設定する範囲や、一時立入、一時帰宅を許可する基準策定等には慎重を期す必要がある。そこで市長が警戒区域を設定するに当たっては、国（近畿地方整備局、気象台等）、県、消防、警察、住民、専門家等の意見を聴くための協議会を設置するなどして、これらの関係機関の意見を十分に聴くように努める。

警戒区域の設定は、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示することで行う。また、市と警察が連携して住民等の退去確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火

のためのパトロールを実施する。

(2) 警戒区域の周知

市長は、警戒区域を設定した場合、避難指示などと同様に、関係機関及び住民にその内容を周知し、警戒区域内に住民が立ち入らないようにする。

(3) 警戒区域への一時帰宅、一時立入

警戒区域を設定した場合においても、行政機関や復旧工事等に携わる事業者等やむを得ず立ち入らなければならない者には市長が許可証を発行し、一時立入を認める。また、住民には、警察、消防、市職員等の監視のもと、日時を設定して一時帰宅を認める。

一時立入、一時帰宅を許可するに当たっては、危険が切迫している度合や天候等を勘案し、協議会等の場で慎重に検討する。その基準は、住民に対してわかりやすいものとし、生活面での影響、経済的な影響、観光面での影響等に十分配慮することが望ましいが、「災害による死者をなくす・人命を守る」ことを念頭において、安全面を第一に考えて基準を作成する。

(4) 警戒区域の縮小・解除

市長は、警戒区域を解除する場合、専門家の意見も十分考慮し、協議会等の場で慎重に検討したうえで決定する。

警戒区域を解除した後の監視体制や、避難指示の継続についても協議会等の場で慎重に検討する。

第5 自主防災組織の避難対策

突然の災害により、地域住民の避難が必要な場合、自主防災組織が以下により避難誘導にあたる。

1 避難誘導

予め定めた避難計画に基づいて、地区役員、消防団員等が災害の状況に応じてより安全な避難地に誘導する。

2 避難指示等の周知

避難指示等の方法は、サイレン、ハンドマイク等によるものとし、指示の内容を周知徹底させる。また、避難の指示を発したときは、その旨を市（災害対策本部）、警察、消防機関等に報告する。

第6 学校、社会福祉施設等の避難対策

1 災害発生以前の措置

学校、社会福祉施設等の管理者は、関係機関と協議の上、予め避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、防災訓練等を実施し、避難活動の万全を期する。

2 情報収集活動

市において災害が発生した場合、学校、社会福祉施設の教職員等は、速やかに被害状況等の情報収集に努める。

3 避難誘導活動

ア 避難誘導活動は避難行動要支援者を優先して行う。

イ 避難は、先頭と最後尾に誘導担当者がついて行う。

4 避難行動要支援者の避難所の確保

避難行動要支援者に関しては以下の点に留意し保護にあたる。

- ア 避難者の健康状態等に対応できる避難所機能の確保
- イ 医療機関との連絡体制の確保
- ウ 防災関係機関との連絡体制の確保
- エ 家庭との連絡体制の確保

第7 事業所、宿泊施設等の避難対策

1 事業所の避難対策

- ア 多数の者が勤務、又は出入りする施設の管理者は、施設内にいる者に対して予め定められた非常口等を利用して施設内又は施設外の安全な場所まで誘導する。
- イ 災害の状況によって、勤務者等の移送が自力で行えない場合は市及び防災関係機関の車両等の応援を要請する。
- ウ 災害時における避難場所を予め定めておくとともに避難に必要な非常出口、非常階段、救出袋等を整備する。

2 宿泊施設における避難対策

(1) 災害発生以前の措置

宿泊施設の責任者は予め防災関係機関と協議の上避難計画を作成する。また、宿泊客に非常口や避難場所、救出袋の位置等の案内図を渡し、説明を行う。

(2) 避難誘導時の措置

施設の責任者及び従業員は、施設内にいる宿泊客を予め定められた非常口を利用して施設内又は施設外の安全な場所まで誘導し、自らも速やかに避難する。

第8 土砂災害警戒区域等における避難対策

1 災害発生以前の措置

市及び防災関係機関は、避難ルート周辺に存在する土砂災害警戒区域等の土砂災害の危険が予想される区域について、予め現地表示や住民への防災マップの配布等により、周知徹底に努める。

2 避難誘導時の措置

避難者は、避難ルート周辺に存在する土砂災害の危険が予想される区域について注意深く状況を判断し、状況に応じてルートを変更するなど、危険と判断した場合は通行を禁止し、別ルートで避難をする。

第9 避難行動要支援者の避難対策

1 福祉避難所の指定等

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難に当たっては、福祉避難所の指定（避難所に設置する軽易な福祉避難室を含む）を行い、避難行動要支援者の障害や病状を悪化させないための措置をとるものとする。また、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。

2 避難行動要支援者の相談窓口の設置

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難所における生活の維持

を図るためには、避難行動要支援者の要望を的確に把握し、きめ細かい対応が必要である。従って、避難所に避難行動要支援者の相談窓口を設置して対応する。

第13節 避難生活計画

避難所は地域の支援拠点機能を有するものであり、市は、平時から良好な生活環境の確保に配慮した、円滑な避難所運営ができるように努める。また、在宅被災者についても、早期の把握に努め、必要な物資、情報が確実に行き渡るようにする。

第1 避難所の設置

1 避難所の開設

市は、発災時には必要に応じ避難所を開設し、住民等に周知徹底する。ただし、ライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則開設しないものとする。

また、避難所等の運営並びに災害対策本部等との連絡調整を図るため、市職員を避難所に派遣する。

特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(1) 避難所開設責任者

避難所の開設は、市長が行うものとする。

(2) 避難収容対象者

避難所に収容するものは、災害により現に災害を受け、又は受けるおそれがある者（避難指示等を受けた者）とする。

(3) 避難所の開設予定場所

避難所の開設予定場所は、資料編に掲載する。

(4) 避難所の追加開設

市は、事前に指定した避難所では収容人数が不足する場合など必要があれば、予め指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。なお、避難所の収容能力を超える避難所が生じた場合等には、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。また必要に応じて野外に天幕を設置し対応する。

(5) 避難所開設の公示

市長は、避難所を開設したときは、広報車等によりその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。その際、障がい者や高齢者等の誘導や避難所での生活環境を配慮したものとする。

2 避難所開設状況報告

市は、避難所を開設した場合、次の事項を速やかに県に報告する。

ア 避難所開設の日時及び場所

イ 避難所名、避難世帯数及び避難者数

3 災害救助法が適用された場合の避難所の開設

災害救助法が適用され、知事から避難所の設置を委任された場合、市長が以下により避難所の開設を実施する。

- ア 開設期間 7日以内
- イ 設置費用 避難所設置及び収容のための費用は、奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる
- ウ 避難所物資確保基準
原則として、本市が必要な資材を確保するが、確保が困難な場合は県が必要な資材を斡旋する。
- エ 避難所開設状況報告 前述のとおり

第2 避難所の運営

避難所の運営においては、情報伝達、物資配給、生活環境整備等対応すべき事項が多岐にわたるため、避難所の運営を市と自治組織が連携して行うこととし、対外業務及び施設管理のほかは、原則として自治組織が運営し市はそれをサポートすることとする。

また、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするように努めるものとする。また、避難が長期化した場合は、必要に応じてプライバシーの確保、段ボールベッド、パーティション等の活用、被災者のニーズや男女のニーズ等に配慮するとともに福祉ニーズにも十分対応するものとする。なお、避難所運営に関する詳細については、避難所運営マニュアルに定める。

1 維持管理体制の確立

- ア 避難所を開設し、避難者を収容したときは、市職員を派遣し、これを駐在させて避難者の管理にあたる。
- イ 避難所の運営にあたっては、避難者主体の自治組織の発足を促し、集団避難生活における申し合わせ事項等が自主的に作られるよう支援する。

2 避難所の運営

避難所の運営に当たっては、以下に定める任務を遂行する。

- ア 避難者収容状況の把握及び市（災害対策本部）への報告
- イ 避難所勤務要員の確保
- ウ 必要物資の供給、給食、給水に関する準備
- エ 地区連絡所及び市（災害対策本部）との連絡
- オ 避難住民の状況把握と調整
- カ 避難者の障害や身体状況に応じた適切な措置を受けられる施設への移送
- キ 避難者の事情に応じた保健師、手話通訳者等の派遣
- ク 高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した食料の支給

3 避難所運営における留意事項

市は、避難所の運営に当たっては、以下の事項に留意し、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう努める。なお、人手不足や長期化等により、市職員や避難者による運営が難しい場合は、県防災統括室に連絡を行うものとする。

- ア 避難者による自主的な運営
- イ 避難所の運営における女性の参画
- ウ 男女のニーズの違い等、男女双方の視点に対する配慮
- エ 要配慮者のニーズ
- オ 役割分担は性別のみによらないよう配慮する

- カ ホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる
- キ 女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止

4 各段階における主な取組事項

(1) 初動期

- ・避難所建物の安全確認（可能な限り有資格者による）
- ・避難所建物の設備の点検
- ・広報
- ・避難者の受入、名簿作成（在宅被災者や車中泊者等も含む）

(2) 展開期

- ・自主的な管理運営体制の確立
- ・食料、物資に関すること
- ・要配慮者に関すること
- ・衛生に関すること
- ・その他

(3) 安定期

- ・食料、物資に関すること
- ・要配慮者に関すること
- ・衛生に関すること

(4) 撤収期

- ・避難所の段階的集約、縮小
- ・応急仮設住宅等の斡旋支援

5 ペットの受入れ

市は、必要に応じ、指定避難所におけるペットのための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

6 感染症対策

市は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当と保健福祉担当が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。避難者の受付や問診票による調査など新型コロナウイルス感染症対策の詳細は、「指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（宇陀市 令和3年10月）」によるものとする。

自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当は、防災担当に対し、避難所の運営に必要な情報を共有するものとする。

7 避難所の閉鎖

市は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。避難所責任者は市長の指示により避難者を帰宅させる他、必要な措置をとるものとする。

市は、避難者の中にその住居が浸水、倒壊等により帰宅が困難な人がある場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとるものとする。

第3 在宅被災者等への支援

市は、避難所に避難している被災者だけでなく、在宅の被災者（食事のみ受け取りに来る被災者を含む）に対しても、避難所において食料や生活必需品を配布し、必要な情報やサービスの提供を行う。

そのため、市は、在宅被災者等の避難者名簿への登録など、在宅被災者等の早期把握に努める。

第4 車中泊者への対応

市は、避難所ではなく車中泊により避難している被災者等に対しても、次に掲げる事項について配慮する。

- (1) 避難所周辺で車中泊をしている避難者に対する健康管理対策（エコノミークラス症候群防止のための体操の奨励、弾性ストッキングの配付など）
- (2) 車中泊者に対する食事配給時間などの情報提供及び配給食料数の把握等（車中泊者等の避難者名簿への登録）
- (3) 車中泊が長期にならないための指定避難所への入所等の勧奨

第5 広域避難

市は、災害の予測規模、避難者数等にかんがみ、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の県の市町村への受入れについては県に対し当該他の県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の県内の市町村に協議することができる。

県は、市町村から協議要求があった場合、他の県と協議を行うものとする。

市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第14節 帰宅困難者対策計画

大規模地震等発生時に、大量の帰宅困難者が徒歩等により一斉帰宅を開始した場合には、救急・救命活動、救助活動、消火活動、緊急輸送等緊急車両の通行の妨げになる可能性があり、応急活動に支障をきたすことが懸念されるとともに、帰宅困難者自身にも危険が及ぶおそれがある。

震災発生直後に人々が一斉に徒歩帰宅を開始した場合、路上や鉄道駅周辺で大混雑が発生し、集団転倒等の二次災害が発生するおそれがある。

このため、早期に「むやみに移動を開始しない」という基本原則を呼び掛けるとともに、帰宅困難者への速やかな情報提供や状況が落ち着いた後の帰宅支援を実施する。

第1 発災直後の対応

1 一斉帰宅抑制の呼びかけ

市は、一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業等に対してむやみに移動しないことの呼びかけを行う。

2 企業等における対応

企業等は、発災直後の一斉帰宅行動を抑制するため、施設の安全を確認した上で、従業員等を施設内又は安全な場所に待機させる。

なお、企業等は、出勤時間帯に発災した場合は自宅待機等を指示し、帰宅時間帯に発災した場合には事業所での待機を指示するなど、発災時間帯に応じて、従業員等が身の安全を確保できるよう指示を行う。

3 集客施設や駅等における対応

集客施設や公共交通機関等の事業者は、施設の安全を確認後、利用者を施設内の安全な場所で保護する。

施設の安全が確認できない場合は、一時退避場所等の案内等を行う。

第2 駅周辺等における滞留者対策

1 駅周辺等における混乱防止

市の行動ルールに基づき、駅周辺等において発生した多数の滞留者の混乱を防ぐため、駅前滞留者対策協議会の参加者や市が中心になって、市の災害対策本部と連携し、情報連絡体制を構築し、滞留者を一時退避場所等へ誘導する。

2 一時退避場所や一時滞在施設の開設・運営

駅前滞留者対策協議会や市は、あらかじめ指定した一時退避場所において、一時滞在施設の開設に関する情報の発信や、道路、公共交通機関の被害状況、復旧見込みの情報発信を行う。

市は、あらかじめ指定した一時滞在施設について、施設の安全を確認した上で、一時滞在施設として開設する。

第3 帰宅困難者への支援

1 帰宅困難者への情報提供

市は、県と連携し、帰宅困難者に対し、地震に関する情報、地域の被害情報、災害時帰宅支援ステーションの開設状況に関する情報などについて情報提供を行う。

2 徒歩帰宅支援

(1) 県による災害時帰宅支援ステーション事業協定締結企業等に対する協力要請

県は、災害発生後、災害時帰宅支援ステーション事業の協定を締結している事業者に対し、支援ステーションとしての協力を依頼する。

(2) 徒歩帰宅支援

市は、県と連携し、徒歩で帰宅する帰宅困難者に対し、通行可能な道路情報、災害時帰宅支援ステーションに関する情報などを提供する。

第15節 医療救護計画

災害が発生した場合、負傷者等に対する医療及び助産等の医療救護活動を円滑に行うためには、関係機関の協力により早期に広域的医療活動を実施することが必要不可欠であることから、市の医療救護体制の整備とともに、広域の応援協力体制の充実を図る。

第1 医療救護活動体制の確立

1 実施体制

市における医療救護活動については、市本部医療救護班がこれにあたるものとする。市本部医療救護班は、被災者の状況に応じて医師等による医療救護班を編成し、被災地域及び避難所の医療、助産の万全を期すものとする。また、必要が生じた場合、県、指定地方行政機関及び近隣市町村の病院、保健所に協力を求める。

2 医療応援協力体制の確立

災害の規模及び発生状況により本市のみで対処できない場合は、県保健医療調整チームに対して保健医療活動チーム（DMAT（災害派遣医療チーム）、DPAT（災害派遣精神医療チーム）、医療救護班等）の派遣を要請する。また、近隣市町村内の病院・診療所等についても、被災時の傷病者等の収容・保護及び負傷者等の医療・助産救助等を要請する。

3 医薬品、血液製剤及び医療器材の確保

医療及び助産に必要な医薬品、血液製剤及び医療器材は、協定締結薬局よりの調達で対応する。災害の種類、規模に応じて、医薬品、血液製剤及び医療器材が当該地域において確保不能又は困難であるときは、県保健医療調整本部に対し調達・斡旋を要請する。

第2 医療施設の応急復旧

市の医療施設が災害により被災した場合は、医療体制を確保するため迅速に応急復旧を図る。

第3 医療救護活動

1 医療救護班の編成

班の編成は、医師1～2人、看護師2人、事務員1人を基本とし、医師が班長となる。

医師会の協力により班を編成し、救護活動にあたるものとするが、被災状況に応じて適宜増員する。

2 救護所の設置

市本部医療救護班は被害状況に応じ、病院や災害対策本部と連絡調整の上、市立病院及び被災地付近の小学校（医療救護地区拠点）に救護所を開設する。救護所では、患者の応急処置を行うほか、被災者が疾病、傷病のため、医療機関へ収容する必要があるときは迅速に最寄りの医療機関（後方支援病院）への搬送を要請する。また、市本部医療救護班は重症患者への対応、活動状況の集約及び応援要請等を総括する。なお、へり

コプターを利用した患者の移送等は、防災関係機関の協力により指定のヘリコプター臨時離着陸場を利用する。

※資料編 2-8 救護所一覧参照

3 医療救護班の活動内容

医療救護班が行う医療及び助産の内容は以下のとおりとする。

- ア 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
- イ 傷病者に対する応急措置
- ウ 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- エ 搬送困難な患者及び避難所等における軽傷患者に対する医療
- オ 被災地の巡回診療
- カ 助産活動
- キ 死亡の確認
- ク 遺体検案等への協力

4 後方医療体制

本市医療施設のみでは緊急治療の必要な重症患者に対応できない場合は、桜井市内の済生会中和病院が「地域災害医療センター」とされており、救護所からの重篤患者の受け入れを要請する。

5 患者等の搬送力の確保

患者、医療従事者及び医療資機材等の搬送体制を整備する。患者の搬送に支障が生じた場合は県へ支援要請する。

6 保健師等による健康管理に関する活動

市は、必要に応じて県（保健医療調整本部）から派遣される保健師等と連携し、保健師による避難所における健康相談や集団指導、被災家庭、応急仮設住宅等への家庭訪問を実施し、健康状態の把握と保健指導、環境整備や関係機関との連絡調整等を行い、被災住民の心身のケア等必要な保健活動の充実に努める。なお、避難所における保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

- ア 避難所の保健活動は、環境面・運営面・住民支援・情報管理等の分類で行う。
- イ 避難所でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防と対策を行う。
- ウ 市は避難所開設直後に、被害状況や設備状況、要配慮者の避難状況等を迅速に情報収集し、被災地域を管轄する県保健所に設置された地域保健医療調整本部を通じて保健医療調整本部に報告する。

7 要継続的医療支援者に関する活動

市は、県と連携し、災害時における要継続的医療支援者（人工透析患者、人工呼吸患者等）支援対策として、次の活動を行う。

- ア 避難誘導と安否確認
 - ・地域住民の協力による要継続的医療支援者と孤立患者の把握
 - ・市、保健所、訪問看護ステーション等による安否確認
- イ 医療に関する情報の把握と手段の確保
- ウ 個別又はチームによる相談支援

8 精神障がい者及びメンタルケアに関する活動

市は、県保健医療調整本部、精神保健福祉センター、地域保健医療調整本部と連携し、精神障がい者及びメンタルケア対策として、次の活動を行う。

(1) 安否確認

市は、地域保健医療調整本部と連携し、在宅精神障がい者の安否及び健康状況を確認して必要な支援の検討、提供を行う。

(2) D P A T（災害派遣精神医療チーム）の派遣

県保健医療調整本部は、D P A Tの派遣が想定される場合は、保健医療調整本部精神保健支援班内に県D P A T調整本部を設置し、市町村の要請があった場合にD P A T（災害派遣精神医療チーム）を派遣する。

(3) 障害福祉サービス事業所等の被害状況の把握

市は、障害福祉サービス事業所等の被害状況を把握するとともに利用可能な施設の活用について検討する。

(4) 相談支援等

保健師等支援チームは、D P A T等と連携して避難所等を巡回し、地域精神保健活動を展開する。特に精神疾患を有している方、遺族、高齢者、妊婦、子ども等サポートの必要性が高いと考えられる住民に配慮して活動を行う。

精神保健福祉センターは、専門職能団体等の協力を得て、「こころのホットライン」による電話相談を実施する。

(5) 情報収集等

市は、市内の情報を県保健医療調整本部、精神保健福祉センターに伝達するとともに、県等からこころのケアに関する必要な情報を収集する。

9 医療機関へのライフラインの確保

市は、県と連携し、医療機関への電気、ガス等のライフラインの復旧、確保について、優先的確保を事業者に要請する。

10 在宅被災者等への支援

市は、避難せず自宅にとどまる被災者や避難所から自宅に戻った在宅被災者について、保健師等支援チーム等を活用し、迅速に在宅被災者に関する情報収集を行い、保健師の巡回相談等により心身の健康状態の把握と必要な支援を行う。保健活動については、以下の事項に留意するものとする。

ア 在宅避難の要配慮者については、必要な支援物資の配備や、適切な保健福祉サービスが継続して受けられるように手配を行う。

イ 在宅避難でも起こりやすい健康課題（エコノミークラス症候群・感染症・ストレス関連障害・便秘等）の予防に関する啓発と必要な支援を行う。

ウ 市は在宅避難者、在宅の要配慮者の状況について、迅速に収集した情報を集約し、県保健所を通じて保健医療調整本部に報告する。

第4 災害救助法が適用された場合の医療救護活動

災害救助法が適用された場合は、原則として、国、県、公的医療機関及び医師会の医師、看護師らによって編成された県医療救護班が医療救護にあたる。

1 実施対象者

- (1) 医療を受ける者
応急的に医療を施す必要がある者で災害のため医療の途を失った者
- (2) 助産を受ける者
災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩したもので助産の途を失った者

2 範囲

- (1) 医療の範囲
 - ・診療
 - ・薬剤又は治療材料の支給
 - ・処置、手術その他の治療及び施術
 - ・病院又は診療所への収容
 - ・看護
- (2) 助産の範囲
 - ・分娩の介助
 - ・分娩前後の処置
 - ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

3 実施方法

- (1) 医療の方法
以下により編成される救護班が実施する。
 - ・公的医療機関による救護班
 - ・知事から委託を受けた日赤救護班及び現地医療班
 - ・県と医師会との協定に基づく医師会救護班
- (2) 助産の方法
救護班による実施を原則とするが、実情により助産師によっても実施される。

4 期間

- (1) 医療の期間
災害発生の日から14日以内
- (2) 助産の期間
災害発生の日又は以後7日以内に分娩した者に対し、分娩の日から7日以内

第16節 給水計画

災害により飲料水等を確保することができない者に対して飲料水等の供給を行い、被災者の生活を保護する。

第1 実施体制

1 実施責任者

市における給水は、市本部上下水道部が実施し、実施責任者は市長とする。市において実施できないときは、奈良県水道災害相互応援協定締結先の市町村の協力を得て実施する。

また、災害救助法が適用された場合（同法により知事が職権の一部を委任した場合を除く）、及び知事が必要と認めた場合の給水は、県が市町村相互間の連絡調整を行い、広域的な見地からその確保に努めることになっている。

2 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得られない者とする。

3 給水量

災害発生から3日以内は、1人1日3リットル、10日目までには3～20リットル、20日目までには20～100リットルを供給することを目標とし、それ以降はできる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるものとする。

4 拠点給水

ア 市は、各水道施設（浄水場・配水場・貯水槽・消火用貯水槽を除く貯水槽）等による拠点給水の可能性を点検し、給水配水図等により指定避難場所、医療機関、福祉施設、学校、市庁舎等の所在を配慮した配水体系を検討する。

イ 給水車等の搬送が可能な状況下においては、拠点給水を基点にして給水車及びトラック等による給水を実施する。

第2 飲料水等の確保

1 飲料水の確保

市は、飲料水の確保を行うとともに、使用できる給水源（湧き水・井戸水・河川水等）から浄化処理して飲料水の確保を図る。

2 給水資機材の確保

ア 非常給水源や避難所等において使用する浄水装置や濾水器等を確保する。

イ タンク車、給水容器、容器運搬車両等の応急給水資機材を確保する。

ウ 飲料水の消毒薬品（次亜塩素酸ソーダ、塩素等）及び飲料水の消毒効果を確認するための残留塩素測定器の必要量を確保する。

3 市は、応急用飲料水並びに水道施設の確保に努める。

第3 給水方法

給水を実施する場合には、防災行政無線、広報車等により、給水場所、時間等について、被災地の住民に周知する。なお、給水方法については、要配慮者、外国人及び高層

住宅の住民等に配慮する。

1 運搬給水

ア 給水車による補給、水源からの取水を行い、被災地域内の避難所や公民館等、適当な給水基地へ運搬する。

イ ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水し、貨物自動車等に搭載して給水基地へ運搬する。

2 浄水装置、濾水器による給水

局地的給水、又は陸上輸送による給水が不可能なときは、浄水装置、濾水器による給水基地を設営する。

3 家庭用井戸水等による給水

ア 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料水として適当と認めるときは、その付近の罹災者のために飲料水として給水する。

イ 家庭用井戸水について、水質検査の結果、飲料に適さない水質のときは、濾水及び消毒等により飲料水として確保する。

4 応援給水

地域の被害状況によっては、被災を受けていない管路から仮配管を行い、公園、避難所等に仮設給水栓等を設置し、給水する。

5 給水量の目安

1人1日3リットルを目安として飲料水を確保する。

第4 給水応援

市は、必要な人員・資機材等が不足し、飲料水の供給を実施することができないときは、奈良県水道災害相互応援協定による要請のほか、次の事項を示して県に他の水道事業者の応援を要請する。

ア 給水を必要とする人員

イ 給水を必要とする期間及び給水量

ウ 給水を必要とする場所

エ 必要な給水器具・浄水用薬品・水道用資材等の品目別数量

オ 給水車両借り上げの場合は、その必要台数

カ その他必要な事項

第5 災害救助法が適用された場合の給水基準

災害救助法が適用され、知事から給水を委任された場合、市長が以下により給水を行う。

1 給水対象者

災害のために飲料水を得ることができない者

2 給水期間

給水期間は、原則として災害発生の日から7日以内とするが、大災害のため引き続き給水を行う必要があるときは、最小限の期間延長をすることができる。

3 給水量及び給水のための費用

給水量は1人1日3リットルとし、支出費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に

必要な機械、器具等の借上料、修繕料及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費とする。

第17節 食料、生活必需品の供給計画

災害発生時における住民生活の安定を確保するため、食料及び生活必需品の確保及び供給に関して、必要な施策を講じ、被災者の応急救護を行うものとする。

第1 市、県、住民の役割分担

- (1) 住民は、「食料、生活必需品の確保計画」に基づき、備蓄していた1週間分の食料を使用する。
また、個人又は地域において、物資の相互融通に努めるなど、被害を最小限に抑えるため相互扶助を行う。
- (2) 市は、被災住民等に対する食料品等の物資の供給を行うために策定された計画に基づき、地域に即した方法等により供給を行う。また、市は、物資の供給を行うため必要があると認めるときは、民間の施設・ノウハウ等を活用して迅速に供給を行う。
- (3) 県は、被災住民に供給する生活必需品等の物資及び市の要請を受けて必要となる物資について供給を行う。

第2 物資の調達・供給状況の報告等

市及び県は、被災住民への物資の供給を実施するため、迅速に正確な情報交換を行う。

- (1) 市は、住民等の状況を調査把握し、状況の変化に伴い逐次報告する。
- (2) 市は、物資を調達及び供給したときは、その状況を速やかに県に報告する。
- (3) 県は、必要な物資の調達及び供給を迅速・適切に行うため、被災市町村の物資調達・供給状況に関する情報を収集・分析する。

第3 物資の供給

市及び県は、災害発生時において、次により物資の供給を行う。

- (1) 市は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するために地域に即した方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。その内容はおおむね次のとおりとする。
 - ア 把握した被災状況により供給の範囲及び程度を把握する。
 - イ 把握した被災状況により市町村間の応援協定に基づく実施方法等を検討する。
 - ウ 集積拠点・輸送等の物資の供給の方法及び供給体制等を決定する。
 - エ 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
 - オ その他、物資の供給に必要なことを定める。
- (2) 県は、調達した物資を迅速かつ的確・適切に供給するための具体的方法を検討し、速やかに実施するため、その環境及び体制を整える。その方法はおおむね次のとおりとする。
 - ア 物資の供給の方法及び体制を決定する。

- イ 近畿府県間等の応援協定に基づく応援実施方法等を決定する。
- ウ 供給を行うための供給責任者及び担当者を指定し、その供給物資の種類・数量及び供給先の決定等の職務権限を決定する。
- エ その他、物資の供給に必要なことを定める。

第4 市の物資供給体制

1 生活必需物資の供給体制

災害時には生活必需品を喪失又は破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、被害状況や世帯構成に応じて物資供給計画を作成し、必要な物資の数量を定め、迅速確実な供給を実施する。

(1) 実施体制

被災者に対する衣服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与は、原則として生活物資班を中心に各種団体、その他ボランティア等の応援協力を得て実施する。

(2) 給与等の対象者

住家に被害を受け、生活上必要な被服・寝具その他日用品等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難なものとする。

(3) 給与等の基準及び品目

生活必需品の給与又は貸与は、被害状況に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

- ア 被服、寝具及び身のまわり品
- イ 日用品
- ウ 炊事用具及び食器
- エ 光熱材料

2 生活必需品等の調達方法

(1) 備蓄物資

市は、備蓄物資を調達物資と同様に物資供給計画に基づき各被災者に配布する。

(2) 物資の調達

備蓄物資では必要とする品目、数量が不足する場合には、市内の販売業者等に協力を依頼し、必要品目、数量を調達する。ただし、災害の規模等により、市内で必要な生活必需品の調達ができない場合には、県に必要とする品目等の斡旋を要請する。

3 救援物資の受入れ、集積、配分

(1) 実施体制

市は、必要に応じて県その他の団体に救援物資の提供を依頼し、その受入れ手続き及び保管施設を確保する。提供を受けた救援物資については、直接予め指定した救援物資集積拠点に搬送するよう指示し、ボランティアの協力を受けて物資の受入れ作業及び仕分け作業を実施する。

(2) 救援物資の受入れ

ア 県及びその他の自治体からの救援物資

市の要請により寄せられた救援物資は、予め定めた集積拠点に受入れ、仕分けの上各避難所に搬送する。

イ 各種団体からの救援物資

各種団体等からの救援物資の申し出に対しては、避難状況を勘案し、必要品目、必要数量を把握して依頼する。

ウ 個人からの救援物資

救援物資は依頼項目に限定し、可能な限り地区別、団体別に集約し、仕分け（物資の内訳、数量等を明記）の上送付してもらえるようマスコミ等を通じて広報する。

(3) 配布方法

避難所に配布された物資は、各避難所の管理責任者の指示により、各自治組織を通じて、子どもや病弱者等を優先しながら配布する。避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を提供する。避難所まで取りにいくことが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

4 災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給

(1) 実施責任者

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の供給については、原則として物資の確保及び輸送は県が行い、罹災者に対する給貸与は市が行う。

(2) 対象者

災害により住家が全壊（焼、流、埋）、半壊、床上浸水等により生活上必要な家財等を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(3) 支給物資

寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事用具、食器、日用品、光熱材料の範囲内で現物をもって支給する。

(4) 期間

支給する物資の給与又は貸与期間は、災害発生の日から10日以内とする。

第5 食料の供給

1 実施体制

市は、食糧の備蓄を行うか、又は災害時における米穀販売業者等からの調達・供給体制を整える等により、当面必要な供給量を確保し、被災者等に対し供給を行う。また、市は、供給を行うため、被災者の集合地での炊出し供給体制を整備する。

県は、市町村から要請があった場合、又は災害の状況により必要と認める場合は、県内の主たる米穀販売業者等に対して精米の供給を依頼し調達する。

また、災害救助法等が適用された災害においての供給について、県は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省 [農産局](#) に災害救助用米穀等の直接売却を要請し、市町村に供給する。

市は、県との間に連絡がつかない場合、農林水産省 [農産局](#) に対して直接に災害救助用米穀等の引き渡しに関する情報を連絡する。市は、この連絡を行った場合、その旨を知事に連絡するとともに、災害救助用米穀等の引渡要請書により要請を行う。

(1) 供給の対象者

食料供給の対象は以下のとおりとするが、特に乳幼児や高齢者、障がい者等については適切な食品の調達に努める。

ア 避難所に収容された者

- イ 住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水等の被害を受けたため炊事ができない者
- ウ ライフラインが被害を受け、炊事ができない者
- エ その他食料を入手できない者
- オ 被災地において救助活動その他の応急復旧作業に従事する者

(2) 供給場所

食料の配給は、原則として各避難所及び市が指定する場所で行う。

(3) 供給期間

7日以内（必要な場合は期間を延長）

(4) 供給量

支給する主食は原則として米穀とするが、消費や被害の状況に応じて乾パン又はその他代用食を供給する。災害時における災害救助用米穀等の緊急引渡しは、「米穀の買入れ・販売に関する基本要領」に基づき農林水産省農産局と知事が締結した契約書の定めるところによる。

※資料編4-3 米穀の買入れ・販売に関する基本要領（抜粋）参照

■ 米穀の給食基準

給食対象	数量
1 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1人1食当たり精米換算200g
2 罹災により販売業者が通常の販売を行うことができないため、これに代わって販売する場合	1人1日当たり精米換算400g
3 被災地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して行う必要がある場合	1人1食当たり精米換算300g
4 特殊災害(爆発、列車の転覆等)の発生に伴い、被災者に対し炊き出し等による給食の必要がある場合	1人1食当たり精米換算200g

2 食料の調達・搬送

(1) 食料の調達

備蓄食料は、備蓄庫より搬出し、直接避難所等へ搬送することを原則とする。その際、供給場所、時間等を十分広報し、自主防災組織等の協力を得て円滑に供給するよう努める。直接の搬送が困難な場合は、予め定めた救急物資集積場所に受入れ、仕分けの上、各避難所へ搬送する。

また、その他必要な食料は、市内及び近隣市町村の食品販売業者に依頼し、調達する。

※資料編4-4 災害時米穀供給の連絡先参照

(2) 食料調達の応援要請

市長は、食料調達の必要性が生じ、市の備蓄のみでは対応できないと判断した場合は、主食については県に対し「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」により応急用米穀の供給を要請するほか、副食については県に斡旋を要請する。

ア 県・市町村災害時相互応援協定に基づく応援要請

イ その他の応援要請

災害の状況により、市内で必要な食料の確保ができない場合には、県にあつせんを要請する。

(3) 配給食料の搬送体制

食料の搬送は、市保有の給食搬送車及び公用車で対応するほか、必要に応じて民間車両の協力を要請する。

3 炊出し

(1) 炊出し等の方法

ア 生活物資班は給食センター等の関係機関と調整の上、避難所、自治組織、自衛隊その他の協力を得て実施する。

イ 施設は学校給食センターを利用し、当該施設に属する調理員が炊出しを行う。

※資料編4-5 学校給食センターの能力・設備等参照

ウ 災害の規模によっては、炊事器具を調達したうえで、避難所又はその近くの適当な場所で実施する。

エ その他

被害状況が比較的軽微な地域においては、自治会等の住民による炊出しの実施を要請する。また、市において炊出しが困難な場合で、米飯業者に発注することが被災地の実情に即していると判断される場合は、炊出し基準を明示の上業者から購入し配給するものとする。

第6 救援物資への対応

(1) 市は、以下のとおり「救援物資対応計画」を策定する。救援物資の受入・管理体制は以下による。

ア 市は、救援物資の受入場所として、集積拠点として宇陀市総合体育館を指定する。

イ 市は、集積拠点の担当に広報物流部物流班を充て、救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、輸送などを実施し、被災者に対して迅速かつ適切に救援物資を配布する。

(2) 県は、全国から寄せられる救援物資の受入、保管、仕分け、配送等に、多大の労力・時間・保管場所が必要となることから、その善意に配慮しつつ集積場所が混乱したり不要な物資が蓄積したりするなどの弊害が生じないように、個人等からの小口支援物資等は辞退する等の広報を行い、併せて被災住民のニーズのある物資情報の発信や市町村が行う受入・管理の支援等、必要な援助を行う。

ア 県は、救援物資の受入場所として、県・市町村施設だけでなく、民間施設を活用する等、被災状況に応じて柔軟に各種施設を活用する。

イ 県は、市町村からの要請に基づき、市町村の指定する物資拠点へ直接配送されるよう調整し、又は県の指定する物資拠点を經由して配分する。

ウ 県は、物資拠点における要員を確保し、被災状況に応じて民間施設を活用する等して、早期に救援物資の受入、記録、仕分け、梱包、搬送などを実施する。

第7 日本赤十字社による救助

市は、日本赤十字社奈良県支部の内規に基づき救助を受ける。

※資料編9-8 日本赤十字社による救助参照

第18節 ボランティア活動支援計画

市は、県及び市の社会福祉協議会と協働して、ボランティア団体、NPO等の関係機関・関係団体と連携を図り、ボランティアに関する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティア活動の拠点の確保等、ボランティアの円滑な活動が図られるよう支援に努める。

第1 ボランティア活動支援体制

1 実施体制

市は、ボランティアの申し出や避難所等におけるボランティア需要を把握し、県災害ボランティア本部及び県災害対策本部に対し必要とされる分野及び人数等の情報提供を行う。

2 災害発生以前の措置

平常時から防災関係団体やボランティア団体の登録を行うとともに、市内の自主防災組織の育成を推進する。また、これらの登録者の中から、災害時の活動を指示・統括できるボランティアリーダーを育成する。

3 ボランティアセンターの設置

多数のボランティアを必要とする場合は、宇陀市総合体育館に「災害ボランティアセンター」を設置し、防災拠点の一部をボランティアセンターとして提供する。また、特殊技能を有するボランティア等必要としているボランティアの分野や場所に関する情報提供を行うなど、ボランティアが活動に参加しやすい体制づくりに協力する。

4 ボランティアの受入対応

市は、「災害対策本部」と「災害ボランティアセンター」との連絡調整拠点として、市役所内に医療救護部福祉班を設置し、以下の業務が円滑に行えるよう協力、連携して活動を実施する。

- ア 被災地のニーズの把握及び被災地へのボランティアの派遣
- イ 一般ボランティアの受入れ対応や県への専門技術ボランティアの派遣要請
- ウ ボランティアとの協議・連絡調整
- エ ボランティア活動に必要な資機材の提供
- オ その他の協力支援

5 情報の収集及び提供

市は、被害に関する情報、避難所の状況、ライフライン・公共交通機関の状況、災害廃棄物の分別・排出方法等、ボランティア活動に必要な情報を、市災害ボランティアセンターに提供し、ボランティアへの広報・周知を図る。

第2 ボランティア活動の内容

ボランティア活動は、各民間団体及びボランティアによる自主的活動にゆだねられるが、市及び防災関係機関はこれと協力、連携して円滑な救援活動を実施する。

1 ボランティアの種類

- (1) 専門技術ボランティアの確保

市対策本部各部、各班は、それぞれの所掌事務の実施に当たり、専門技術ボランティアの協力が必要な時には、協力を希望する作業内容、人数、活動場所、活動期間等必要事項を明示して、関係団体等に要請する。

(2) 専門技術ボランティアの種類等

専門技術ボランティアの主なものを挙げれば、次のとおりである。関係各課は、普段から関係団体等と必要に応じて協議を行い、専門技術ボランティアの派遣に関する協力体制を確立しておくことが必要である。

活動内容	専門技術ボランティアの例	担当部署
消火・救助	消防職・団員OB	危機管理課
情報の伝達	アマチュア無線技士	危機管理課
安否確認	民生児童委員	厚生保護課
医療救護	医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師 助産師等の医療関係者	健康増進課
二次災害の防止	被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険 度判定士	まちづくり推進課
障害物の除去	土木建設業者、特殊車両等の操縦・運転の資 格者	建設課
要配慮者の 生活支援	介護福祉士、社会福祉士等の介護資格保有者	介護福祉課
	保育士	こども未来課

(3) ボランティア活動の内容

ボランティアの活動内容は「災害ボランティア活動の内容（資料編）」とし、災害の状況等によって必要があれば適宜変更、追加する。

※資料編 12-3 災害ボランティア活動の内容参照

第19節 要配慮者支援計画

災害発生時には、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、外国人等の要配慮者は、迅速・的確な避難等の行動がとりにくく、被災しやすいことから、地域ぐるみの支援が必要である。

このため、要配慮者に対し、避難誘導や情報の提供等必要な支援を適切に行う。

第1 情報伝達の方法

市は、災害時において、避難情報、避難誘導、避難所等での情報伝達や情報提供等を行うときは、要配慮者の内容、程度や地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

1 視覚機能に障害のあるとき

- ア 音声情報による周知
- イ 拡大文字による周知
- ウ その他、効果的な方法の併用による周知

2 聴覚機能に障害のあるとき

- ア 文字情報による周知
- イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- ウ 手話による周知
- エ その他、効果的な方法の併用による周知

3 日本語理解が困難なとき

- ア 外国人向けには、多言語や「やさしい日本語」によるホームページ、SNS等の様々な情報伝達手段を活用した情報提供
- イ 外国人観光客等については、観光施設や集客施設等の関係機関と連携し、安全確認や救助、避難誘導等
- ウ その他、効果的な方法の併用による周知

4 地理的理解に障害のあるとき

- ア 地図つき情報による周知
- イ その他、効果的な方法の併用による周知

第2 避難情報等の周知

市は、災害時において情報伝達を行うときは、避難行動要支援者避難支援計画の個別計画等に基づき避難支援者による情報伝達を行う。

第3 避難誘導

市は、災害が発生した場合、避難行動要支援者避難支援計画の個別計画等に基づき、避難支援者及び地域住民や自主防災組織等の協力を得て、避難行動要支援者を適切な方法により迅速かつ確実に避難誘導する。

第4 安否確認及び被災状況の報告

市は、災害が発生した場合、避難行動要支援者の安否確認及び被災状況の調査を行う。また、調査を行ったときは、その状況を県に速やかに報告する。報告すべき事項及びその内容は、おおむね次による。なお、すべての事項が確認できない場合、確認できた範囲の報告を行い、その他の事項についても、後刻速やかに報告を行う。

1 避難所等に避難している者

避難所ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、その他特記事項

2 その他親戚、知人宅等に避難している者（医療施設に収容された者は除く。）

氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、避難先の連絡方法

3 被災地域の在宅者

地区ごとに氏名、性別、年齢、障害の内容及び程度、福祉的処遇の要否及び内容、介護者の有無、その他特記事項

4 被災地域の施設入所者及び施設等

ア 施設ごとの施設種別、入所者の氏名、性別、年齢、及び被災の程度の報告

イ 施設ごとの施設種別、施設及び設備の被災状況の報告

第5 要配慮者応急対策

1 応急対策の基本方針

要配慮者に対する応急対策については、市役所の福祉部局、自主防災組織、福祉ボランティア、介護福祉サービス提供者等が協力して実施する。

なお、要配慮者の要望に対応するため、避難所に相談窓口を設置する。

2 応急対策の内容

ア 民生児童委員やボランティア等による生活支援・相談

イ 専門家による健康相談及び精神的ダメージのケア

ウ 巡回医療等の実施

エ 応急仮設住宅や公営住宅への優先入居

オ 特別な食料その他必要物資等の確保及び供給

カ 避難所における介護スペース（福祉避難室）及び福祉機器等の確保

キ 要配慮者に対する福祉避難所の設置

ク 体調の悪化した要配慮者の緊急入所、ショートステイ、緊急入院等の実施

3 留意事項

地震の場合は、平時に想定していない者が被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になる可能性があるため、避難行動要支援者名簿登載者だけでなく、これらの者の情報も可能な限り収集し、行政機関へ伝達する。なお、避難場所については個別計画に定めた避難先に避難支援するが、災害の規模や現地の状況によってはこれにこだわらず、「命を守る」という視点に立って柔軟に対応する。

第6 対象別の応急対策

1 高齢者への応急対策

- ア 避難する場合の隣近所の介護・支援体制づくり
- イ 寝たきり老人等の福祉施設への一時的入所措置
- ウ 食事に関する配慮
- エ 保健師による支援及び相談
- オ 福祉避難所（室）による救護

2 障がい者への応急対策

- ア 障がい者への介助・支援体制づくり
- イ 福祉施設への一時的入所措置
- ウ 被災直後の安全対策指導
- エ 公的サービスによる支援及び相談

3 外国人の応急対策

語学ボランティアを確保し、各国語による相談窓口、広報板等の設置を実施する。
 災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板等の掲示を行う。

第7 食料、生活必需品の供給

1 食料の供給

避難所等での食料供給に際し、要配慮者に対して、おおむね次により供給を行う。

- ア 代替食料の確保が難しいときは、加水・加熱処理に必要な器具及び原材料の確保に努める。なお、食料の確保については県に支援を要請する。
- イ 乳児・幼児・高齢者等で咀嚼・えん下が不自由なため特別食を必要とする者には、固形食から流動食等への代替食料の確保に努める。

2 生活必需品の供給

避難所等での生活必需品等の供給に際し、要配慮者に対して、おおむね次により供給を行う。

- ア 市は、災害救助用物資として県が備蓄している紙おむつ、介護用衣類、スプーン、哺乳ビン等の配送を県に要請する。
- イ 県から配送された日常生活用品を速やかに各避難所に配布するものとし、要配慮者に優先的に配布するなどの配慮を行う。
- ウ 日常生活用具の配置に際して、要配慮者の利用を十分考慮する。
- エ 高齢者等の誤嚥性肺炎の予防のため、歯ブラシや歯磨剤等の口腔ケア用品を流通備蓄等により供給するように努める。

第8 応急仮設住宅の建設に関する留意事項

災害により住宅を失い、又は破損のため、居住することができなくなった世帯のうち、高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯に関する応急仮設住宅の建設については、次の事項に留意する。

- ア 住宅の連戸数及び住棟の配置は、住戸間の遮音やコミュニティ確保に配慮した計画とする。必要により集会所を設置する。
- イ 従前居住地のコミュニティに配慮した住宅配置とする。
- ウ 建物内の段差の解消若しくは低床化、手すりの設置等

- エ 低層浴槽、高低調整型炊事設備、障がい者用トイレの設置等
- オ 寒冷地仕様など地域の特性を踏まえた応急仮設住宅の設置

第9 応急仮設住宅への入居に関する留意事項

高齢者や障がい者等の単身世帯及び高齢者や障がい者等を含む世帯の応急仮設住宅への入居については、次の事項に留意する。

- ア 高齢者や障がい者等の優先入居
- イ 高齢者や障がい者等が過度に集中した応急仮設住宅群を回避する。
- ウ 入居後の高齢者や障がい者等に対し、巡回相談、安否確認等を行う。

第20節 緊急物資輸送計画

災害時における救護活動・救急搬送・緊急物資の輸送等を迅速、的確に実施するために、交通路、輸送路を確保するとともに、人員及び物資の輸送に必要な車両等を調達するなど、輸送力の確保に万全を期す。また、それに対応できる緊急輸送体制を確立する。

第1 緊急輸送の基本方針

1 実施体制

大規模災害発生時の救助活動、救急搬送、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、ヘリコプターの活用を含む、総合的な輸送確保を行う。

また、緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進する。

2 急輸送の範囲

緊急度に応じ、輸送の範囲を次のとおりとする。

段 階	輸 送 対 象
第1段階	(1) 救助・救急活動、医療救護活動の従事者、医薬品等の人命救助に要する要員及び物資 (2) 災害の拡大防止のための消防、水防活動等の人員及び物資 (3) 情報通信、電力、ガス、水道施設等の初動体制に必要な保安要員、及び災害対策要員並びに物資等 (4) 後方医療機関へ搬送する負傷者 (5) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な要員及び物資 (6) 被災者に対して災害対策本部等が供給する食料及び水等生命維持に必要な物資 (7) 被災者に対して災害対策本部等が供給する生活必需品等の物資 (8) 被災者の緊急避難場所から避難所等への移送
第2段階	(1) 第1段階の続行 (2) 要配慮者の保護にかかる福祉避難所等への移送 (3) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 (4) 輸送施設の応急復旧等に必要な要員及び物資
第3段階	(1) 第2段階の続行 (2) 災害応急対策に必要な要員及び物資

第2 緊急輸送手段の確保

1 車両の確保

災害時における保有車両の集中管理及び自動車の確保及び配備は、管理班が行い、各

部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは、管理班に要請するものとする。管理班は、稼働可能な車両数を掌理し、要請に応じ適正に配車を行う。

ア 各部からの要請等により保有車両だけでは不足する場合、又は不足が予想される場合は、総括班は、直ちに公共的団体の所有する自動車、又は市内輸送関係業者等に協力を依頼し調達を図る。

なお、特殊車両については、市内建設業者等から調達を図るものとする。

イ 管理班において必要な車両台数の確保が困難な場合は、輸送条件を示して県に調達、斡旋の応援を要請するとともに、民間保有車両の借上げを実施する。

※資料編 4－6 市保有車両一覧参照

2 緊急輸送車両の斡旋要請

市が運用又は調達する輸送車両等が不足した場合は、次の事項を明示して県又は他市町村等に斡旋を要請する。

- ア 輸送区間及び借上期間
- イ 輸送人員又は輸送量
- ウ 車両等の種類及び台数
- エ 集結場所及び日時
- オ 車両用燃料の給油場所及び給油予定量
- カ その他必要事項

3 緊急急車両の指定

交通規制が実施された場合、市が使用する車両の緊急輸送車両としての指定は、管理班が行い、桜井警察署に申請する。なお、予め各班への配車が定められた市保有車両のうち、緊急性の高い用途に供する車両については、警察署を経由し、県公安委員会に事前届出をし、「緊急通行車両確認証明書」の交付を受ける。

4 燃料の確保

車両による輸送用の燃料は、本部事務局が指定する燃料業者等から調達する。

5 緊急輸送道路の確保

市は、県指定緊急輸送道路と避難所、ヘリコプター臨時離着陸場、救援物資集積場所等の市防災拠点とを結ぶ市道について最優先に被害状況を調査するとともに、被害箇所や障害物を発見した場合には、速やかに市内建設業者等の協力を得て啓開し、緊急通行車両等の交通の確保を図る。

※資料編 2－6 緊急輸送道路一覧参照

第3 その他の輸送手段

発災直後において、車両による輸送が確保できない場合、緊急を要するものについては必要な場合、航空輸送により緊急救援・救護に関する物資を輸送するものとする。

1 ヘリコプターによる輸送

交通途絶により市が孤立した場合、県災害対策本部、県警察、県防災航空隊、自衛隊のヘリコプターの派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対しても協力を要請して民間機を借上げるなど、ヘリコプターを活用した緊急航空輸送を行う。なお、航空輸送は予め指定した災害対策用ヘリコプター臨時離着陸場を活用する。

※資料編 9－9 ヘリコプター臨時離着陸場の設置基準参照

2 鉄道による輸送

大量の物資等を輸送する必要がある場合等、鉄道による輸送が適切と判断した場合は、近畿日本鉄道(株)への列車の特発、災害応急対策物資、要員の優先輸送等の措置を県に要請する。

3 自転車、オートバイ等による輸送

災害により機動力による輸送が不可能な場合又は自転車等による輸送が適当な場合には、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

第21節 災害警備、交通規制計画

災害時において、警察は初動体制を確立し、迅速・的確に災害警備活動を実施する。また、災害により交通施設に被害があった場合、交通施設の速やかな応急復旧及び交通の混乱防止のための交通規制を迅速、適切に実施することにより、交通機能の維持並びに物資輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図る。

第1 災害警備

警察は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、住民の生命、身体及び財産の保護並びに治安維持に万全を期すとともに、迅速かつ的確に警察活動を実施する。災害時には、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動体制を確立するとともに、次に定める活動を行う。

- (1) 気象情報等の収集及び伝達
- (2) 被害の実態把握
- (3) 河川、ため池その他の危険箇所の警戒
- (4) 住民に対する避難の指示及び誘導
- (5) 人命の救助及び行方不明者の捜索
- (6) 死体の調査等及び検視
- (7) 被災地及びその周辺の交通規制
- (8) 災害に関する広報活動
- (9) 関係機関の行う災害復旧活動に対する援助活動
- (10) 警察庁等への援助要求

第2 交通規制及び緊急通行車両

災害時において、交通の安全を確保し円滑な災害応急・復旧対策を行うため、交通規制等を実施する。

1 交通支障箇所の調査

市長は、その管理に属する道路については、災害時における危険箇所を予め調査し、その補修対策を講ずるとともに、災害が発生した場合は当該道路の被害状況を調査及び応急対策を行うものとする。

2 事前調査

市内における交通確保を図るため、予め市内道路、橋りょうについてう回路等を検討しておく。

3 被災地及びその周辺における交通規制

(1) 道路法に基づく交通規制（同法第46条）

災害時において、市は、道路の損壊、決壊その他の事由により道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要と認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、制限するものとする。

(2) 道路交通法に基づく交通規制（同法第4条第1項、第5条第1項、第6条第4項）

災害時において、公安委員会、警察署長、警察官等は、道路における危険を防止し、

その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認めるときは、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限するものとする。

(3) 災害対策基本法に基づく交通規制（同法第76条、第76条の3関係）

公安委員会は、奈良県又はこれに隣接し、若しくは近接する府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があるときは、道路の区間・区域を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限するものとする。（以下「通行禁止区域等」という。）

警察官は、通行禁止区域等において、車両等が妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合は、当該車両の所有者等に対し移動等の措置をとることを命じる。

また、警察官は、移動等の措置をとることを命じられた者が移動等の措置をとらない場合等は、自ら移動等の措置をとることができる。

なお、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、通行禁止区域等において自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な同上の措置をとることができる。

(4) 規制の標識等

交通規制を行ったときは、その実施者は次の標識を設置する。ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法によりとりあえず通行を禁止又は制限したことを明示する。その上で必要に応じ遮断等の措置をとるとともに、警察官等が現地において交通整理等に当たる。

ア 規制標識

規制を行う法令に基づく様式によって明示する。

※資料編 10-3 規制標識の様式参照

イ 規制条件の明示

- ・ 禁止又は制限の内容
- ・ 規制する区域又は区間
- ・ 規制する期間

ウ 回路の明示

(5) 広報

公安委員会は、前項の通行禁止又は制限をしようとするときは、その規制の内容を当該道路の管理者に通知するほか、区域内にある者に対し周知徹底するよう努めるものとする。

(6) 交通規制時の自動車運転者のとるべき措置

災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、交通規制が行われている区域又は道路の区間における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、通行禁止区域等内にある運転者は、次の措置をとる。

ア 速やかに車両を次の場所に移動させること。

- ・ 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- ・ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の妨害とならない方法により駐車すること。

ウ 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。

4 災害対策基本法の規定に基づく緊急通行車両の確認及び取扱い

ア 県公安委員会が災害対策基本法に基づく交通の禁止及び制限を行った場合、知事又は公安委員会は、車両の使用者の申出により、当該車両が緊急通行車両であることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付するものとする。

イ 緊急通行車両に該当する車両は、「緊急通行車両確認申請書」に必要事項を記載のうえ、緊急通行車両であることの疎明書類とともに県交通部交通規制課（以下、「交通規制課」という。）、桜井警察署及び交通検問所に申請し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

ウ 市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について県公安委員会に事前に届出をしておくものとする。

5 緊急通行車両等の事前届出・確認・手続

市は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第33条第1項の規定に基づく緊急通行車両として使用される車両であることの確認について事前届出をしておくものとする。

(1) 事前届出の対象車両

災害時において、災害対策基本法に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両で次の事項を行うものである車両

- ・警報の発令及び伝達並びに避難指示等に関する事項
- ・消防、水防その他の応急措置に関する事項
- ・被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- ・災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- ・施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- ・清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- ・犯罪の予防、交通の規制その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ・緊急輸送の確保に関する事項
- ・その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(2) 事前届出の申請手続

ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者

イ 申請先

桜井警察署又は交通規制課

ウ 申請書類等

- ・「緊急通行車両事前届出書」2通
- ・市が所有する車両以外の車両にあつては、契約を疎明する書類（貸借契約書、業務委託契約書等）を添付

(3) 緊急通行車両事前届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両と認められるものについて、「緊急通行車両事前届出済証」が申請者に交付される。

(4) 災害発生時の措置

交通規制課、桜井警察署、又は交通検問所に「緊急通行車両事前届出済証」に必要な事項を記載して提出し、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。

※資料編 10-4 緊急通行車両確認証明書参照

※資料編 10-5 標章参照

※資料編 10-6 緊急通行車両確認申請書参照

※資料編 10-7 緊急通行車両事前届出書参照

※資料編 10-8 緊急通行車両事前届出済証参照

6 災害対策基本法の規定に基づく規制除外車両の確認及び取扱い

市は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、規制除外車両の事前届出制度を活用し、規制除外車両として使用される車両について県公安委委員会に事前に届出をする。

(1) 事前届出の対象車両

- ・医師（歯科医師を含む。以下同じ）、医療機関等が使用する車両
- ・医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両
- ・患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- ・建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 申請先

車両の仕様の本拠の位置を管轄する警察署、又は交通検問所、県の機関が行う事前届出については県警交通規制課

第22節 防疫、保健衛生計画

災害の発生に伴い、生活環境悪化による感染症発生の危険が高まることから、感染症予防の措置及び防疫に関する措置を実施し、被災者の衛生的で安全な生活を支援する。

第1 防疫体制

1 実施体制

被災地の防疫は市が、中和保健所長の指導、指示に基づいて実施する。ただし、被害が甚大で、市単独で実施が不可能又は困難なときは、中和保健所に応援の要請をし、中和保健所又は保健所管内の他市町村からの応援を得て実施する。なお、保健所管内において実施が不可能なときは、県（福祉医療部医療政策局疾病対策課）に連絡し、他保健所管内の市町村又は県からの応援を得て実施する。

2 防疫活動

市は、災害発生時において感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成11年厚生省令第99号）の規定に基づき、知事の指示に従って、次の措置を実施する。

(1) 感染症の病原体に汚染された場所の消毒

市は、対象場所の状況、感染症の病原体の性質その他の事情を勘案し、また消毒を行う者の安全、対象となる場所の周囲の地域住民の健康及び環境への影響に留意して、次に定める場所を消毒する。

- ・感染症の患者がいる場所又はいた場所
- ・感染症により死亡した者の遺体がある場所、又はあった場所
- ・感染症の病原体に汚染された場所又は汚染された疑いのある場所

(2) ねずみ族、昆虫等の駆除

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等が存在する区域の状況、ねずみ族又は昆虫等の性質その他の事情を勘案し、また駆除を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意して、駆除を実施する。

(3) 物件に係る措置

感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件について、対象とする物件の状況、感染症の病原体の性質、次に掲げる措置の基準等を勘案し、物件に対し必要な措置を行う。なお、消毒及び滅菌にあつては、消毒又は滅菌を行う者の安全、地域住民の健康及び環境への影響に留意するものとする。

- ・消毒にあつては、消毒液、熱水消毒、煮沸消毒等により行うこと。
- ・廃棄にあつては、消毒、下記に規定する滅菌その他の感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要な処理をした後に行うこと。
- ・物件措置としての滅菌にあつては、高圧蒸気滅菌、乾熱滅菌、火炎滅菌、化学滅菌、ろ過滅菌等により行うこと。

(4) 生活用水の供給

知事において、感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供される水の使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じられたときは、市は、知事の指示に従い、生活の用に供される水の使用に対して、生活の用に供される水を供給する。

(5) 県への連絡

市長は、感染症が発生し、又は発生する疑いのある事実を知った場合には、速やかに県に連絡し、必要な指示等をうけるものとする。

(6) 感染症発生状況又は防疫活動の周知方法

防災行政無線、広報車により、住民に周知するとともに、発生した地域の当該家屋に対する立入を禁止する。

3 臨時予防接種の実施

疾病のまん延を予防するため、知事に臨時予防接種を行うよう指示された場合には、予防接種法（昭和23年法律68号）第6条の規定による臨時予防接種を実施するものとする。

4 防疫指導等

(1) 避難所の防疫活動

市は、避難所を開設した場合は避難所に市職員を常駐させ、県又は保健所の防疫関係職員の指導を得て、施設管理者等を含めた衛生に関する自治組織を編成させ、その協力等を得て避難所の防疫活動を実施するものとする。

(2) 広報活動

被災地住民に対して、広報車の巡回、パンフレット・ビラ等の配布等により、災害時における感染症や食中毒予防等に関する注意事項等を周知する。

第2 食品衛生対策

被災地における食品衛生対策は、県（保健所）が実施する。市は、県の実施する食品衛生対策に協力する。

第3 防疫・保健衛生用資機材の調達等

市は、防疫・保健衛生用資機材を確保するとともに、資機材の調達が困難な場合には、県に斡旋を依頼する。

第4 報告等

防疫に関する報告、諸様式その他については、「奈良県防災必携 第12節 災害防疫 4 災害防疫活動」による。

第5 記録の整備

災害防疫に関し、整備すべき書類は、次のとおりとする。

- ア 被害状況報告書
- イ 防疫活動状況報告書
- ウ 防疫経費、所要見込額調及び関係書類
- エ 清潔方法及び消毒方法に関する書類

- オ 患者台帳
- カ 防疫作業日誌

第6 ペットの収容対策等

1 特定動物の逸走対策

災害により特定動物が逸走する事態が発生した場合、市は、県に通報し特定動物の逸走対策の実施を要請する。この際、市は、県の実施する対策に協力する。

2 放浪犬猫の保護収容

県は、被災により放浪する犬猫について、保護収容に当たる。市は、県の実施する保護収容対策に協力する。

3 飼養者の責務

ペットの飼養者は、避難する際、動物の同行と適切な管理に努める。また、自身の動物が県等に保護収容された場合には、長期にわたり放置することなく、可能な限り早期に引き取り、又は適正な飼養者に譲渡する等、飼養者の責務を全うするよう努める。

第7 生活衛生対策

市は、旅館・ホテル等を避難所として利用する場合、感染症発生防止の観点から、以下の対策について県に指導を要請する。

1 トイレ、施設等の衛生確保

ハエ、蚊等衛生害虫の発生防止及び清掃・消毒

2 浴場等の衛生保持

レジオネラ感染症等の発生予防対策として消毒効果の簡易検査の実施及び清掃・消毒

第23節 遺体の捜索、処理及び火葬計画

市は、関係機関と連携を図り、遺体の捜索、処理、火葬を的確かつ迅速に実施する。

第1 遺体の捜索

市は、警察及び消防機関と協力して捜索活動を実施する。必要により地域住民の協力を得て行うものとする。

遺体を発見した場合は、速やかに警察に連絡する。また、身元の確認のため、遺品については、適切に保管するものとする。

また、遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられる場合は、近隣市町村及び遺体の漂着が予想される市町村に対して、次の事項を明示して捜索を依頼する。

- ア 遺体が埋没又は漂着していると思われる場所
- イ 遺体数及び氏名、性別、年齢、容貌、特徴、着衣等

第2 遺体の収容

1 遺体の調査及び検視

警察は、警察に対して届出がなされた遺体、又は警察官が発見した遺体について、医師会等の協力を得て、遺体の調査及び検視その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は市）に引き渡す。

2 遺体の検案及び身元確認

遺体を発見したときは、県を通じて日本赤十字社奈良県支部及び奈良県医師会に要請し、検案及び医学的検査を実施し、検案終了後は遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

3 安置所の確保

市は、遺体の安置所として、榛原ゲートボール場、被害現場近くの寺社等を確保する。

※資料編8-6 安置所参照

4 搬送車両その他必要物品の確保

市は、搬送車両が不足する場合や、柩、ドライアイス等が不足する場合には、県に応援要請を行い、県トラック協会や葬祭業者等より調達する。

5 遺体の安置

- ア 検案後遺体を毛布で包み、搬送車で安置所に搬送し、到着順に仮安置する。
- イ 遺品を整理の上、ドライアイス等を入れて納棺する。
- ウ 性別、推定年齢及び遺品等を遺体処理台帳に記載して遺体安置所に掲出する。
- エ 身元確定の遺体については、遺族に引き渡す。

第3 遺体の火葬

市は、遺体の引き渡しが行われた後に遺体の処理及び火葬等を実施する。また、火葬相談室等を設置し、遺体の火葬等を円滑に実施する。

火葬の実施にあたっては以下の点に留意する。

- ア 災害死等による遺体については、警察等から引継ぎを受けた後火葬する。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。
- ウ 被災地以外に漂流した遺体のうち身元が判明しない者は行旅死亡人として取扱う。

※資料編 8-5 火葬場参照

第4 県等への応援要請

市長は、遺体の捜索・処理・火葬等について、市のみで対応できないときは、県に対し、以下の事項を明示して応援を要請する。また、遺体が流出等により他市町村に漂着していると考えられるときは、県に対し、捜索の応援を要請する。ただし、緊急を要する場合は、近隣市町村又は遺体漂着が予想される市町村長に直接応援を要請する。

- ア 捜索・処理・火葬等の区別及びそれぞれの対象人員
- イ 捜索地域
- ウ 火葬等施設の使用可否
- エ 必要な搬送車両の数
- オ 遺体処理に必要な器材・資材の品目別数量

第24節 廃棄物処理及び清掃計画

災害が発生した場合、建築物の倒壊や火災等によって一時的に大量の廃棄物が発生し、かつ避難所等からは多量のごみが排出されることが予想される。また、倒壊家屋等の汲み取り便槽や避難所における仮設トイレの汲み取り等、し尿の処理需要が発生する。このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し、環境衛生に万全を期す。

第1 実施体制

災害時における清掃に関する業務の実施責任者は市長とする。なお、市のみにおいて対応困難な場合は、県又は近隣市町村に応援を要請する。その際は、被害状況や交通状況等必要情報を速やかに県に報告する。

第2 し尿処理

倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレからし尿のくみ取りによる処理が相当量発生することから、処理計画を作成し、対策を実施する。

1 情報の収集等

市は、災害発生後速やかに以下の事項を県に報告する。

- ア し尿処理施設の被害状況と稼働見込み
- イ 避難所等の場所、避難人員、仮設トイレの必要数
- ウ 倒壊家屋等の便槽及び避難所等の仮設トイレからのし尿の発生量予測
- エ 下水道等の被害状況と復旧見込

2 処理方針

ア 市は、必要により関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。仮設トイレの管理については、必要な消毒剤、消臭剤等を確保し、衛生状態の保持に配慮するとともに、し尿収集業者、浄化槽清掃業者等に消毒の実施を委託する。また、設置場所の管理者及び自治会等の住民に、日常の清掃等を要請する。なお、災害時における仮設トイレ必要数を予め予測し、その確保体制を整備する。

イ 市は、し尿収集業者に協力を要請し、倒壊家屋等の便槽及び仮設トイレのし尿を収集し、処理施設で処理する。

ウ 市は、し尿収集業者、浄化槽清掃業者に協力を要請し、住宅密集地、避難所など緊急を要する地域から速やかに収集する。

エ 市は、し尿の処理に支障が生じた場合、相互支援協定に基づき、県に支援を要請する。支援要請は、使用可能な伝達手段によることとし、次に掲げる事項を速やかに県に報告する。

- ・災害の発生日時、場所、し尿の発生状況（処理量、処理期間等）
- ・支援を必要とする業務、人員、物資、車両、資機材等
- ・その他必要な事項
- ・連絡責任者

オ 市は、避難施設等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図り、環境衛

生面で支障のないよう対応する。

※資料編 8-4 し尿処理・ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設・仮置き場参照

第3 生活ごみの処理

災害時には、避難所等から生活ごみが多量に排出されることが予想されることから、処理計画を作成し、対策を実施する。

1 情報の収集等

ア 市は、避難所等の避難人員及び場所を確認する。

イ 市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを把握する。

ウ 市は、ごみ処理施設の被害状況と稼働見込み、避難所の場所、避難人員、ごみの発生量など把握した情報を速やかに県に報告する。

2 発生量の予測

市は、処理を計画的に実施するため、発生量を予測する。なお、ごみ発生量の予測については、速やかに県に報告する。

3 処理方針

ア 市は、ごみの早期収集及び処理を行うため、被災住民に対し集積場所及び収集日時の周知を行う。なお、集積場所については、冠水等により流出又は飛散等による生活環境に影響を及ぼさない場所の選定を行う。

イ 市は、ごみの処理を行うために必要な人員・収集運搬車両の確保を行い、不足する場合には、近隣市町村及び県に対して支援を要請する。支援要請に関して必要な事項は、「し尿処理」と同じ。

ウ 市は、ごみ処理施設等の点検を行い、使用不能等処理できない場合、生活環境に支障のない暫定的な仮置き場の確保を行う。

エ ごみの集積場所及び仮置き場については、地域ごとに以下のように定める。

- ・大宇陀地域：土地開発公社所有地（岩清水）、旧宇陀衛生一部事務組合
- ・菟田野地域：菟田野東部市民広場
- ・榛原地域：榛原運動場
- ・室生地域：旧西谷小学校

※資料編 8-4 し尿処理・ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設・仮置き場参照

第4 災害廃棄物処理

災害時には、浸水・倒壊家屋等から木材・家財等のがれきが一時期大量に排出されることから、処理計画を作成し、対策を実施する。

1 情報の収集等

市は、浸水・倒壊家屋等の数及びがれき等の状況・発生量を把握する。なお、収集した情報については、速やかに県に報告する。

2 発生量の把握

市は、処理を計画的に実施するため、全体の発生量を把握する。なお、把握した廃棄物発生量に係る情報については、速やかに県に報告する。

3 処理作業

ア 市は、がれきが大量に排出されることから、処理施設への搬入が困難となる場合が

考えられるため、生活環境に支障のない場所に暫定的な仮置き場を確保する。

イ 市は、浸水・倒壊家屋等から発生した瓦礫について、危険なもの、通行上支障があるものから優先的に撤去する。

ウ 市は、がれきの処理を行うとともに、必要な人員・運搬車両の確保を行い、不足する場合には、県に対して支援を要請する。支援要請に関して必要な事項は、「し尿処理」と同じ。

エ 市は、がれきの処理に当たり木材やコンクリート等リサイクル可能なものについては、分別等を行い極力リサイクルに努める。

オ 廃棄物の仮置き場については、ごみの集積場所及び仮置き場を使用する。

※資料編 8-4 し尿処理・ごみ処理・粗大ごみ・不燃物処理施設・仮置き場参照

第5 廃棄物処理施設の復旧

市は、廃棄物処理施設の設備に被害が生じた場合は県に報告するとともに、迅速に復旧を図る。なお、復旧にあたっては事故防止等安全対策に十分注意をしながら施設の稼働を図る。

第6 死亡獣畜等の処理

市は、災害により死亡した家畜等の状況について調査し、必要な場合、県の農林部局及び中和保健所と協議のうえ、死亡獣畜等を回収し、速やかに焼却処分等の処理を実施する。なお、死亡獣畜等の集積場所について予め用地の確保を図るものとする。

1 犬猫の保護収容

災害により放浪する犬猫について、関係機関等と協議し、放浪犬猫を保護収容する。

2 死亡動物、家畜の処理

(1) 死亡動物の処理

災害により死亡した所有者不明の動物の処理については、処理施設が窓口となり、焼却処分あるいは必要に応じて埋立て処分を行い、環境衛生上支障のない方法で行うものとする。

(2) 死亡家畜の処理

災害により死亡した家畜（牛、豚等）は、家畜の所有者が原則として処理する。死亡家畜発見者の通報を受けた場合は、県畜産課又は県家畜保健衛生所へ連絡する。

第25節 文教対策計画

災害が発生した場合、小学校、中学校、幼稚園、こども園等学校教育施設（以下「学校等」という。）の責任者（以下「校長等」という。）は、災害時における乳幼児、児童、生徒（以下「児童・生徒等」という。）の安全確保、保護者等との連絡体制、施設・設備の被害状況の把握、時間外における教職員の参集方法等について定め、児童・生徒等の生命及び身体の安全を図るとともに、早急に教育施設の確保を図るなど、応急教育及び学用品等の給与を行い、教育の確保を図る。

第1 実施体制

市長（災害対策本部を設置した場合は本部長）及び市教育委員会は、公立学校等の応急教育並びに公立文教施設の応急復旧対策を行うものとする。各学校等ごとの災害発生に伴う措置については、各校長等が具体的な応急復旧計画を立てて行うものとする。

第2 児童、生徒等の安全確保

学校等の責任者は、次の事項に留意し、災害発生時における児童・生徒等の安全確保を図るため、市地域防災計画を踏まえて防災計画を策定する。

[学校等における防災計画策定の留意事項]

1 防災体制に関する内容

- ア 校内の防災組織（平常時と災害時の役割の明確化、被災時における学校防災本部の設置）
- イ 教職員の参集体制（災害の種類や規模、発生時の状況に応じた教職員の参集体制）
- ウ 家庭と地域との連携（児童・生徒等の引渡訓練や地域防災計画に基づいた訓練の実施等による日常的な連携強化）

2 安全点検に関する内容

- ア 安全点検の実施（点検場所、内容、責任者等を明確にした定期的な点検体制の確立）
- イ 防災設備の点検（防火シャッター、消火器、消火栓、救助袋等の定期的な点検）
- ウ 避難経路の点検（災害発生時の避難経路の点検、通学路の安全点検）

3 防災教育の推進に関する内容

- ア 防災教育の推進及び指導計画の作成
- イ 教職員の指導力、実践力の向上（校内外の研修による防災リテラシー、応急処置能力の向上や「心のケア」対策の充実）

4 防災（避難）訓練の実施に関する内容

- ア 避難経路、避難場所の設定（地震、火災、風水害等の災害の種類に応じた複数の避難経路、避難場所の設定）
- イ 防災（避難）訓練指導（実践的で多様な訓練の実施）
- ウ 児童・生徒等の安否確認
- エ 児童・生徒等の保護者への引渡訓練

5 緊急時の連絡体制及び情報収集

- ア 教職員及び保護者への連絡体制（複数の連絡方法の整備）

- イ 関係機関（消防、警察、医療機関等）への連絡体制
- ウ ラジオやテレビ、インターネット等による災害の情報収集（災害の内容や規模、地域の被害状況等）

6 学校等が避難所になった場合の対応

- ア 学校等が所在する市防災部局及び地域との連携体制（施設開放の手順の確認等）
- イ 施設開放区域の明示
- ウ 避難所支援体制（避難者誘導、避難所運営組織づくり支援、名簿作成 等）

第3 応急措置

1 適切な緊急避難の指示及び応急措置

(1) 校内での応急対応

- ア 児童・生徒等、教職員自身の生命を最優先し、安全確保を指示する。
- イ 施設・設備の被害状況、危険箇所等の情報収集を行い、安全なルートを確認、状況に応じて校内放送等による全校避難（避難経路・避難場所）の指示を行う。
- ウ 非常持出品の搬出を指示
- エ 避難場所において、避難場所の安全を再確認しながら、状況の把握に努め、二次避難の必要性を検討するとともに、児童・生徒等の安否確認を行い、必要性に応じて二次避難を指示する。

(2) 登下校時の応急対応

- ア 通学路、及び学校周辺の情報収集、安全確認を行い、児童・生徒等の安否確認を指示する。
- イ 避難場所の安全を確認、確保するとともに、登校してきた児童・生徒等を誘導し、安全確保、安否確認を行う。
- ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

(3) 学校行事（校外）における応急対応

- ア 現場の責任者との連絡を確保し、情報の把握に努め、児童生徒等、教職員の生命を最優先し、安全確保と安否確認を指示する。
- イ 全体的な状況判断をもとに、可能ならば現場に応援の職員を派遣し、情報の収集と連絡経路を確保する。
- ウ 保護者に対して、正確な情報を速やかに提供するとともに、窓口対応を一本化する。

2 速やかな報告

- (1) 公立の幼稚園、小学校、中学校では、被害状況等を市教育委員会に報告し、報告を受けた市教育委員会は、県教育委員会企画管理室長へ報告する。

第4 応急教育

1 応急教育の実施

校長等は、学校教育活動が正常に実施されるまでの間、市教育委員会と連絡の上、被害の状況に応じ、休校又は短縮授業等の応急教育を実施する。

(1) 応急教育への対応

- ア 教育委員会と連絡をとり、被害及び応急教育実施に必要な施設・設備、人員について報告する。

災害規模や被害の程度によっては、教育委員会へ専門家（震災建築物応急危険度判定士等）による判定を要請し、校舎や施設設備等の使用再開の決定は、専門家の調査結果を待って行う。

- イ 校長等は、学校施設、教職員、児童・生徒等、通学路等の状況を総合的に判断し、教育委員会と相談の上、応急教育実施の時期を決定する。
- ウ 学校等への避難が長期化することが見込まれる場合は、授業実施のための教室等の確保が必要となるため、近隣の代替施設及び学校敷地、近隣公園など仮設校舎等の建築可能場所を予め選定しておく。
- エ 校長等は、授業の再開に向けて、できるだけ当該学校の教員をもって対応するものとする。しかし、教員に被害が出た場合等授業の再開に支障をきたすときは、教育委員会と相談して教員の確保に努める。

(2) 児童・生徒等及び保護者への対応

- ア できるだけ速やかに、教職員による家庭訪問、避難所訪問等を行い、児童・生徒等の正確な被災状況の把握に努める。
- イ 休校や避難所等での応急教育の実施も視野に入れ、児童・生徒等の心のケアを優先的に考えた対応を行う。
- ウ 児童・生徒等及び保護者への周知は、掲示、家庭訪問、メール、Webページ、電話、自治会等の放送などの中から利用可能な方法で実施する。

2 教職員の確保

教育委員会は、災害により学校教育活動が中断することのないよう、応急教育実施のための施設又は教職員の確保について、必要な措置を講ずる。

第5 児童・生徒等に対する援助

1 教科書及び学用品の給与

(1) 給与の対象

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流出、半焼、半壊又は床上浸水により、学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒に対して行う。

(2) 給与の方法

学用品の給与は、被害の状況に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。なお、市教育委員会は、応急教育に必要な教科書等の学用品についてその種類、数量を調査し、県教育委員会に報告する。

- ア 教科書
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 費用の限度

学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代

「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費

イ 文房具及び通学用品費

学用品の給与のため支出できる費用は、奈良県災害救助法施行規則に定めるところによる。

(4) 給与の期間

学用品の給与を実施できる期間は、災害の発生の日から教科書については1か月以内、その他の学用品については15日以内とする。

2 授業料等の減免

県立高等学校の生徒が災害により、授業料の免除を必要とするときは、奈良県立学校における授業料等に関する条例に基づき、授業料等（授業料、入学考査料、入学料）の減免措置が講じられる。

3 転出、転入の手続き

市教育委員会は、児童・生徒等の転出・転入について、状況に応じ速やかかつ弾力的措置をとる。

4 児童・生徒等に対する心のケア

専門家や地域関係機関等との連携のもと児童・生徒等や教職員の状態の把握や心の健康相談活動を推進し、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の問題について相談窓口を設置し、その解消を図る。

第6 学校給食の実施

1 被害状況等の調査報告

現在、学校給食センターにより市内の小、中学校に給食を実施しているが、災害発生時には速やかに給食関係の被害状況を把握するとともに、給食施設の被害状況を調査し、報告するものとする。

2 給食の実施

教育委員会は、次の点に留意し、応急給食を実施するものとする。

ア 施設等に被害があった場合、食中毒など衛生管理に十分に配慮したうえで、できる限り学校給食を継続して実施するものとする。

イ 施設、原材料等の被害のため、学校給食が実施できないときは、速やかに代替措置として応急給食を実施する。

ウ 学校が避難所として使用される場合、給食施設は被災者の炊き出し施設として利用される場合が少なくないが、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。

第7 保育所等の措置

保育所の災害予防計画、応急対策については、学校等の災害予防計画、応急教育対策に準じて措置するものとする。

第26節 文化財災害応急対策計画

災害が発生した場合、文化財の安全性確保を第一の目的として、文化財応急対策を実施する。応急措置は、文化財の価値を損なわないこと、被害の拡大を防ぐことを考慮して、迅速かつ適切に実施する。なお、復旧については専門家と十分協議して進めるものとする。

第1 被害状況の把握

指定文化財の所有者又は管理者（以下「文化財所有者等」という）は、災害が発生したとき、文化財の被害状況を直ちに市教育委員会へ報告する。市教育委員会は、文化財の被害状況を整理のうえ、知事へ報告する。

第2 被害状況の調査と応急措置

1 市指定文化財

市教育委員会は、文化財所有者等から被害の通報を受けた場合、市指定文化財について直ちに職員を現地に派遣して被害状況を把握する。調査の結果、二次災害の発生や、破損の進行、破損部位の滅失、散逸等の可能性がある判断される場合、文化財所有者等とともに応急措置を実施する。なお、文化財の被害状況及び応急措置については知事に報告する。

2 県及び国指定文化財

県及び国指定文化財については、知事の調査及び応急措置に協力する。

第3 復旧対策

市教育委員会は、別表「文化財災害応急措置」により、市指定文化財については、被害状況を踏まえ文化財所有者等とともに復旧計画を策定する。県及び国指定文化財については、知事及び文化庁の指導を受ける。

※資料編9-2 別表「文化財災害応急措置」参照

第4 応援要請

災害が大規模で、市の行政機能が著しく低下し、単独で十分な対策が実施できない場合、市教育委員会は、知事に支援を要請するものとする。

県内の機関では十分に被害状況調査等が実施できない場合、知事もしくは市教育委員会は、所定の連絡網により、「近畿圏危機発生時の相互応援に関する基本協定」に基づく近畿2府7県及び文化財保護関係機関等への応援を要請する。

第27節 住宅応急対策計画

災害によって住宅が倒壊、焼失、破損等のために居住することができなくなり、自己の資力では修復又は再建が不可能な被災者を対象として、応急仮設住宅の設置及び住宅の応急修理等の住宅対策を実施する。また、この実施にあたっては高齢者・障がい者等の要配慮者に対して十分に配慮する。

第1 実施体制

- ア 実施責任者は市長とし、被災者に対する応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理の計画と実施に当たるものとする。
- イ 災害救助法が適用された場合は、知事を実施責任者とするが、県から委任された場合、市長がその業務を実施する。

第2 応急仮設住宅の確保

1 設置方法

- ア 県が予め協定した（社）プレハブ建築協会の協力を得て建設する。
- イ 市が実施する場合は、請負工事又はその他の方法で実施する。
- ウ 応急仮設住宅の仕様については、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮するものとする。
- エ 木造応急仮設住宅及び民間賃貸住宅借上げによる応急仮設住宅の設置も検討する。
- オ 災害救助法が適用されない場合において、市が応急仮設住宅を設置する場合は、必要に応じて県に支援を要請する。

2 建設予定場所

応急仮設住宅の建設場所は、二次災害の危険性、交通の利便等を勘案のうえ、菟田野運動場、天満台公園グラウンド、大宇陀運動場、旧榛原第2小学校運動場、室生オートキャンプ場を建設予定地としている。

不足する場合には、私有地を借用して建設する。なお、この場合には、土地の所有者又は借地権者と借地契約を結ぶ等の措置をとる。

※資料編8-7 応急仮設住宅建設候補地参照

3 入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として、県の委任を受けて市が選定する。ただし、広域避難に対応する場合には、県が市の協力のもとで実施する。

選定に当たっては、高齢者や障がい者等、優先的に入居が必要な者に対する配慮を行うものとする。

第3 住宅の応急修理

1 住家の応急修理対象者及び対象者

- ア 住家が半壊（焼）し、そのままでは日常生活を営むことが困難で、かつ自己の資力で応急修理のできない世帯
- イ 該当事者が修理戸数を超える場合は、生活能力が低く、かつ住宅の必要性の高いもの

から順次選ぶものとする。

2 修理方法

応急仮設住宅の建設方法に準ずる。

3 修理の規模

特に規模について制限はないが、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分でその最小限度に限る。

4 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

第4 公営住宅の特例使用

県及び市は、被災者への仮住居として、公営住宅の空き家を使用する。

第5 民間賃貸住宅等の借上げ

市は、県と連携し、被災者の健全な住生活を早期に確保するため、関係団体の協力を得て民間賃貸住宅等の空き家等利用可能な既存住宅を応急借上げ住宅として、被災者に対し紹介する。

第28節 消防活動計画

大地震発生時には、火災の発生により、住民の生命・身体及び財産に危険がおよぶおそれがあるため、住民による出火防止と初期消火、防災関係機関との連携等により、地震火災発生時における人命保護と火災による被害の軽減を図るものとする。

第1 火災発生状況の早期把握

駆け込み情報、119番通報、参集職員、消防団員、地域住民等から次の情報を収集して被害の状況を的確に把握し、活動体制を整える。

- ア 火災発生状況、延焼火災の状況
- イ 消防施設及び消防水利等の使用可能状況
- ウ 道路の通行状況
- エ 地域住民等の活動状況

第2 非常招集

地震により火災が発生すると察知した場合は、自主的に所属部署（団員にあっては、所属分団機庫等）に参集し、指揮を受けるものとする。

1 参集した職員、団員の指揮

消防長は職員を、団長は団員を指揮する。

2 被害状況の収集

職員及び団員は、自己居住地付近及び参集途上における火災被害状況の収集に努めるものとする。

第3 出火防止、初期消火

地震発生直後の出火防止、初期消火活動は、住民、自主防災組織等によって行われるものであるが、消防機関は防災関係機関と連携をとりながら、あらゆる方法を通じて、住民等に出火防止及び初期消火の徹底を呼びかけるものとする。

第4 消防活動

地震による火災は、同時多発するほか、土砂災害等も同時期に発生する 경우가多く、消防隊が不足するとともに、消防車等の通行障害などが発生するため、消防活動については、被害発生規模により人命の安全確保から物的被害の軽減まで、段階的に防衛対象と範囲を定め、最も効果的な被害軽減のための消防活動計画「奈良県広域消防組合消防本部震災警防計画」を定め、この計画に基づき実施するものとする。

その際、留意する点は次のとおりである。

1 消防職員等の確保

震災時には、消防職員、団員の招集も困難になる等消防能力の低下が考えられるので、これに対する維持・確保の措置を講ずる。

2 消防水利の確保

震災時には、水道施設の停止、水道管の破裂等により、消火栓は使用不能となること

が考えられるので、耐震性貯水槽及び河川等の自然水利の効果的利用方法を検討する。

3 段階的防御方針

- ア 火災が比較的少ない場合は、すべての火災に出動し、全火災を鎮圧する。
- イ 火災が多い場合は、重要地域及び重要対象物を優先的に防御する。
- ウ 火災が著しく多発し、最悪の条件下においても避難経路等の確保により、人命の安全を最優先とする。

第5 応援要請

1 県内市町村相互の広域応援体制

- ア 被災市町村は、自らの消防力では対応できない場合にあっては、奈良県消防広域相互応援協定に基づき、協定市町村に応援要請する。
- イ 奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援要請は、奈良県消防広域応援基本計画に定める代表消防本部（代行消防本部）を通じて他の協定市町村へ行う。

2 他都道府県からの応援体制

- ア 市町村長は、奈良県消防広域相互応援協定に基づく応援をもってしても対処できないときは、代表消防本部を通じて知事に対し応援要請を行う。
- イ 知事は、市町村長から応援要請を求められたとき又は県内の消防力をもってしても対処できないと認めるときは、直ちに消防組織法第44条に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の出動要請を行うとともに、「大規模特殊災害における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援要請等を行う。

3 応援受入体制の整備

応援要請をした場合、市は次の受入体制を整備する。

- ア 応援消防隊の結集場所、誘導方法の明確化
- イ 応援消防隊との指揮命令・連絡体制の明確化
- ウ 応援消防隊の種別、隊数、資機材の把握
- エ 資機材の手配
- オ 応援消防隊の野営場所、ヘリコプター臨時離着陸場の確保

4 ヘリコプターの応援要請

県防災ヘリコプターによる消防活動が必要な場合は、「奈良県消防防災ヘリコプター支援協定」に基づき、県防災ヘリコプターの出動を要請する。

第 29 節 公共土木施設応急対策計画

本市において大規模災害が発生し、道路、橋梁、あるいは河川管理施設等の公共土木施設が被害損傷を受けた場合には、二次災害の防止に配慮しつつ、早急に機能回復のため応急復旧の措置を講ずる。

なお、各施設の管理部局は市内建設業者等の協力を得て、障害物の除去及び二次災害の防止等の初動応急対策を実施する。

応急対策の実施に関する具体的計画等については、各公共土木施設の建設・管理部局において、予め作成するものとする。

第30節 ライフライン施設の応急復旧計画

各ライフライン事業者等は、災害によってライフライン施設に被害があった場合、被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、災害発生時において、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努めるものとし、市は積極的に応急対策に協力する。

第1 上水道施設の応急復旧

災害が発生した場合、上水道施設の被害状況を調査し、速やかに応急復旧を実施することにより、被害を最小限にとどめ、上水道施設の機能維持を図る。

1 被害調査

災害が発生した場合、上水道部は、速やかに施設の点検を実施し、被害状況を早急に調査する。

2 応急措置

上水道部は、災害の発生時に、取水・導水・浄水・送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。また、小規模の配水管が破損した場合は、応急修理により給水を開始するほか、弁操作により他系統の管網からの給水を図る。

3 応急復旧

ア 各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。

イ 応急復旧作業の実施に際しては、補修専門業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。

ウ 被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。

エ 応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、市本部と連携を図りつつ、速やかに相互応援協定等に基づく支援の要請を行うものとし、また、必要に応じて県を通じて県内市町村・他府県及び日本水道協会等関係団体に対する広域的な支援の要請を行う。

オ 配水支管・給水管の被害が大きい地域においては共用栓による拠点給水・運搬給水を実施する。管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合には、仮設管による通水等により、できるだけ断水地域を解消する。

カ ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

第2 下水道施設の応急復旧

下水道班は、業務継続計画（下水道BCP）に基づき災害時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、被害状況を把握し、緊急措置、施設の復旧作業を実施する。

1 被害調査

災害が発生した場合、下水道班は、速やかに施設の点検を実施して被害状況を早急に

把握し、迅速に関係機関に伝達する。

また、下水道に関わる各施設の被災状況及び復旧見込みについて、地域住民に広報し、応急復旧工事が完了するまで、水洗便所などの使用を停止するよう周知する。

2 応急復旧計画の策定

下水道班は、管路施設、ポンプ場及び処理場施設について、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

- ア 応急復旧の緊急度及び工法
- イ 復旧資機材及び作業員の確保
- ウ 設計及び監督技術者の確保
- エ 復旧財源の確保

3 応急復旧

(1) 防災組織の確立

下水道本部及び各職場に防災組織を確立する。

(2) 配備体制の確立

職員配備については、災害時の状況等を考慮して非常配備体制を確立する。

(3) 要員及び応急対策用資機材の確保

要員、応急対策用資機材等の確保並びに施設復旧について、関係機関及び関係団体に広域的な支援を要請する。

(4) 応急措置及び復旧

下水道班は、速やかに次の措置を講じる。

- ・管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置
- ・マンホール等からの溢水の排除
- ・吐き口等における浸水防止
- ・ポンプ施設の機能停止に伴う浸水防止等の措置
- ・処理場の損傷箇所の復旧措置
- ・自動制御装置が停止した場合の手動による運転再開
- ・危険物が漏洩した場合の応急措置

(5) 下水の排除制限及び仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対して下水排水の制限を行うほか、下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保を図る。

4 関係機関との連絡体制

(1) 関係機関等のリストアップ

早期に復旧を図る必要のある関係機関をリストアップし、当該機関と協議の上復旧時期等について協力を求める。

(2) 被害情報の交換等

上水道、電気、電話等の道路占用施設に係る被害情報の相互交換に努めるとともに、警察及び道路管理者との連絡を密にして通行規制等の情報の入手に努める。

第3 電力施設の応急対策（関西電力送配電株式会社）

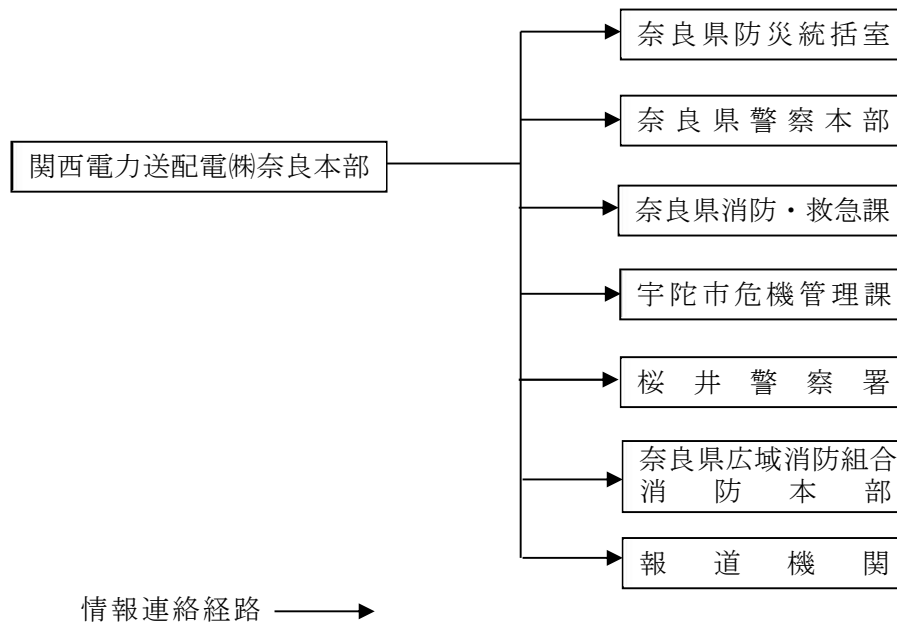
関西電力送配電株式会社は、災害によって、電力施設に被害のあった場合は、被害の拡大や二次災害の発生を防止するため災害応急体制を組織するとともに、市及び防災関係機関との連携協力のもとに応急対策を実施するものとする。

1 通報・連絡

(1) 通報・連絡の経路

通報・連絡は以下のとおりとする。

図 被害情報・復旧情報の県及び市等への連絡経路



(2) 通報・連絡の方法

通報・連絡は、関西電力送配電株式会社が保有する施設、設備および電気通信事業者の回線を使用して行う。

2 災害時における情報の収集、連絡

(1) 情報の収集、報告

災害が発生した場合は、必要に応じ次に掲げる各号の情報を迅速・的確に把握する。

ア 一般情報

- ・ 気象、地象情報
- ・ 一般被害情報
- ・ 対外対応状況
- ・ その他災害に関する情報

イ 電力施設被害情報

- ・ 電力施設等の被害状況及び復旧状況
- ・ 停電による主な影響状況
- ・ 復旧用資機材、復旧要員、食料等に関する事項
- ・ 従業員等の被災状況
- ・ その他災害に関する情報

(2) 情報の集約

国、地方公共団体、警察、消防等の防災関係機関、協力会社等から独自に収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

3 災害時における広報

(1) 広報活動

災害が発生した場合、または発生することが予想される場合において、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況および復旧状況についての広報を行う。また、公衆感電事故や電気火災を防止するため、一般公衆に対し広報活動を必要に応じ行う。

(2) 広報の方法

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、SNS およびLアラート等を通じて行うほか、状況に応じて、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 対策組織要員の確保

(1) 対策組織要員の確保

ア 夜間、休日に災害が発生するおそれがある場合には、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ 対策組織要員は、所属する対策組織が設置された場合、速やかに出社する。なお、供給区域内において震度6弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員は、あらかじめ定められた基準に基づき、所属する事業所へ出社する。

(2) 復旧要員の広域運営

他電力会社、他一般送配電事業者、電源開発株式会社、電源開発送変電ネットワーク株式会社および広域機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。

5 災害時における復旧用資機材の確保

(1) 調達

予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は、次のいずれかの方法により、可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

(2) 輸送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ調達契約をしている協力会社の車両、ヘリコプター等により行う。

(3) 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場および仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼するなど、迅速な確保に努める。

6 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても、原則として、供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

7 災害時における県への支援要請

被害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、または工事力を動員してもな

お応援を必要とすると判断される場合には、県へ支援を要請する。

8 災害時における応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連および情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的な応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力および貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

イ 変電設備

機器損傷事故に対し、系統の一部変更または移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

エ 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置および可搬型電源、衛生通信設備、移動無線機等の活用により通信手段を確保する。

(3) 災害時における安全衛生

応急工事の作業に当たっては、通常作業に比べ、悪条件のもとで行われるので、安全衛生については、十分配慮して実施する。

9 復旧計画

設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画を策定する。

ア 復旧応援要員の必要の有無

イ 復旧応援要員の配置状況

ウ 復旧用資機材の調達

エ 復旧作業の日程

オ 仮復旧の完了見込み

カ 宿泊施設、食糧等の手配

キ その他必要な対策

10 復旧順位

復旧計画の策定および実施に当たり、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧することを基本とする。

第4 電信電話施設

1 **NTT 西日本株式会社**

災害時における電気通信サービスの基本的な考え方として、災害が発生した場合又は通信の著しい輻輳が発生した場合等において、通信不能地域をなくすため及び重要通信の確保を図るため、災害措置計画を作成し、以下のとおり実施するものとする。

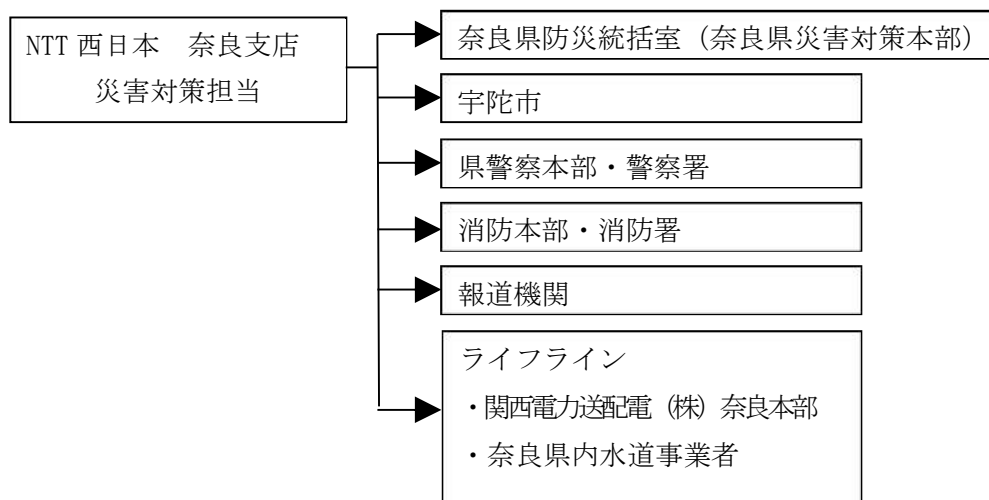
(1) 発生直後の対応

ア 災害対策本部（災害情報連絡室）の設置

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模や状況により災害情報連絡室又は災害対策本部を設置し、災害応急復旧等を効果的に講じられるよう、市と密接な連携を保ち、災害応急対策及び災害復旧対策の活動を速やかに実施するものとする。

イ 災害対策情報の連絡体制

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、災害の規模及び状況により、市へ災害対策本部（情報連絡室）開設連絡及び被災状況・復旧対策等に関する情報を迅速・的確に収集し、必要な事項は情報統括班が速やかに報告するものとする。



ウ 情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

- ・ 気象状況、災害予報等
- ・ 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
- ・ 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
- ・ 被災設備、回線等の復旧状況
- ・ 復旧要員の稼働状況
- ・ その他必要な情報

エ 被害状況の把握及び応急対策要員等の確保

災害が発生し又は発生のおそれのある場合には、通信設備の被災の全容を災害対策システム等の活用により、より迅速に把握するとともに、早期設備回復に向け、効果的な復旧活動に努めることとする。

- ・ 災害発生のおそれがある場合、事前に復旧要員等を確保する。
- ・ 復旧資機材調達及び災害対策機器・工事車両等を確保する。
- ・ 被災が大規模に及ぶ場合等は、本社の災害対策本部に支援要請し、NTT西日本グループ総体として広域復旧体制を整える。

オ 防護措置

通信設備等の被害拡大を防止するため、必要な防護措置を実施するものとする。

(2) 災害状況等に関する広報活動体制

災害が発生し、通信が途絶及び一般通話の利用制限等を行った場合は、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の復旧の状況、特設公衆電話設置状況等を広報するなど、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

- ア 被災等の問合わせに対する受付体制を整える。
- イ 被害規模・内容によっては、トーキ案内を行う。
- ウ 広報車による広報及び営業所等への掲示による広報活動を行う。
- エ 報道機関の協力を得て、テレビ・ラジオ及び新聞掲載等による広報活動を行う。
- オ 有機的な連携を強化するため、市の協力を得ながら広報活動を行う。

(3) 応急復旧

電気通信設備に災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関して応急復旧措置を講じるものとする。また、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被災状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

■電気通信設備及び回線の復旧を優先する機関等

順位	復旧回線
第1順位	<p><次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等各1回線以上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・気象関係 ・災害救助関係 ・輸送確保に直接関係ある機関 ・水防関係 ・警察関係 ・通信確保に直接関係ある機関 ・消防関係 ・防衛関係 ・電力供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	<p><次の機関に設置されている電話回線及び専用回線等></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス供給の確保に直接関係ある機関 ・水道供給の確保に直接関係ある機関 ・選挙管理機関 ・新聞社、放送事業または通信社の機関 ・預貯金業務を行う機関 ・国または地方公共団体の機関（第1順位となるものを除く）
第3順位	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(4) 通信疎通に対する応急措置

災害のため通信が途絶し又は通信が輻輳した場合、災害措置計画に沿った臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置及び臨時公衆電話の措置を実施するものとする。

(5) 通信の利用制限

災害が発生し、通話が著しく困難な場合は、重要通信を確保するため、契約約款に定めるところにより、通信の利用制限等の措置を行うものとする。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(7) 災害対策用無線機による措置

災害が発生し、孤立地帯等が発生又は発生するおそれのある場合は、災害対策用無線機による措置を行うものとする。

2 株式会社ドコモCS関西（携帯電話）

株式会社ドコモCS関西はNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下のとおり実施する。

(1) 社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ別に定める社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

(2) 警戒措置

災害予報が発せられた場合、報道された場合、若しくはその他の事由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて警戒の措置をとる。

(3) 通信の非常そ通措置

ア 重要通信のそ通措置

災害等に際し、臨機に措置をとり、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。

イ 携帯電話の貸出し

「災害救助法」が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。

ウ 災害用伝言ダイヤル等の提供

地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言板等を速やかに提供する。

(4) 社外機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生が予想される場合において、必要に応じて、社外機関に対し資材及び物資対策、交通及び輸送対策、電源対策、その他必要な事項について、応援の要請又は協力を求める。また、平常時からあらかじめその措置方法を定めておく。

(5) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

3 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

(1) 情報の収集及び連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、通信の疎通を確保し、又は被災した通信設備等を迅速に復旧するため、次により情報の収集及び連絡を行うものとする。

ア 災害の規模、気象等の状況、通信設備等の被災状況等について情報を収集し、社内関係事業所間相互の連絡を行う。

イ 必要に応じて総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と災害応急対策等に関する連絡を行う。

(2) 準備警戒

災害予報が発せられた場合等において、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が予想される場合は、その状況に応じ緊急連絡用設備等の運用に必要な措置、異常事態の発生に備えた監視要員の配置、防災上必要な要員の待機、災害対策用機器の点検と出動準備、

電源設備に対する必要な措置、伝送路の代替設定の準備、他の中央局における代替運用の準備等の準備警戒措置をとるものとする。

(3) 防災に関する組織

ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認めるときは、別に定めるところにより社内に災害対策本部等を設置する。

イ 災害対策本部等は、災害に際し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(4) 通信の非常疎通措置

ア 災害に際し、通信の疎通に重大な支障を及ぼす事態が生じたときは、臨時回線の設定、災害対策用設備等の運用等により臨機の措置をとるとともに関係電気通信事業者に必要な協力を要請し、重要な通信の確保を図るものとする。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要な通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、利用制限等の措置をとるものとする。

(5) 設備の応急復旧

被災した通信設備等の応急復旧工事は、他の一般の諸工事に優先して、速やかに実施するものとする。

(6) 設備の復旧

被災した通信設備等の復旧工事は、応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づいて必要な改良事項を組み入れて設計し、実施するものとする。

(7) 大規模地震対策特別措置法に係る防災強化

KDDI 株式会社は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより地震防災対策強化地域に指定された地域（以下「強化地域」という。）における地震防災に関し、応急対策や訓練等について適切な措置をとるものとする。また、強化地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

(8) 東南海・南海地震の防災対策推進地域に係る地震防災推進計画

KDDI 株式会社は、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の定めるところにより、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された地域（以下この項において「推進地域」という。）における地震防災に関し、(7)の対応に加えて、次の措置をとるものとする。また、推進地域の周辺にある事業所等においてもこれに準じた措置をとるものとする。

- ・津波情報等の伝達経路等の設定
- ・地震防災応急対策（重要通信の確保）
- ・地震防災上必要な知識の普及

4 ソフトバンク株式会社（携帯電話）

ソフトバンク株式会社（以下、S B）は災害時において、基地局によるサービス提供が困難となった場合など、基地局の復旧はもとより、通信サービスを提供するためエリアの確保を様々な手段をもって整える対策を講じている。

(1) 顧客への発災時の支援

- ア 発災情報の通知
- イ 被災情報の相互連絡
- ウ 貸出用携帯電話等の配備
- エ 位置情報通知システム
- オ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知
- カ WEB サイト上での災害関連地域情報の公開

(2) 通信サービス確保の対策

ア 緊急対策本部の設置

大規模災害発生時には、S Bが被害情報の収集を行い、その上で、被害状況に基づき緊急対策本部を設置し、通信ネットワークの早期復旧などの対策を講じる。

イ 通信の確保・維持

(3) 通信エリアの復旧と確保

S Bでは、基地局が災害によって被災し利用できなくなった場合、状況に合わせて主に以下の対応を実施し、早期に通信エリアが確保できるように努める。

- ア 停電基地局の発電機設備による電源確保
- イ 移動無線基地局車・可搬型衛星基地局の配備による臨時基地局の設置
 - ・移動無線基地局車

- ・可搬型衛星基地局
- ウ 新規伝送路確保による既存基地局復旧
- エ 基地局の建て直し
- オ 燃料調達
- カ 移動電源車
- キ 周辺基地局によるエリア救済
- ク 代替基地局設備の導入
- (4) 災害時通信サービス
 - ア 緊急速報メール
 - イ 災害用伝言板サービス
 - ウ 災害用音声お届けサービス
 - エ WEB サイト・報道発表による障害状況および復旧状況の告知

第5 鉄道（近畿日本鉄道株式会社）

近畿日本鉄道株式会社は、地震災害が発生した場合、人命尊重を第一とし、被害を最小限に防止するとともに、速やかに災害復旧に努め、輸送の確保を図るものとする。

1 震度別列車運転基準

- ア 震度4の場合 注意運転
- イ 震度5弱以上の場合 運転中止

2 関係者の措置

- ア 運転指令者は、震度、被害、列車運行等の状況把握に努め、列車に対して適切な指示を行う。この場合、震度5弱以上と判断したときは、線路に異常がないことを確かめるまで列車の運転を中止する。
- イ 駅長は、付近の状況把握に努め、列車運転上危険と認めたときは、運転指令者に報告するとともに、列車の運転を見合わせる。
- ウ 運転士は、地震を感知したときは、速やかに安全位置に停止し、運転指令者からの指示に留意するとともに、線路の異常の有無を確かめる。付近に異常を認めないときは、最寄り駅まで注意運転を行い、駅長の指示を受ける。
- エ 施設管理各区長は、震度4以上と認めたときは、要注意箇所を点検する。震度5弱以上と認めたとき、又は指令を受けたときは、至急巡回点検する。
- オ 震度5弱以上を感知したときは、自動的に列車無線を介して運転士に音声で至急停止する旨の放送を行う。

3 火災防止

火気使用施設及び器具、危険物等による火災発生を防止するため、ガス、油の元栓の閉鎖、電気スイッチの遮断を速やかに行う。

4 旅客の整理、避難誘導

駅係員、乗務員は状況を的確に判断し、旅客の整理避難誘導を行い、混乱による二次災害防止に努める。

5 他機関との応援体制

災害により列車の運行が不能となった場合は、予め定められた他の運輸機関と打合せのうえ、バスによる代行輸送の取扱いを行う。

6 災害発生時の対応

災害が発生したときは、近畿日本鉄道株式会社「災害救助規定」に基づき非常本部、非常支部、復旧本部を設け、連絡通報、被災者の救助及び災害の復旧にあたる。なお、復旧本部は現地に設ける。

第31節 水防活動計画

洪水による浸水被害の発生に対応するため、水防活動を実施する。

第1 水防体制

1 水防本部の設置

水防管理者（市長）は、水防に関する注意報及び警報等の通知を受けたとき及びその状況から洪水による被害が予想され水防活動の必要があると認めたときは、その危険が解消するまでの間水防本部を設置し、水防事務を処理する。

2 水防本部の組織、事務処理

水防本部の組織、事務処理については、第3章第1節「災害応急対策活動計画」に準ずるものとする。

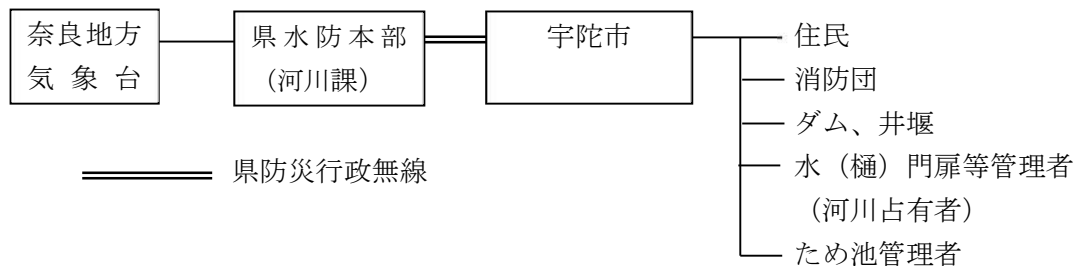
3 水防活動区域

水防活動区域とは、洪水が地形条件により公益上及ぼす影響の大きい区域のことであり、重要水防区域に指定されている。

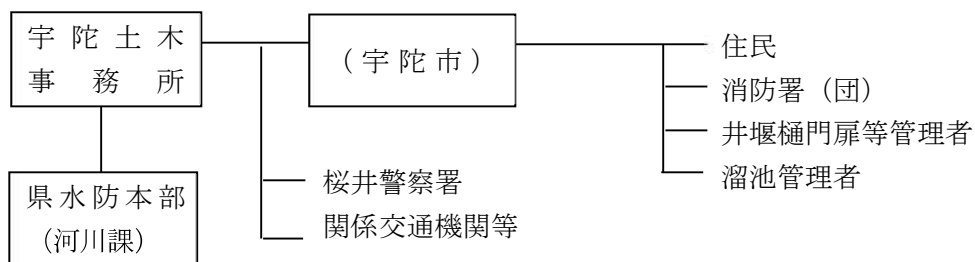
※資料編7-2 水防区域参照

4 水防情報連絡系統

(1) 気象予警報等

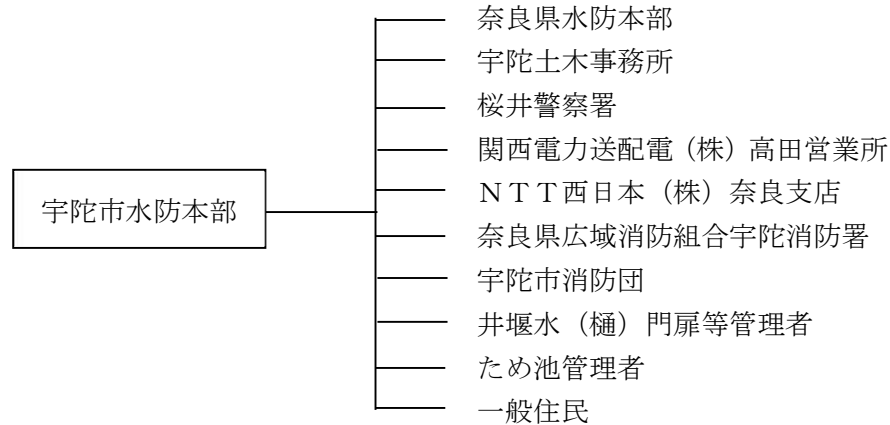


(2) 水防警報(知事発表区間)



(3) その他の情報

水防管理者は、状況に応じて必要と思われるその他の情報についても、次の情報連絡網により市内の関係機関及び住民に周知する。



(4) 住民に対する周知方法

以下の方法により、住民に対して周知する。

- ・水防本部広報（広報車による巡回広報）
- ・防災行政無線による広報
- ・桜井警察署による伝達
- ・消防署、消防団各分団による伝達
- ・自治会長からの伝達
- ・CATVによる広報

第2 水防配備、出動

1 水防配備

水防活動の完遂を期するため、次の要領により配備を行う。

ア 奈良地方气象台より、気象業務法に基づく注意報及び警報の通知を受けた場合、地震等が発生した場合又は河川の水位が上昇して水防団待機水位（通報水位）を超えるなどにより災害の発生が予想され、水防上警戒が必要なときは、水防配備体制をとる。

イ 水防本部に配備された職員は、常に気象状況の変化に注意し、水防警報の発令が予想されるときは、自主的にその勤務につく。

ウ 水防配備の実施される時期には、できる限り気象情報に注意し、常に連絡が取れる体制をとるものとする。

エ 水防配備勤務者は、交代員と引継ぎを完了するまでは、その勤務場所を離れてはならない。

オ その他の交代員は、予め自己の勤務すべき時機を確認しておき、水防事務に支障をきたさないようにしなければならぬ。平常勤務から水防配備体制への切換を確実に迅速に行うとともに、勤務員をして適当に交代・休養させて、長時間にわたる水防勤務活動の完遂を期さなければならない。

2 出動準備及び出動

(1) 出動準備

水防管理者は、次の場合、水防団（消防団）又は消防機関に対し水防第1号信号により出動を準備させるとともに、その旨現地指導班（宇陀土木事務所）に報告する。

- ・水防警報第2段階を受信したとき。
- ・河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される時。

(2) 出動

水防管理者は、次の場合、直ちに水防団（消防団）又は消防機関を予め定められた計画に従い水防第2号信号により出動させ、非常配置につかせるとともに、その旨現地指導班（宇陀土木事務所）に報告する。

- ・水防警報第3段階を受信したとき。
- ・河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達し危険が予測される時。
- ・現地指導班長（土木事務所長）は、一級河川のうち国管理区間については、近畿地方整備局所轄河川事務所と緊密な連絡措置を講ずるものとする。

第3 巡視及び警戒

1 巡視

水防法第9条に基づき、水防管理者は平常時に2kmごとに1人の基準で巡視員を設け随時区域内を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、宇陀土木事務所に連絡すること。

2 警戒

ア 水防管理者は、水防団待機水位に達したとき、堤防、溜池、調整池、井堰、排水門・取水門扉等にも巡視連絡員を置き、異常を発見した場合は直ちに宇陀土木事務所に報告するとともに水防活動を開始する。

イ 水防法第22条に基づき、水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、桜井警察署長に対して警察官又は警察職員の出動を求める。

第4 水位の通報

1 報告とその間隔

水防管理者又は河川水位観測者は、増水のおそれがあるときは水位の変動に注意し、以下の項目に該当する場合は、直ちに宇陀土木事務所長に報告する。（水防法第12条）

- ア 県水防本部設置時の水位から解散時までの毎正時
- イ 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- ウ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき
- エ 避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき
- オ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき
- カ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）を下ったとき
- キ 避難判断水位（特別警戒水位）を下ったとき
- ク 氾濫注意水位（警戒水位）を下ったとき
- ケ 水防団待機水位（通報水位）を下ったとき

2 報告様式

水位の報告は、観測場所、日時、水位、増減の傾向、見込み等を主に奈良県河川情報システムで行うこととするが、システム作動に異常がある場合等は、電話、県防災行政通信ネットワーク又は電報にて報告するものとする。

3 情報交換の徹底

- ア 水防管理者は、宇陀土木事務所長と相互連絡を密にし、必要な降雨、水位状況の情報交換に努める。
- イ 情報交換における送受信処理は、迅速かつ正確に行われるよう班長が担当を定めること。また、送受信電話、FAX、防災行政無線にて行うものとし、送受信の記録（送受信者名、送受信日時等）は必ず行うこと。
- ウ 水防管理者は、宇陀土木事務所長よりの降雨、水位情報並びに自ら観測した降雨、水位状況等について、必要ある情報を住民、奈良県広域消防組合宇陀消防署、消防団、井堰、排水門・取水門扉等管理者、その他関係機関に対し、通知する。
- エ 異常に強い降雨、著しい水位の増加がみられた場合、住民は速やかに、水防管理者等水防機関に対し、通報しなければならない。

第5 水防警報とその措置

国土交通大臣又は知事がそれぞれ指定する河川（水防警報河川、本市においては、宇陀川及び芳野川）で洪水等による災害の発生が予想される場合、水防活動を必要とする旨の警告を発するもので、国土交通大臣又は知事が発表する。

1 知事の発する水防警報

(1) 対象河川（本市の河川）

宇陀川及び芳野川

河川名		区域	対象 量水標	水位	
宇陀川	左岸	・大宇陀大東 大東橋～ 内牧川合流点まで	萩原	水防団待機水位 1.70	
				氾濫注意水位 2.80	
	右岸		・大宇陀大東 大東橋～ 内牧川合流点まで	西山	避難判断水位 3.40
					氾濫危険水位 4.20
芳野川	左岸	・菟田野松井 宇賀志川 合流点～旧町境	岩崎	水防団待機水位 1.30	
				氾濫注意水位 1.70	
	右岸		・菟田野松井 宇賀志川 合流点～旧町境		避難判断水位 1.70
					氾濫危険水位 1.80
				水防団待機水位 0.90	
				氾濫注意水位 1.90	
				避難判断水位 1.90	
				氾濫危険水位 2.00	

(2) 水防警報の基準（知事の発する水防警報）

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防機関の出動のため待機を目的とするもので、気象予報の内容、又は上流の降雨状況により行う。
第2段階	準備	水防資機材の点検、水樋門等の開閉準備、巡視の強化、及び水防機関の出動準備等に対するもので、水防団待機水位を超えたときを基準とし、かつ重大な水防事態の発生が予想されるときに出す。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもので、氾濫注意水位を超えたときを基準とし、かつ事態が切迫したときに出す。
第4段階	解除	水防活動終了の通知
適宜	水位	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水位状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(3) 水防警報が発表された場合における水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部長から水防警報の通知を受けた場合、住民、奈良県広域消防組合宇陀消防署、消防団、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、溜池管理者に通知しなければならない。

(4) 水防警報の解除

現地指導班長（宇陀土木事務所長）は、事態の推移を判断して、当該区域の水防警報を解除し、関係機関に通知する。

2 国土交通大臣の発する水防警報

(1) 対象河川（本市の河川）

宇陀川

河川名		区域	対象量水標	水位
宇陀川	左岸	・室生大野 1469 番地先～ 県境まで	安部田	水防団待機水位 2.00
	右岸	・室生大野 3846 番地先～ 県境まで		氾濫注意水位 3.50 計画高水位 7.30

(2) 水防警報の基準（国土交通大臣の発する水防警報）

階級	警報の種類	内容及び時期
第1段階	待機	水防（消防）団員の足止めを行うことを目的とする。主として気象予報に基づいて行う。
第2段階	準備	水防資材の点検、水門等開閉準備、水防要員招集準備、巡視及び幹部の出動等に対するもの。主として上流の雨量に基づいて行う。
第3段階	出動	水防機関の出動の必要を警告して行うもの。上流の雨量または水位に基づいて行う。
第4段階	解除	水防活動終了の通知を行う。
適宜	水防情報	上流の雨量、水位、流量より水位の昇降、滞水時間、最高水位及び時刻等、水防活動上必要な水文状況を通知する。
地震による堤防の漏水、沈下等の場合は上記に準じて水防警報を発表する。		

(3) 水防警報の発表時期

水防警報の発表は、河川の対象区間を設定し、対象区間内の基準量水標に対して各段階ごとにおおむね次の時期に発表する。

警報の種類	対象量水標	内容及び時期
待機	安部田	氾濫注意水位（警戒水位）に達する約3時間前
準備		氾濫注意水位（警戒水位）に達する約2時間前
出動		氾濫注意水位（警戒水位）に達する約1時間前
解除		水位が氾濫注意水位（警戒水位）を下回り水防活動を必要としなくなったとき。
水位		適宜

(4) 水防警報が発表された場合における水防管理者の措置

水防管理者は、県水防本部長から水防警報の通知を受けた場合、住民、奈良県広域消防組合宇陀消防署、消防団、井堰、排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、溜池管理者に通知しなければならない。

第6 水位到達情報及び洪水予報

1 水位到達情報（水位周知河川）

国土交通大臣又は知事は、それぞれ指定する河川（水位周知河川）において水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合、到達情報を市町村等の関係機関へ伝達する。

(1) 対象河川

- ・奈良県知事の指定する河川（県土木事務所長発表）
知事が発する水防警報に同じ

(2) 措置

水防警報の措置と同じで同様の経路で伝達する。

2 指定河川洪水予報（洪水予報河川）

知事は、国土交通大臣が指定した河川（洪水予報河川）について、洪水予報の通知を受けたときは、水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関に協力を求めてこれを一般に周知する。

（1）対象河川

- ・国土交通大臣の指定する河川（国土交通省河川事務所長発表）
国土交通大臣が発する水防警報に同じ

※資料編 7-10 水防警報の発表時期参照

※資料編 7-11 国土交通大臣及び知事の指定河川参照

（2）発表する情報の種類、発表基準

種類	情報名	発表基準
洪水警報（発表） または洪水警報	氾濫発生情報 （警戒レベル5に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫が発生したとき ・氾濫が継続しているとき
	氾濫危険情報 （警戒レベル4に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に達したとき ・氾濫危険水位以上の状態が継続しているとき
	氾濫警戒情報 （警戒レベル3に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険水位に達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき ・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く） ・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）
洪水注意報（発表）または洪水注意報	氾濫注意情報 （警戒レベル2に相当）	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき ・氾濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき ・避難判断水位に達したが、水位の上昇が見込まれないとき
「洪水注意報（警報解除）」	「氾濫注意情報（警戒情報解除）」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報または氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（氾濫注意水位を下回った場合を除く） ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき（氾濫危険水位に達した場合を除く）
「洪水注意報解除」	「氾濫注意情報解除」	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫危険情報、氾濫警戒情報または氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫のおそれなくなったとき

第7 輸送

水防管理者は、あらゆる非常事態を想定し、連絡経路、資材輸送の機動力確保等について万全の措置を講じておくとともに、予め輸送業者と輸送について協定しておくもの

とする。

第8 ダム、井堰、排水門・取水門扉、調整池、ため池等の操作

ダム、井堰及び排水門・取水門扉等管理者（河川占有者）、並びに調整池、ため池等管理者は、予め、その操作責任者及び監視員並びに連絡員等を定め、平常時から工作物の点検をし、出水時の操作及び不意の増水に対して支障のないようにするとともに、気象警報注意報等が発表されたとき、又は河川が水防団待機水位又はそれ相応の水位に達した場合は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行なう。

なお、門扉等の操作状況及び危険が予想される場合は、その状況を水防管理者（市長）に通知し、水防管理者は、河川管理者及び農村振興課長（溜池の場合）、その他関係機関に通知し、相互に密接な連絡をとり、適切な措置を講ずる。

この場合、ダム操作規定等の定めのあるときは、併せて所定の措置を講ずること。

第9 決壊の通知並びに決壊後の措置

堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、水防法第25、26条に基づき、水防管理者（市長）、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにその旨を土木事務所及び氾濫する方面の隣接水防管理団体等に通報する。

水防管理者、水防団及び消防機関は、決壊後といえどもできる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

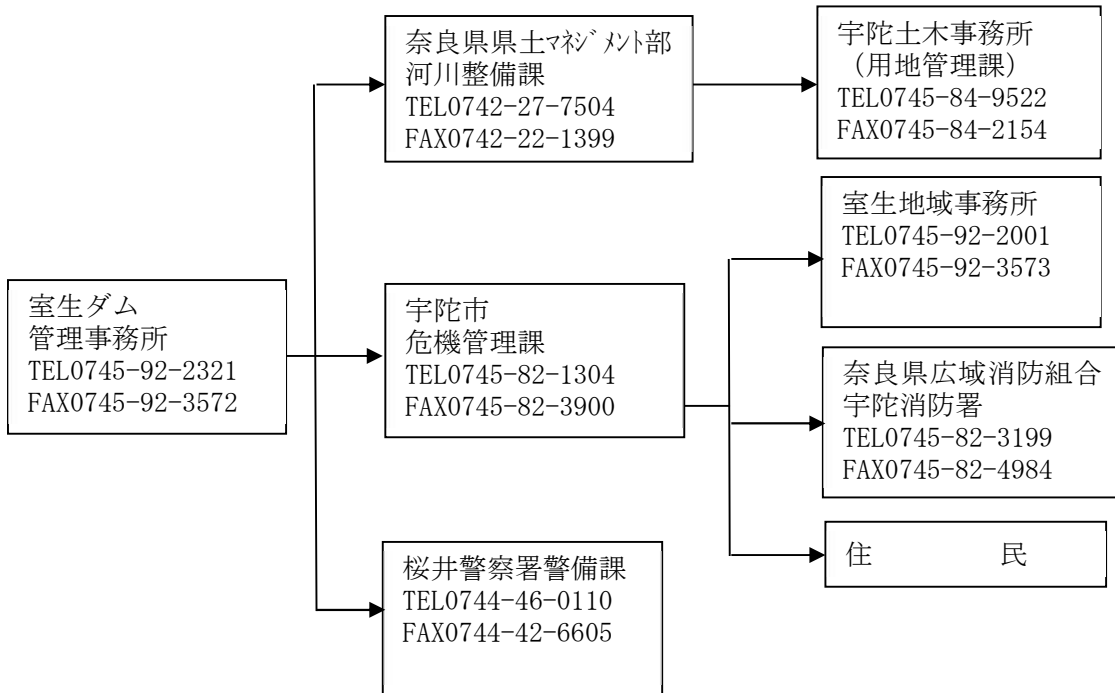
第10 避難のための立退

- (1) 水防管理者（市長）は、洪水等により危険が切迫していると認められるときは、水防法第29条により、必要と認める区域の信号、広報、通信、その他の方法によって、避難のための立退きを指示する。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。
- (2) 水防管理者（市長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を現地指導班長に速やかに報告し、現地指導班長は県水防本部長に報告する。
- (3) 水防管理者（市長）は、予め危険が予測される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路、収容人員その他必要事項を定めておくとともに、危険区域との位置関係についても確認しておく。

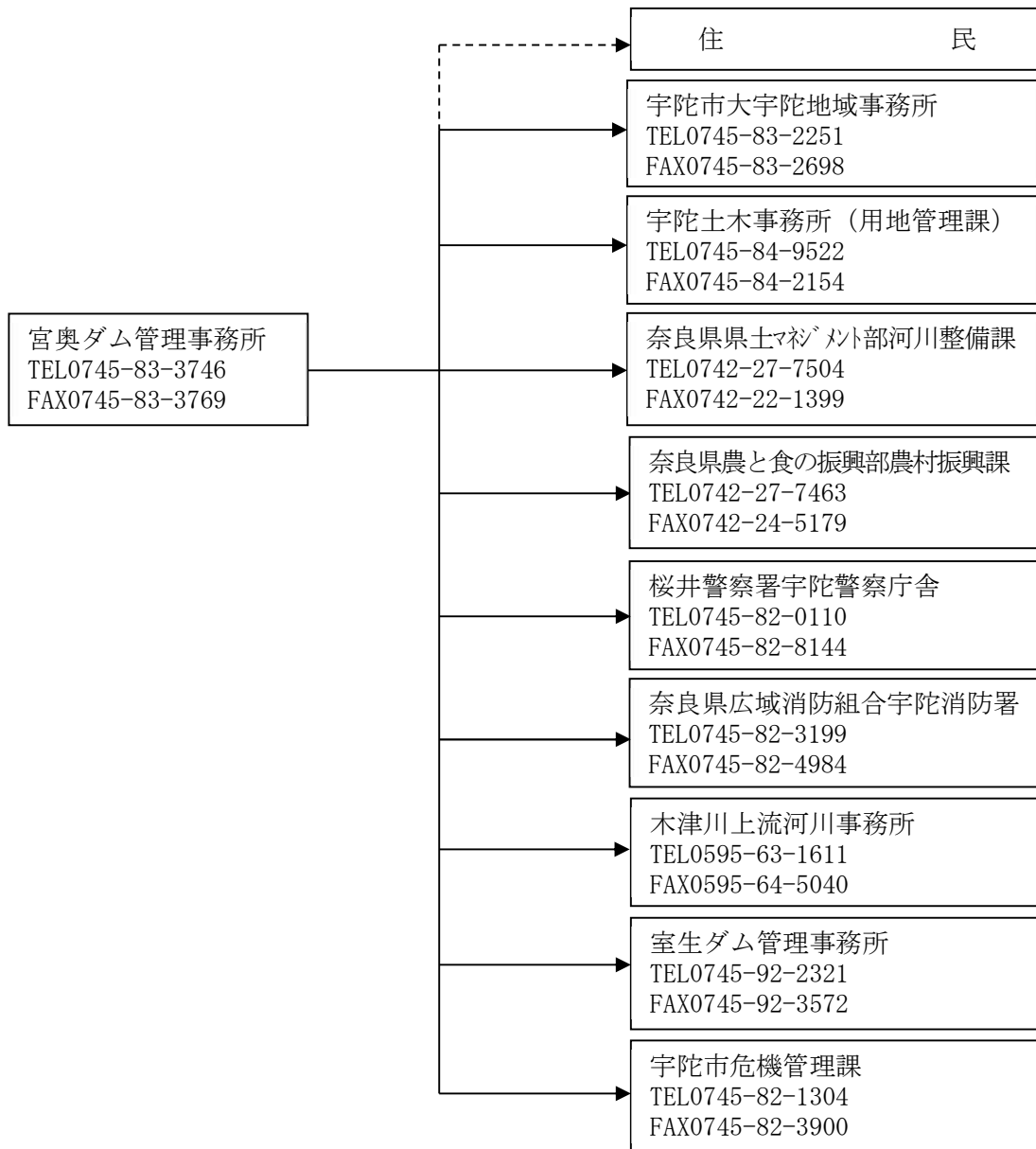
第11 ダム管理者との連絡・調整

台風等による集中豪雨より、風水害の発生するおそれがある場合、又は発生した場合、宇陀川の水量に影響を及ぼすダムの放流に対処するため、ダム管理者（室生ダム、宮奥ダム）との連絡・調整を密にし、水害の防止に努める。

室生ダム（ダム放流連絡系統）



宮奥ダム（ダム放流連絡系統）



第 32 節 土砂災害等応急対策計画

土砂災害に関する危険箇所等に指定されている区域は、大雨、洪水等による地盤の緩みによって土石流、斜面の崩壊・崩落、地すべり等の土砂災害が発生し、住家が破壊されたり住民が避難時に巻き込まれたりするおそれがあることから、これらの土砂災害から住民の生命及び財産を守るため、危険箇所の巡回等による状況把握に努めるとともに、速やかに通行規制、避難誘導、施設の応急復旧等の安全対策を講じるものとする。

第 1 危険箇所の警戒巡視活動

1 降雨状況の把握

土砂災害の危険を早期に予測し、対策を講じるため、雨量情報を迅速に把握する。

2 危険箇所の警戒巡視

市は、大雨警報や大雨に関する情報等、大雨による土砂災害の危険が予想される場合、関係機関及び住民、自主防災組織と協力し、各危険地域等のパトロールを実施して前兆現象の把握に努める。また、宇陀土木事務所等にも応援協力、情報提供を依頼する。

(1) パトロールの優先順位

パトロールは、市の区域において指定を受けている土砂災害警戒区域、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区、崩壊土砂危険箇所及びその他の危険箇所について、次の順位で実施する。

- ・各住宅地・集落周辺の危険箇所
- ・緊急輸送道路周辺の危険箇所
- ・各住宅地・集落から避難所までの避難ルート周辺の危険箇所
- ・その他の危険箇所
- ・指定危険箇所以外で注意が必要な場所

(2) 土砂災害発見時の措置

ア 被害発見者

- ・パトロールの際に土砂災害による被害を発見した者は、現場にロープを張るなどしたうえ、直ちに災害対策本部に通報し、次の指示を待つ。
- ・市長及び本部の指示を受けるまでに、消防、警察等の関係機関から交通規制の実施等の指示が伝達された場合は、これに協力する。
- ・災害が発生していなくても、危険な兆候がみられる場合は同様の措置をとるものとする。

イ 市災害対策本部

- ・連絡を受けた後、市長は交通規制、避難指示等の実施等の対策を決定する。
- ・本部事務局は、決定事項を被害にあった施設の管理者、県、消防、警察等の関係機関に速やかに連絡する。
- ・総括班は、決定事項を速やかに現地の土木班に伝達するとともに、その他の班、住民、避難所、地区連絡所等に対し情報を連絡する。

ウ 避難誘導者及び避難者

避難誘導者は、避難ルートの被害又は通行規制等の情報を得た場合は、市災害対策本部からの避難指示等の内容に従って避難ルートを変更し、避難行動を実施する。また、特に指示がない場合でも、土砂災害の危険性等から避難ルートを変更した方が良いと判断した場合は、できる限り付近の防災業務従事者又は市災害対策本部にその旨を連絡したうえで、迅速な避難行動を実施する。

第2 警戒体制の確立

市は、大雨による短時間に大量の降雨があった場合又は長い時間に渡って大量の降雨があった場合で、土砂災害の発生する危険が大きくなっている場合には、一定の基準に基づき土砂災害に対する警戒体制を速やかに確立する。

なお、避難情報については、奈良県と奈良地方気象台が共同で発表する「土砂災害警戒情報」等に基づき発令する。

※ 土砂災害に関する避難指示等の発令基準：本編第2章第8節第6項参照

第3 避難活動

1 避難指示等

ア 市長は、土砂災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その他災害の拡大防止のため必要があると認めるときは、速やかに当該危険地域等の住民に対して避難指示等を発令する。

イ 警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長からの要求があったときは、関係住民に対し避難指示を行う。

ウ 避難指示等を行った場合は、防災関係機関へ連絡する。

2 関係住民への周知徹底

市長が避難指示等を行う場合は、関係住民に次の事項について、明確な指示を与え周知徹底を図る。

ア 指定緊急避難場所

イ 避難経路

ウ 避難時の注意事項

3 避難者の誘導

市長は、自治会、消防団、自主防災組織等の協力を得て、避難経路の安全を確認し、予め定められた避難計画に沿って避難場所に誘導する。

第4 救助活動

ア 市及び奈良県広域消防組合消防本部は、土砂災害による被害が発生した場合、直ちに救助活動を実施する。

イ 桜井警察署は、土砂災害が発生した場合、市及びその他の関係機関と連携し、死傷者及び要救出者の確認とその救出救助に当たるとともに、第二次崩壊の発生等災害の拡大防止に必要な警戒警備、交通規制等の所要の措置をとる。

第5 応急復旧

崩壊崩落等によって被害をうけた施設については、県、施設管理者及びその他防災関

係機関の協力のもと、迅速な応急対策及び復旧活動の実施に努める。

第6 二次災害の防止活動

市は、二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに避難対策を実施する。また、災害が発生した場合、情報が錯そうし混乱状態に陥ることが予想されるため、適切な情報提供を行う。

第33節 ため池災害応急対策計画

ため池施設に被害が生じた場合、以下の応急対策を実施し、被害の防止を図る。

第1 計画方針

大規模地震や台風、集中豪雨等によりため池が被災した場合、被害の拡大や二次災害の発生を防止するため、被害の状況を早期に調査し実態を把握するとともに、応急対策を実施し、被害の早期回復に努める。

第2 応急対策計画

1 県が実施する対策

ア 県は、ため池が決壊した場合、若しくは決壊の恐れが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握するため情報を入手するとしており、市は必要な情報を速やかに伝達する。

イ 応急工事が早急に実施できるよう、市及び関係機関を指導し協力する。

2 市が実施する対策

ア 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。

イ 危険な場所への立ち入り禁止や通行止めなどの安全対策を行う。

ウ 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ通報する。

エ 被害の拡大を防止するため、早急に応急工事を実施する。

3 関係機関が実施する対策

ア 管理団体は、ため池に決壊の恐れが生じた場合、住民の避難が迅速に行えるよう速やかに市に通報する。

イ 災害の発生により堤体に亀裂等が確認され決壊の恐れが生じた場合、緊急に取水施設を操作し貯留水を放流する。

ウ 市が実施する応急対策に協力する。

エ 二次災害の発生を防止するため、ため池堤体の亀裂や漏水量の変化、濁りの有無等について、継続的に点検を実施する。

第34節 二次災害の防止活動計画

大規模な風水害や大規模地震発生後における斜面崩壊、建築物の倒壊等による二次災害を防止し、被害を最小限におさえるため、市は、防災関係機関等の協力を得ながら住民の安全確保に努める。

第1 土砂災害対策

市は、大規模地震発生後の余震あるいは降雨による二次的な土砂災害の危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いとされた箇所については、関係機関や住民に周知を図り適切な応急対策を講じるとともに、災害の発生のおそれがある場合は、速やかに避難対策を実施する。

第2 被災建築物の応急危険度判定

市は、大規模地震により被災した建築物の倒壊、部材の落下等の崩壊による人命への二次災害を防止するために、早期に「被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置し、応急危険度判定を実施する。

特に、庁舎・避難施設等の防災上重要な建築物については、速やかに応急危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険性が高い場合は、使用禁止及び立ち入り禁止等の措置を執る。

なお、被災建築物応急危険度判定士の数が必要数に満たない場合には、県に対し、被災建築物危険度判定士の派遣を要請する。

第3 被災宅地の危険度判定

市は、大規模な風水害や大規模地震で被災した宅地の擁壁、法面等の崩壊による二次災害を防止するために「被災宅地危険度判定実施本部」を設置し、実施計画を作成の上、被災宅地の危険度判定を実施する。

1 庁舎・避難施設等の防災上重要な宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な施設の宅地は、被災宅地危険度判定士等により、速やかに危険度判定を行い、その結果、崩壊等の危険度が高い場合は、使用禁止及び立入禁止等の措置を執るよう施設管理者に勧告する。

2 その他の宅地の危険度判定

庁舎・避難施設等の防災上重要な施設宅地の判定後、必要に応じて、他の宅地についても危険度判定を行うものとするが、被災宅地危険度判定士の数が必要数に満たない場合には、県に対し、被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

第4 斜面判定士制度の活用

土砂災害から住民を守るために、県と県砂防ボランティアが協力して実施する斜面判定士制度の活用を図る。

第5 空家に対する緊急安全措置

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

第35節 道路関係災害応急対策計画

道路災害・事故発生に伴い、道路機能の損傷及び負傷者等が発生した場合、市は、他の道路管理者及び防災関係機関と相互に連携を図りつつ、速やかな応急対策を講じ、二次災害の発生等、被害の拡大防止に努める。

第1 被害状況の把握等

1 被害状況の把握

市は、災害・事故等が発生した場合、パトロール等による緊急点検を実施し、被害状況の把握に努める。その際、負傷者等があった場合は、速やかに関係機関に通報するなど所要の措置を講ずる。

被害状況の迅速・的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資・資機材の調達、災害救助法適用の要否等、災害応急対策の基本となる事項であり、速やかに情報を収集する。

2 関係機関との連携

市は、被害状況の調査に当たっては、県及び関係機関と相互に連絡を密にし、情報漏れ、重複のないよう正確を期すこととする。

- ア 土木事務所との連携
- イ 警察署、消防署との情報共有
- ウ 道路占用者からの情報収集
- エ その他関係機関からの情報収集

3 住民等からの情報収集

日常的に道路を使用している住民からもたらされる情報は、不正確であっても災害対応の初期段階においては貴重な情報であり、市は、これらの情報を収集・整理のうえ活用する。

4 情報の一元化

市は、緊急点検や関係機関及び住民からもたらされる情報を的確に整理し、道路啓開や応急対策の実施に活用する。このため、情報収集体制に加えて、情報を一元的に管理できる体制を構築する。

第2 道路災害応急対策の実施

1 道路啓開

(1) 道路啓開の実施

道路は、災害発生時において消火・救急救助活動及び緊急物資輸送等を支える重要な施設であり、一刻も早い機能回復が求められる。市は、収集した情報等を基に的確に被災状況を判断し、路上の障害物の除去や簡易な応急作業により早期の道路啓開に努める。重要物流道路（代替・補完路を含む）において、道路啓開の実施が困難な場合、国に代行を要請する。

また、通行不能箇所については、迂回路を選定し緊急輸送ルートを確保する。放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するため必要があ

るときは、道路管理者として区間を指定して、運転者等に対し車両の移動等の命令を行い、運転者がいない場合等においては、道路管理者自らが、車両の移動等を行うことができる災害対策基本法の規定の具体的運用について、検討する。

(2) 負傷者の救助・救出

道路災害による負傷者が発生した場合には、関係機関は連携を図りながら、速やかに救助・救出活動を行う。

(3) 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

市は、他の道路管理者と連携して、道路利用者の安全確保を図るため、被害箇所・区間において、必要に応じて交通規制等の措置を講ずる。また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努める。また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、応援協定に基づき建設関係業者等の協力を得て、路上の障害物の除去や、簡易な応急作業により道路啓開を行う。

(4) 連絡・広報

市は、他の道路管理者と連携を図り、道路啓開にあたって、防災関係機関と相互に道路啓開に関する情報を共有化し、有機的かつ迅速に道路啓開を実施する。また、関係機関により確認された道路啓開に関する情報は、速やかに住民へ広報する。

(5) 二次災害の防止対策

市は、他の道路管理者と連携を図り、災害発生後、現地検査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。

2 応急復旧

(1) 道路

応急復旧工事は道路啓開の後、施設の重要性・被災状況等を検討し、迅速かつ的確に緊急輸送道路を中心に順次実施する。市は、他の道路管理者と連携のもと、障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

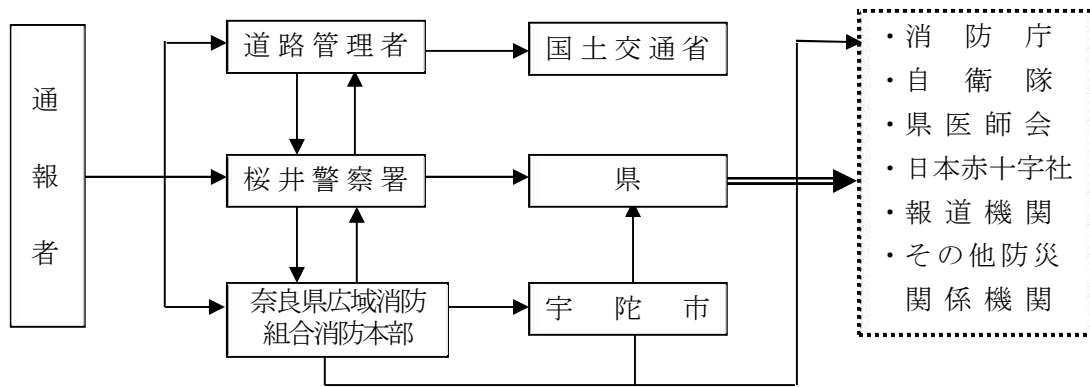
(2) 占用施設

上下水道、簡易水道、電気、電話等道路占用施設の被害が発生した場合は、当該施設管理者は、他の道路管理者と連携を図り各施設管理者が実施する応急対策に協力、支援等を行う。また、当該施設の管理者は、緊急時には、現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等住民の安全確保のための措置をとり、事後速やかに市及び道路管理者に連絡するとともに応急復旧を実施するものとする。

3 情報の収集・被害情報の伝達

大規模な道路事故災害が発生したときは、次により情報の収集及び情報を伝達する。

図 情報伝達系統



第3 交通安全施設

市は、県警察本部が実施する交通安全施設の応急対策に協力する。

第4 林道

1 応急措置

市は、森林組合等と連携を図り、災害発生後速やかに林道施設の被害状況を調査し二次的被害を防止するための対策を講ずる。

2 応急復旧

市及び森林組合は、住民の生活のため緊急に復旧する必要がある場合は、速やかに応急復旧工事を実施する。

なお、速やかな応急復旧工事のため、県に対して指導協力を要請する。

第5 農道

1 応急措置

市及び農道管理者は被害状況の早期把握に努め、被災箇所や危険箇所に対する点検を速やかに行い、被災状況をとりまとめ県に報告するとともに必要に応じ応急措置を行う。

また、著しい被害を生じるおそれがある場合には速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ適切な避難対策、危険箇所への立入制限を実施する。

2 応急復旧

住民生活に必要となる道路で二次災害のおそれのあるものについて、速やかに応急復旧工事を実施してもらうよう県に要請する。

第36節 雪害応急対策計画

市は、冬期における路面凍結、降積雪時に、安全で円滑な道路交通を確保するため、連絡体制を確立するとともに、資機材等の調達を図り、迅速かつ適切な雪害対策を実施する。

第1 雪害対策計画書の作成

市は、県等の道路管理者と調整の上、雪害対策期までに雪害対策計画を作成し、雪害対策に備えるものとする。

- ア 緊急連絡体制表
- イ 要対策路線及び箇所を選定
- ウ 請負業者の選定
- エ その他、雪害対策に必要な事項

第2 気象情報の把握

道路管理者は、気象情報に十分注意し、常に状況を把握する。

第3 資機材等の配備

市は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪時に必要な資機材を適所に配備する。

第4 維持管理上必要な措置

市は、他の道路管理者との協力のもとに、路面凍結、積雪箇所において次の措置を行う。

- ア 道路情報提供装置の点検
- イ 「冬期凍結注意」・「積雪によるスリップ注意」等の看板設置
- ウ 凍結防止剤の適所配置及び散布
- エ 請負業者への出動要請及び指示
- オ その他、冬期における道路の維持管理上必要な措置を行う。

第5 他機関との調整

市は、他の道路管理者との連携を図り、路面凍結、積雪による事故防止のための通行規制等に伴う他機関（桜井警察署等）との連絡調整を密にし、相互の協力体制を図る。

第37節 林野火災応急対策計画

市は、林野火災から自然環境と住民の生命財産を守るため、火災の早期発見と延焼防止の体制を整備し、林野所有（管理）者、地域住民、消防機関、県その他関係機関と連携して消火・救助活動に当たる。

第1 火災の発見・通報

1 火災発見者の義務

火災発見者は、林野火災を発見した場合、直ちに最寄りの消防機関に、通報しなければならない。また、発生した火災が微小な場合に限り、消防隊が到着するまでの間、地域住民の協力を得て、自身に危険が及ばない範囲内で初期消火活動に当たるものとする。

2 奈良県広域消防組合消防本部の対応

通報を受けた奈良県広域消防組合消防本部は、直ちに火位置を確認し、消防隊を出動させるとともに、次の関係機関に連絡し、所要の措置を要請する。

ア 森林の管理者（森林管理事務所、森林組合等）：森林内の作業員の安全確保及び消火活動への協力

イ 県：消防防災ヘリコプターの緊急運航

ウ 桜井警察署：消防車両の通行確保のための通行規制

エ 宇陀市：市消防団へ消火活動、飛び火による延焼警戒及び住民等の避難誘導のための出動要請及び地域住民や一時滞在者（登山者等）の安全確保

第2 消火・救出活動

1 消火活動及び延焼阻止活動の実施

現場に出動した消防隊は、市消防団、森林管理者、消防防災ヘリコプター等と協力して効果的な消火活動及び延焼阻止活動を行う。

2 孤立者等の救出

現地に出動した消防防災ヘリコプターは、火災現場を空中から偵察し、孤立した負傷者及び退路を断たれた者を発見したときは、直ちに救出活動を行う。

3 現地指揮本部の設置

火災の規模が大きく総員出動が必要な場合は、消防本部の消防長を本部長とする現地指揮本部を現場近くに開設し、消火活動の指揮に当たるものとする。

第3 避難・誘導

1 森林内の滞在者の退去

市・警察・消防団は、林野火災発生の通報を受けたときは直ちに火災発生区域周辺において広報車による広報を行い、登山者、林内作業員等の森林内の滞在者に速やかに退去するよう呼びかける。道に迷った者に遭遇したときは、安全な避難路を指示し、必要に応じて安全な場所まで誘導する。

2 地域住民の避難

市は、林野火災の延焼により住家等に危険が及ぶと判断した場合には、住民に対し避難指示等を行い、警察等と協力して住民を安全に避難させる。

第4 広域応援等の要請

1 消防の広域応援

消火に当たる消防本部の本部長は、消防本部単独での対処が困難であると判断される場合には、県内の消防相互応援協定に基づき、他の消防本部に対して応援を要請する。

知事は、県内での消防力での対処が困難であると判断される場合には、直ちに総務省消防庁に対し、近畿の他府県等の消防防災ヘリコプターの出動要請を行い、必要に応じて緊急消防援助隊の出動要請等を行う。

2 消防防災ヘリコプターの広域応援

知事は、林野火災の規模や火勢等から、本県の消防防災ヘリコプターだけでは対処が困難であると判断される場合には、紀伊半島三県災害時相互応援協定及び滋賀県・奈良県航空消防相互応援協定に基づき、和歌山県、三重県、滋賀県に消防防災ヘリコプターの応援出動を要請する。

3 自衛隊の派遣要請

市長は、消防力での対処が困難であると判断される場合には、知事に対し、自衛隊の派遣要請を依頼する。知事は、依頼を受けたときは速やかに自衛隊に対し、人員・車両・ヘリコプター等の派遣を要請する。

第5 鎮火後の措置

消防機関は、林野火災鎮火後も再発に備えてなおしばらくは警戒に当たる。

森林所有者は、焼失した林地が放置されて崩壊を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止のための措置を行うものとする。

市は、そのための指導を行う。

第 38 節 危険物施設応急対策計画

市及び関係団体は、危険物施設、高圧ガス・L P ガス貯蔵施設、火薬類貯蔵施設、毒物・劇物保管施設では、その性質上、火災、爆発、漏洩等の災害を引き起こすおそれがあるので、被害を最小限にとどめ、施設や周辺の人々に対する危害防止を図るため、危険物施設等の管理者は、災害発生時における危険物に対する応急対策を行う。

第 1 危険物施設

市及び施設の管理者は、地震等に伴って屋外タンク等の危険物施設が破損あるいは不
等沈下して石油類等が流出し、又は火災が発生した場合は、次の応急措置をとる。

1 施設の管理者が実施する対策

ア 関係防災機関への通報

火災の場合は消防機関に通報するが、石油類流出の場合は「異常水質対応措置要領」に基づき、消防機関のほか市、県景観・環境総合センター、県環境政策課に次の事項を速やかに連絡する。

- ・発生日時及び場所
- ・通報者及び原因者
- ・下流での水道水源の有無
- ・現状及びその時点での対応状況

イ 消防活動及び被災者の救出救助

ウ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

2 市が実施する対策

ア 関係する防災機関及び流出下流地域への通報

イ 立入禁止区域の設定及び交通規制

ウ 避難誘導及び群衆整理

エ 消防活動及び被災者の救出救助

オ 危険物除去及び流出石油類等の拡散防止

カ 周辺住民に対する広報

第 2 高圧ガス・L P ガス貯蔵施設

1 高圧ガス貯蔵施設等

災害が発生した場合に施設等の管理者は、消防署、警察署、県並びに奈良県高圧ガス地域防災協議会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

ア 施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し関係者以外は退避させる。

また、発生した高圧ガスに係る事故等の応援活動に関して、指定された防災事業所への応援活動の要請及び関係先への通報を迅速に行い、事故の拡大を防止する。

イ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の各種弁類等の緊急遮断措置を行うとともに災害の拡大防止措置を講じる。また、毒性ガスについては、空気呼吸器等保護具を装備のうえ実施する。

ウ 高圧ガス関係事業者は、被災施設周辺に所在する地域住民に対し、避難誘導を行う。

- エ 応援活動に必要な資材、器具等の監理を行う。
- オ 関係行政機関との連携及び他地域の高圧ガス地域防災組織との連携調整を行う。

2 LPガス貯蔵施設等

LPガス事業者等は、地震等によるLPガスによる災害を最小限に止め、LPガスの消費者及び周辺地域住民等の安全を確保するため、消防署、警察署及び一般社団法人奈良県LPガス協会等の県内保安関係団体と密接な連携を図り、適切な措置を講ずる。

- ア 事業所等は、地域のLPガスの被害状況の把握に努めるとともに、被害状況を一般社団法人奈良県LPガス協会等の保安関係団体に連絡及び報告等を迅速に行う。また、一般社団法人奈良県LPガス協会等は、被害状況を取りまとめ、県へ連絡及び報告等を適切かつ迅速に行う。
- イ 事業所等は、被害状況に応じて、応急措置の指示・出動による対処を迅速に行う。
- ウ 事業所等は、必要に応じて、協会支部を活動単位とする地域防災組織に応援出動、防災資機材の提供を要請するものとし、併せて、受入に必要な作業を行う。

第3 火薬類貯蔵施設

市及び施設の管理者は、地震等により火薬類貯蔵施設等の付近で火災が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発のおそれがある場合は、次の応急措置を執る。

1 事業者の応急措置

- ア 事業者は、災害が発生した場合、直ちに警察及び消防機関（市）に連絡する。
- イ 事業者は、貯蔵施設等の周辺で災害が発生し、貯蔵中の火薬類に引火、爆発、流出等のおそれが生じた場合、当該火薬類を近隣の火薬庫等に搬出する。搬出する余裕がないときは、火薬類を水中に沈める等、安全を確保する措置を講ずる。
なお、搬出に際しては、警察、消防機関及び県に対し、連絡をとり対処する。
- ウ 火災・爆発等が発生した場合は、主に延焼防止活動を行うとともに、消防機関へ迅速に連絡し、消火活動等に必要な情報を消防職員に提供する。
- エ 製造所においては、作業員の安全確保のため、防災要員以外の作業員を迅速に安全な場所に避難させる。
- オ 状況により、防災要員以外の作業員及び周辺住民に対して避難誘導を行う。
- カ 火薬類の流出があった場合は回収を行う。

2 消防機関（市）の対策

- ア 消防活動及び被災者の救出救助
- イ 立入禁止区域の設定及び交通規制
- ウ 避難誘導
- エ 周辺住民に対する広報

第4 毒物・劇物保管施設

市、関係機関及び施設の管理者は、毒物・劇物の漏洩、流出、浸出、拡散等の事故発生の場合は、次の応急措置をとる。

1 施設管理者

- ア 中和保健所、桜井警察署、奈良県広域消防組合消防本部への通報
- イ 中和剤による除毒作業

- 2 県
 - ア 中和剤による除毒作業の指示
 - イ 保健所等から事故状況等の連絡を受けた際の関係機関（県関係課及び市）との連絡調整
- 3 消防機関
 - ア 被災者の救出救助
- 4 県警
 - ア 立入禁止区域の設置及び交通規制
 - イ 避難誘導
- 5 市
 - ア 周辺住民に対する災害発生への広報活動

第39節 労働者確保に関する計画

災害時における災害応急対策を実施するにあたり、市、県等だけでは対応が不十分な場合、防災関係機関等に対し災害応急対策活動に必要な要員を要請し、確保する。

第1 実施責任者

- ア 必要な要員の確保は、市長が行う。
- イ 災害の程度、規模等により、市内で確保できないときは、県又は被害を免れた隣接市町村に応援を求める。

第2 労働者供給の範囲

応急救助のための労働者供給の範囲は、災害救助法に基づいて行う次の場合とする。

- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産のための移送
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理
- キ 救助物資の整理、配分及び輸送

第3 労働者確保の方法

労働者の確保に当たってはボランティアの受入れ状況を考慮に入れて、次により必要な労働者を確保する。

- ア 自治会等に協力を求める。
- イ 桜井公共職業安定所
- ウ ア、イにより必要な労働者が確保できないときは、知事に対し文書又は電話等により労働者の確保を要請する。

第4 要請時の明示事項

労働者の供給要請は、次の事項を明らかにして行うものとする。

- ア 求人を必要とする理由
- イ 必要期間
- ウ 必要人員
- エ 労働条件
- オ 作業の内容
- カ その他参考となるべき事項

第5 費用及び期間

1 費用

応急救助のため支出できる賃金は、その地域における通常の実費とする。

2 期間

応急救助のための労働者の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第40節 災害救助法適用計画

第1 被害認定体制の整備

被害の認定は、災害救助法適用の判断資料としてだけでなく、住民等に対して救助を実施するに当たり必要不可欠のものであるため迅速かつ適正に行わなければならない。

市は、平常時からこれらの専門的な知識・技術のある建築関係技術者等を確保するように努める。

※資料編9-6 住家被害の認定基準参照

第2 災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条の規定により定められており、本市の場合は次の基準による。

- (1) 基準世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数）が60世帯以上である場合。
- (2) 県全体の基準世帯数が1,500世帯以上で、市内で30世帯以上の世帯の住家が滅失したとき。
- (3) 県全体の基準世帯数が7,000世帯以上で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生した場合等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別な事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数のものが生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。

※資料編9-5 住家滅失世帯数の算定基準参照

※資料編9-6 住家被害の認定基準参照

第3 災害報告

災害が発生した場合に、どのような被害が生じているかを調査することは、この後に行われる救助活動の基本となるものであり、調査結果の報告は災害救助法の適用の判断に必要な基礎資料となるものである。

市は、災害が発生し、住民等に被害が生じている場合は、迅速かつ正確に被害状況を調査・把握し、速やかに県に報告しなければならない。

1 報告責任者

ア 市は、被害状況の報告を行う責任者（災害報告主任）として危機管理課長を、またその補助者（災害報告副主任）を予め指定し、県に報告しなければならない。また、交替した場合も同様とする。

イ 災害報告主任及び災害報告副主任は、本市に係る被害状況の報告及び事後の措置に関する状況の報告に関して一切の責任を負うものとする。

2 報告を必要とする災害

市は、おおむね次に掲げる程度の災害は全て報告しなければならない。

■ 報告を必要とする災害

- ① 災害救助法の適用基準に該当するもの
- ② その後被害が拡大するおそれがあり、同法の適用基準に該当する見込のあるもの
- ③ 被害が2市町村以上にわたる広域的で大規模なもの
- ④ 災害の状況及び社会的影響等から報告の必要があると認められるもの
- ⑤ その他特に報告の指示があったもの

第4 災害救助法の適用

知事は、市から被害状況等の報告があり、救助が必要であると認められる場合、又は被害の状況を客観的に判断し適用すべき状態にあると認められる場合は、内閣府に助言を求める等必要な措置を講じ、適用を決定する。

第5 災害救助法による救助

1 救助の実施機関

(1) 市

市は、被災した住民と直接関わっている行政体であり第一次救助の実施機関として住民及び滞在者の安全を確保し、委任された救助事務については事務を適正に実施し県に報告する。なお、災害が突発し県の通知等を待ついとまがない場合には、救助の実施に関する事務のうち、緊急を要する事務を実施することができる。

(2) 県

県は、適用基準に該当している場合は災害救助法を適用することを広告するとともに同法による救助を実施するに当たり、市町村を包括して広域的・総合的な事務を行い、市町村が行う救助活動を支援し、その調整を行う。

なお、災害救助法を適用する場合で下記の事項に該当するときは、知事は原則としてその権限に属する災害救助上の救助事務の実施を市町村長に委任することとする。

- ・市町村に委任することにより、救助の迅速、的確化が図られること
- ・緊急を要する救助の実施に関する事務（避難所の設置、炊き出しその他による食品の給与、被災者の救出等）及び県においては困難な救助の実施に関する事項（学用品の給与等）であること

2 救助の種類

災害救助法による救助の種類は以下のとおりである。なお、救助の程度、方法及び期間は内閣総理大臣が定める基準に従い、予め知事がこれを定める。

■ 救助の種類

救 助 の 種 類	実施機関
① 避難所の設置 ② 応急仮設住宅の供与 ③ 炊き出しその他による食品の給与 ④ 飲料水の供給 ⑤ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 ⑥ 医療及び助産 ⑦ 被災者の救出 ⑧ 被災した住宅の応急修理 ⑨ 学用品の給与 ⑩ 埋葬 ⑪ 遺体の捜索及び処理 ⑫ 障害物の除去	知事及び市長

第6 救助の程度・方法及び期間

奈良県災害救助法施行細則に定めるところによる。

※資料編9-7 災害救助法による救助、方法及び期間参照

第7 費用

災害救助法第33条により、救助に要する費用は県が支弁する。

第8 災害救助法適用に至らない災害への救助

災害救助法の適用に至らない非常災害が発生した場合には、救助を必要とする者に対して、必要最小限度の範囲内において、次により応急的な救助を行うものとする。

1 小災害救助内規に該当する小災害の救助

「小災害救助内規」の規定に基づき、住家又は家財に甚大な被害を受けた世帯に対して応急救助を行う。

(1) 救助の範囲

災害により住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）し、又は床上浸水等により被害を受けた世帯数が20世帯以上に達したとき。

(2) 救助の程度

市長は、この内規の適用を決定したときは、速やかに県知事に対し県における「小災害に対する救助内規」の適用を申請し、次の各号の救助を行う。

- ・県における「小災害に対する救助内規」に基づいて支給される衣服寝具等の救助物資を配分
- ・食品の給与と飲料水の供給
- ・避難所の設置
- ・被災者の救助及び救護

2 小災害救助内規に該当しない小災害の救助

小災害救助内規に該当しない小範囲の災害が発生した場合における応急救助事務については、災害の状況に応じて本計画に基づいて実施するものとするが、その他各部課の平常業務に関連する事項の処置については、その都度市長の指示により行うものとする。

第41節 事故災害応急対策計画

第1 基本的考え方及び事故災害発生時の体制

1 基本的考え方

事故災害は、自然災害以外の主に人為的要因による以下の災害（以下「事故災害」という。）についての計画であり、市は住民生活に甚大な被害を及ぼすこれらの大規模な事故災害に際して、迅速・的確に防災対策を推進する。

(1) 航空災害

市の区域において、航空機事故により多数の死傷者を伴う大規模な航空災害が発生

(2) 道路災害

市の区域において、相当の人的・物的被害が生じる大規模な道路災害が発生

(3) 危険物等災害

市の区域において、多数の死傷者等を伴う大規模な危険物等災害が発生

(4) 林野火災

市の区域において、広範囲にわたる林野火災が発生

2 事故災害発生時の体制

市の区域及び周辺において事故災害が発生した場合、事故の状況に応じて以下の体制を確立し、迅速・的確に対策を実施する。

(1) 事故災害時の体制

ア 警戒体制

事故災害発生の情報があった場合

イ 警戒本部体制

事故災害により多数の人命に損害が発生するおそれがある場合

ウ 災害対策本部体制

事故災害により多数の人命に損害が発生した場合

第2 事故災害応急対策計画

1 活動体制の確立

(1) 災害対策本部の設置

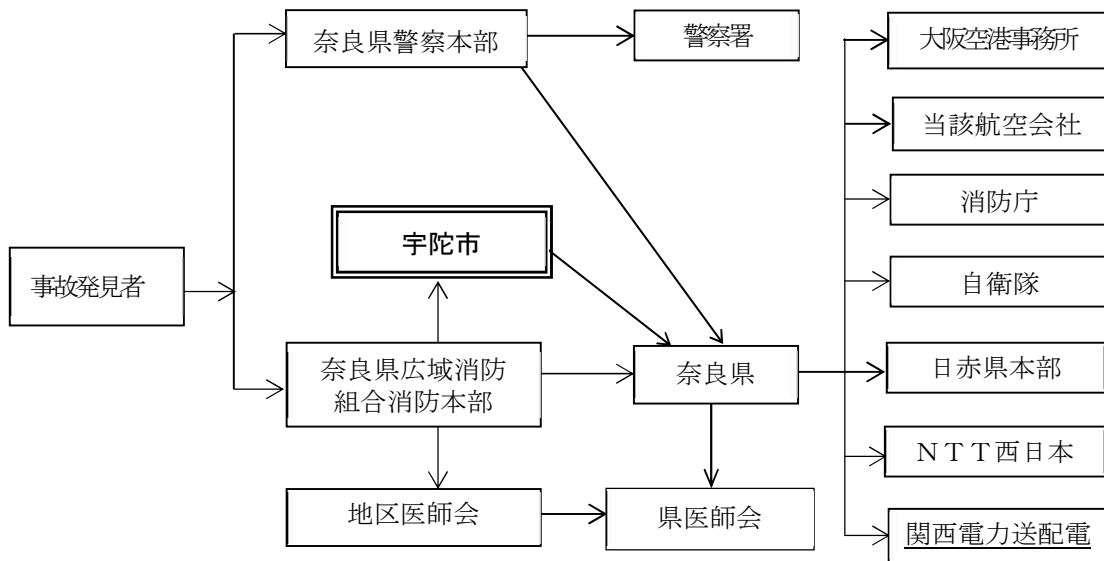
市の区域及び周辺区域において事故災害が発生した場合、災害対策本部等を設置し、県災害対策本部と緊密な連携し市の全機能をあげて応急対策を実施する。

2 情報の収集・連絡

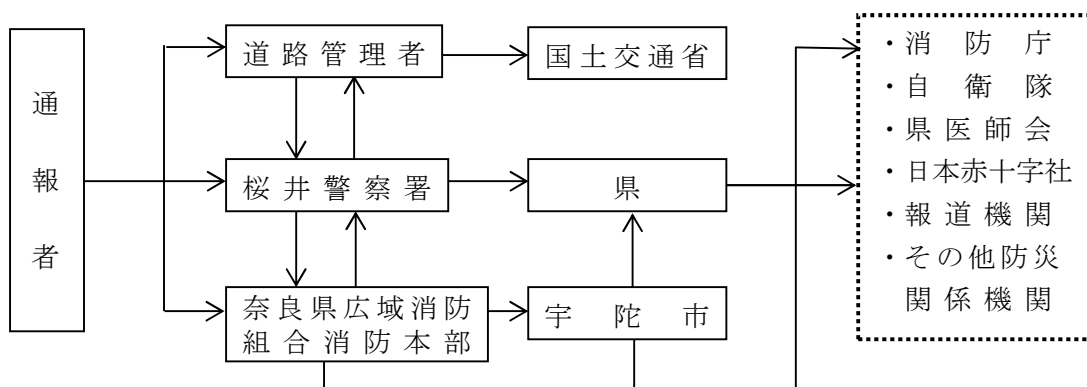
(1) 通報連絡系統

事故災害が発生した場合の通報連絡系統は次の通りである。

ア 航空災害の連絡系統

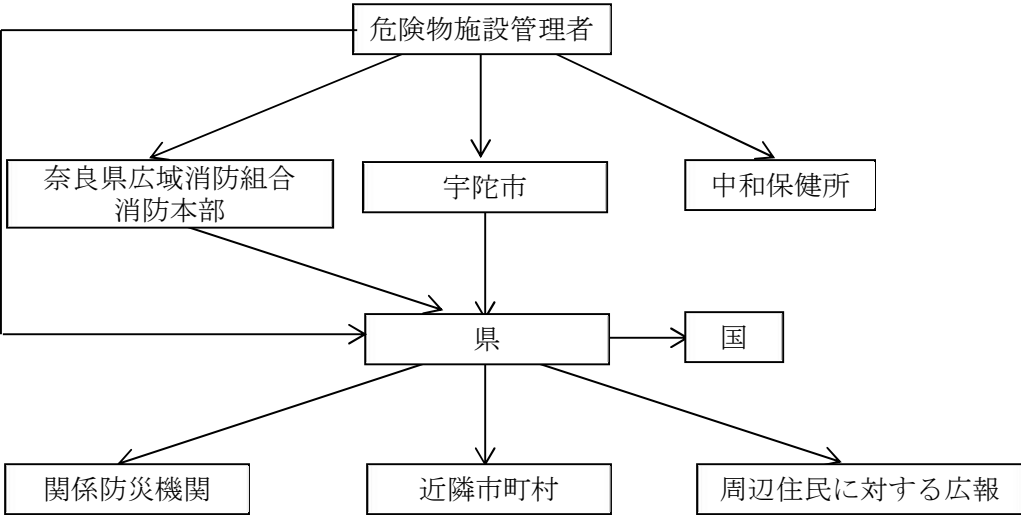


イ 道路災害の連絡系統

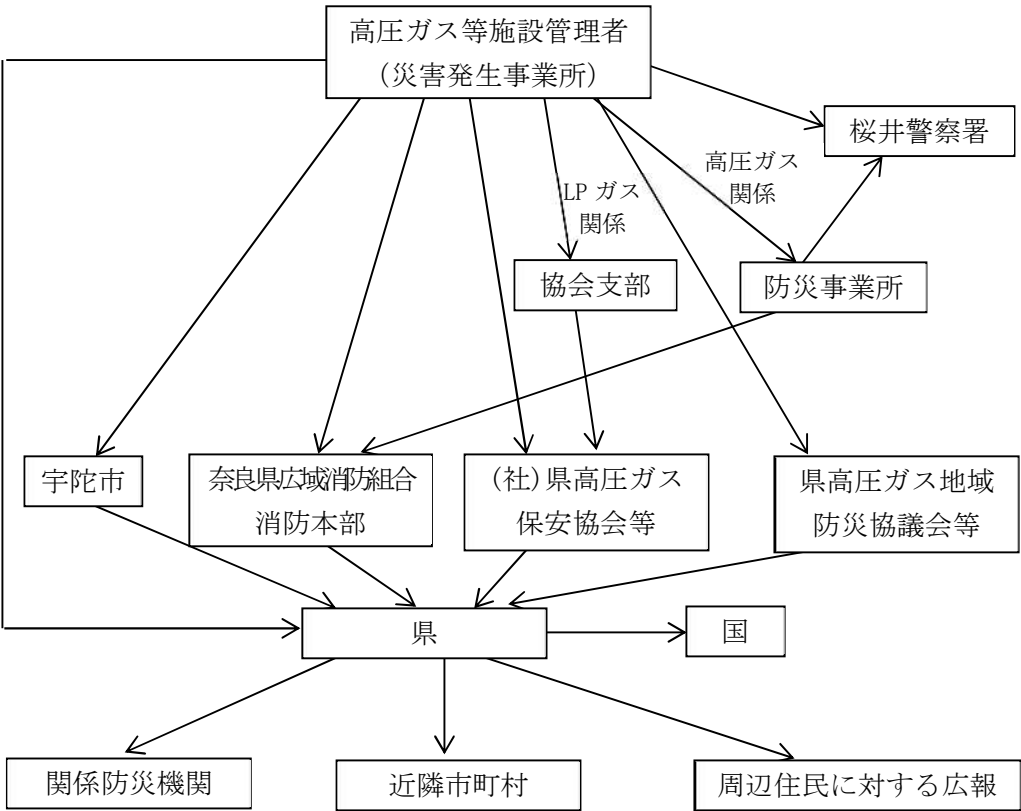


ウ 危険物等災害の連絡系統

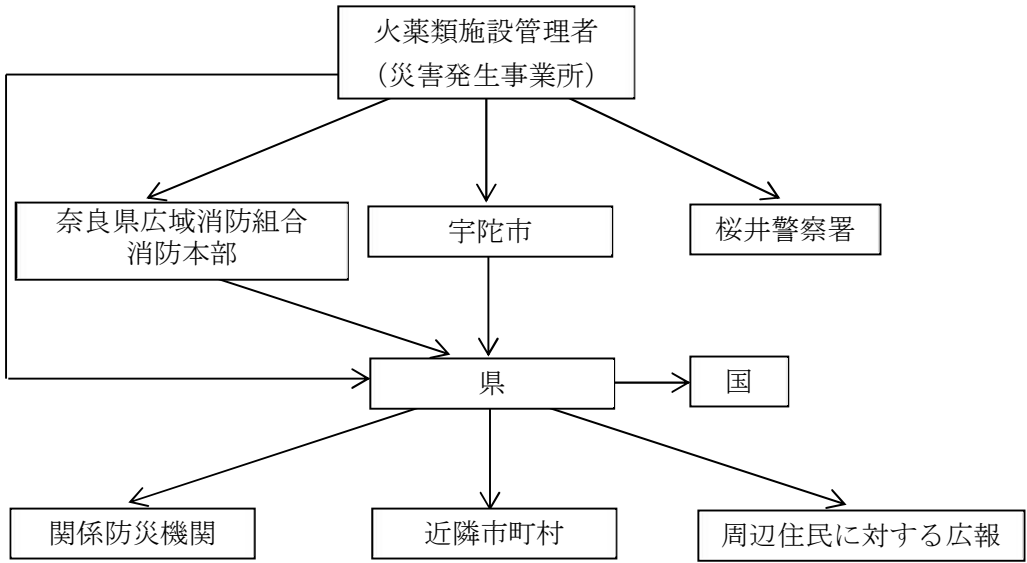
・危険物施設



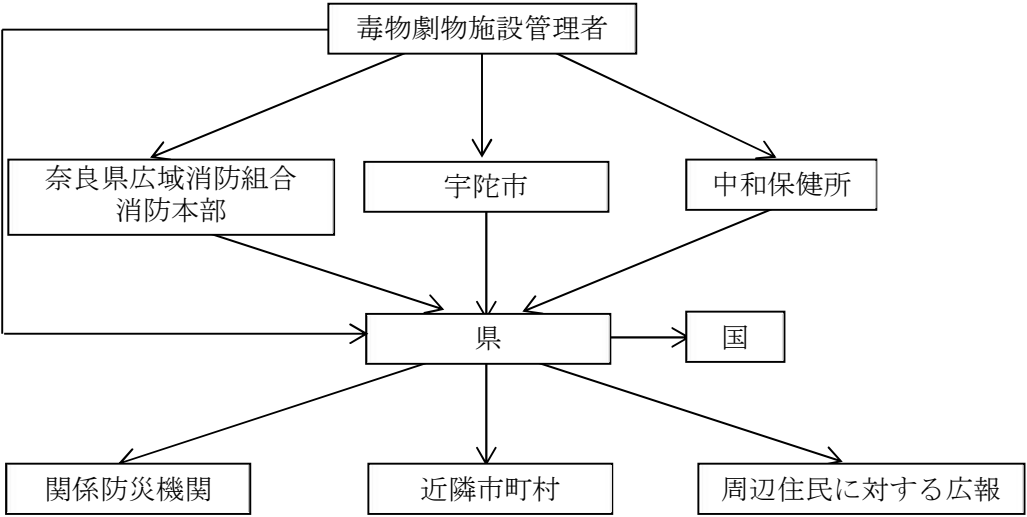
・高圧ガス施設



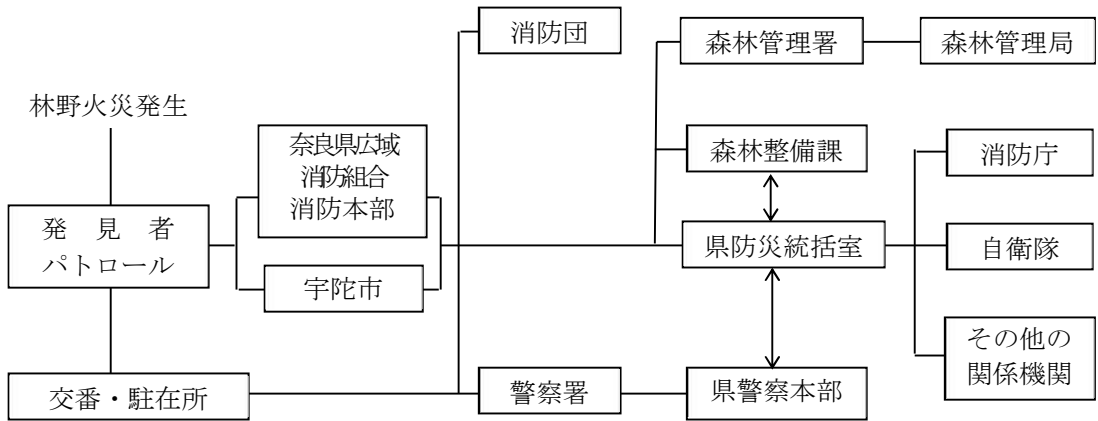
・火薬類施設



・毒劇物施設



エ 林野火災の連絡系統



(2) 情報収集活動の実施

市は、事故災害が発生した場合、市及び消防職員等を事故現場に急行させ、情報収集にあたる。

3 災害応急対策活動の実施

(1) 救援活動

市は、県、警察署、その他防災関係機関と連携し、事故災害発生による搜索、救助・救急、医療救護、消火等の救援活動を迅速かつ的確に実施する。

ア 緊急輸送活動

負傷者等の搬送、救護班の派遣、その他救援活動のための要員や物資・資機材の輸送等の緊急輸送活動は、災害応急対策を実施する機関がそれぞれ行う。実施機関において対応できない場合は、市から県に対して自衛隊の災害派遣要請を行う。

イ 搜索、救急救助活動

市は、県、警察署、その他防災関係機関と連携し、搜索、救急救助活動を行う必要がある場合、迅速かつ的確に実施する。

市は、県に対し、必要と判断した場合は、搜索、救急救助活動に関し次の措置を講じるよう要請するものとする。

- ・防災ヘリコプターの出動
- ・広域航空消防応援の要請
- ・相互応援協定に基づく近隣県への応援要請
- ・自衛隊に対する災害派遣要請
- ・消防組織法に基づく市町村長または消防長に対する指示

ウ 医療救護活動

市は、医療救護活動を行う必要がある場合、県及び日本赤十字社奈良県支部及び地区医師会に対し、救護班を派遣し医療救護活動を行うよう迅速かつ的確に要請する。

・市

市は、消防本部から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、医療救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。また、町の医療活動で対処できない場合は、県等に協力を要請するものとする。

・県

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師等の確保、医療救護所の設置、医薬品等の手配等必要な措置を講ずるものとする。

県は、市から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、日本赤十字社奈良県支部、(社)奈良県医師会、公的医療機関に対し協力を要請し、広範囲な協力体制の確立に努めるものとする。

県は、必要に応じ応援協定を締結している他府県に応援を要請するものとする。

・桜井警察署（公安委員会）

桜井警察署（公安委員会）は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようす

るため緊急の必要があると認めるときは、緊急通行車両以外の通行を禁止・制限するものとする。

・被災現場での医療救護活動

市は、県及び救護班等と連携して、被災現場に医療救護所を設置し、患者の応急救置及びトリアージ（傷病者の重症度による分類）を行い、必要がある場合には後方支援病院に対して傷病者の収容要請を行う。

また、救急告示病院等を医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院等を医療救護所の後方支援病院として、医療救護所からの重篤患者の受入れ、調整等を行うものとする。

なお、県は、患者、医療従事者、医療資機材等の搬送に当たっては、ヘリコプターの活用等迅速な対応を図るための措置を講じるものとする。

(2) 消火活動

奈良県広域消防組合消防本部は、大規模な消火活動を行う必要がある場合、県等の防災関係機関と連携し、迅速かつ的確に消火活動を実施するものとする。

ア 消防本部、消防団

消防本部、消防団は、消火活動を実施するとともに、必要に応じ「奈良県広域消防相互応援協定」に基づき他の消防本部に応援を求めるほか、県に対し、防災ヘリコプターの出動、緊急消防援助隊の派遣、広域航空消防応援等を要請するものとする。

イ 県

県は、市及び消防本部から要請があった場合または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し次の措置を講じるものとする。

- ・防災ヘリコプターの出動
- ・消防組織法に基づく緊急消防援助隊の派遣要請
- ・広域航空消防応援の要請
- ・相互応援協定に基づく近隣県への応援要請
- ・自衛隊に対する災害派遣要請
- ・消防組織法に基づく市町村長または消防長に対する指示

(3) 住民の避難

ア 警戒区域の設定、避難指示及び避難誘導

市は、事故災害発生時において、人命の安全を最優先として、事故現場周辺に警戒区域を設定し住民等の立入りを禁止する。また、必要に応じて周辺住民に対し避難指示を行う。なお、避難誘導に際しては要配慮者を優先する。

イ 避難所の設置と運営

市は必要に応じて避難所を開設し、設置場所を住民に周知徹底する。避難所を設置した場合は、速やかに県に連絡する。

(4) 広報活動

市は県及び防災関係機関と連携して、事故災害の発生場所、被害状況、応急対策の状況等について、迅速に住民に周知するとともに、安否情報、医療機関の情報、応急対策の情報、交通規制の情報等被災者の家族等に役立つ情報を適切に提供する。

広報は概ね次のような事項について行う。

- ア 事故の発生日時及び場所
- イ 被害の状況
- ウ 被害者の安否状況
- エ 応急対策の実施状況
- オ 交通規制の状況
- カ 治安の状況
- キ 住民に対する協力及び注意事項
- ク その他必要と認められる事項

第42節 原子力災害応急対策計画

本市は、国の原子力災害対策指針が示すUPZ（原子力発電所から30km圏内）に位置していないが、今後、国等から示される検討結果や被害想定などをもとに、県と連携して、原子力災害の応急対策について検討を行っていく。また、福井県など、原子力発電所立地県からの避難者受入について、積極的に協力していく。

第1 情報の収集及び連絡体制の整備

市は、原子力災害が発生した場合、県及び関係機関から情報を迅速に収集し、事態の的確な把握に努め、原子力災害の正確な情報を住民に対して速やかに伝達する。

第2 広報・相談活動の実施

1 広報活動の実施

市は、広報体制を整備するとともに、県、警察本部、報道機関等と連携し、事故の現状、応急対策、住民のとるべき措置及びその他必要事項についての正確な情報を、インターネット、防災行政無線その他の情報伝達手段を活用し、住民に対して確実かつ速やかに伝達する。

2 相談活動の実施

市は、県と連携し、住民からの原子力災害に関する相談、問合せに対し、迅速かつ円滑に対応するため、相談窓口を設置する。

第3 県の実施する緊急時の環境放射線モニタリングへの協力

市は、原子力災害が発生した場合に県が実施する緊急時の環境放射線モニタリングに関し、必要に応じ協力する。

また、県が行う環境放射線モニタリング結果について、インターネットを活用して、住民に速やかに情報提供する。

第4 県外からの避難者の受入れ

市は、県が福井県などの原子力発電所立地県等からの原発事故発生時の避難者受入を決定した場合、県の要請又は原発立地市町村等から直接避難者受入について要請があれば、県と連携し、避難者受入れ要請に応じる。

その場合、市は、受け入れた避難者のニーズの的確な把握に努め、迅速に対応する。

新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、避難者の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。